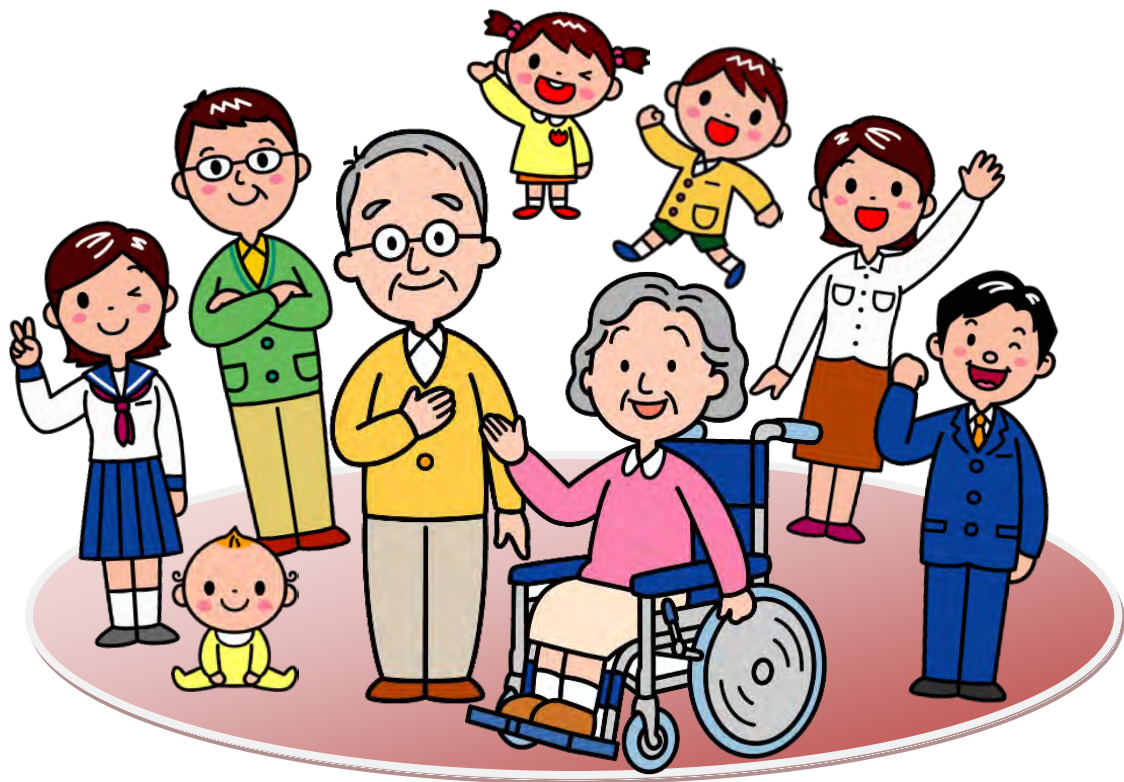


おおむら支え合いクラブ

大村市地域福祉計画
大村市地域福祉活動計画



向こう三軒両どなり
みんなつながり支え合い
いきいき安心おおむらづくり

平成23年3月
大 村 市
大村市社会福祉協議会

はじめに

わが国は、戦後の荒廃から立ち上がり、今日までの大きな経済成長の過程で、さまざまな社会保障制度を充実させてきました。それは、貧しかった時代の身近な相互扶助のかたちから、豊かな時代の公的な社会扶助のかたちへの変遷でもありました。

しかし、20年前のバブル経済の破綻以降続く出口の見えない経済不況、雇用不安、そして少子高齢社会の到来で社会保障費の膨張が続き、わが国は、今後の国のあり方を決める大きな岐路に立っています。

また、相互扶助から社会扶助への転換は、昨今の地域社会における人と人とのつながりの希薄化の要因ともなり、住民同士隣にどんな人が住んでいるのかさえ知らないという状況、いわゆる“無縁社会”が静かに広がっています。

さて、わが大村市は、今日著しい人口増加と飛躍的な経済発展を遂げてきました。

特にモーターボート競走事業の功績もあり、本市では独自の福祉施策を展開し、住民に多様な福祉サービスを提供してきましたが、国のあゆみと同じく、本市もきわめて厳しい財政状況に直面しています。

地域においても、町内会や子ども会の加入率低下に象徴されるように、地域の支え合いの力が徐々に弱まりつつありますが、その一方で、自分の地域を住み良くするためにたくさんの人たちが、それぞれの立場で熱心に活動をしているのです。

こうした状況のもと、本市ではこの度「大村市地域福祉計画」を策定しました。住民一人一人が地域社会の担い手であるとの考えのもと、中心テーマを「住民参加」に置き、できるだけ多くの住民に携わっていただくため、3年の期間をかけて公民協働による計画づくりを進めてきました。

10年後20年後の地域社会の将来を見据え、地域住民、関係団体、福祉事業者をはじめ、あらゆる立場の皆様と一緒に本計画を推進してまいります。

策定の際と同様、引き続きご理解ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、計画策定委員の皆様、住民懇談会やワーキンググループに参加された多くの住民、関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成23年3月

大村市長 松 本 崇

昨今、地域社会の都市化や少子高齢化の進行に伴う核家族化などにより、人と人との連帯感が薄れ、隣近所の付き合いも希薄化するなど、地域の環境が大きく変化しております。

このような状況のもと、所在不明高齢者の問題や児童への虐待、高齢者を狙った悪徳商法など様々な問題が生じております。

地域の課題はますます複雑多様化し、これらの諸問題に対応していくためには、地域の人々の支援が欠かせなくなってきました。

地域の課題や問題を自分たちのこととしてとらえ、市民の皆様が中心となって考えていく「社会的つながりの確保」や「地域のコミュニティ再生」に取り組んでいかなくてはなりません。

当社会福祉協議会といたしましても、行政と地域住民の皆様とのつなぎ役として、共に大村を住みよいまちにしていきたいと思っております。

このたび、当社会福祉協議会では、大村市との協働で「大村市地域福祉計画・大村市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

市内各地で住民懇談会を開催し、地域の課題やその解決策をお聞きしたり、住民アンケートの実施、ワーキンググループで論議を重ねるなど、多くの市民の皆様方のご意見をお聞きしながら策定いたしました。ご尽力いただいた市民の皆様をはじめ、計画策定委員の皆様方に心から感謝申し上げます。

今後、この計画の推進にあたりましては、当社会福祉協議会職員一丸となって、市民の皆様と一緒に基本理念の実現に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成23年3月

社会福祉法人 大村市社会福祉協議会会長

中嶋 米雄

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画について	2
(1) 計画策定の背景 (2) 地域福祉	
(3) 地域福祉計画 (4) 地域福祉活動計画	
(5) 地域福祉計画と地域福祉活動計画	
2. 策定体制及び策定経過について	
(1) 大村市地域福祉計画の位置付け	6
(2) 策定体制について	8
《策定に関する組織・取組み》	10
① 住民アンケート ② 小学校区住民懇談会	
③ ワーキンググループ ④ 策定委員会	
⑤ 庁内策定検討会 ⑥ パブリックコメント	

第2章 現状と課題

1. データに見る地域の状況	15
(1) 人口・世帯の状況 (2) 年齢人口構成の状況	
(3) 年齢3区分別人口の状況 (4) 配偶関係の状況	
(5) 要介護認定者の状況 (6) 障がい者の状況	
(7) 地域活動組織の状況 (8) ボランティア等の状況	
2. 地域の現状と課題	24
(1) 住民アンケート	
(2) 小学校区住民懇談会	
(3) ワーキンググループ	

第3章 基本理念、基本目標及び基本施策

1. 基本理念	31
2. 基本目標と基本施策	32

第4章Ⅰ 地域福祉を進めるため私たち住民に必要なこと	33
----------------------------	----

第4章Ⅱ 地域福祉を進めるための取組み	34
---------------------	----

基本目標Ⅰ 人と人とのふれあいを大切にする 心をはぐくもう

基本施策1 ～住民一人一人に福祉意識を広げる環境づくり～	35
基本施策2 ～地域福祉を担う人材の育成～	38
基本施策3 ～コミュニティ活動の充実～	41

基本目標Ⅱ 一人一人の困りごとを きちんと解決につなげよう

基本施策1 ～福祉サービスの情報提供・相談体制の充実～	46
基本施策2 ～福祉サービスの適正な利用の確保～	50

基本目標Ⅲ 安全安心で いきいきとした暮らしをつくろう

基本施策1 ～地域による防犯、防災体制づくり～	52
基本施策2 ～地域における健康づくり～	55
基本施策3 ～見守りの仕組みづくり～	57
基本施策4 ～社会参加と生きがいづくりの推進～	62
基本施策5 ～子どもをすこやかに育てる地域づくり～	67
重点活動	70

第5章 計画の推進と評価

1. 計画の推進	76
2. 計画の評価	76

資料編	78
-----	----

第 1 章

計画の基本的な考え方

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画について

(1) 計画策定の背景

これまで行政は、「高齢者」「障がい者」「児童」などの分野ごとに、専門の行政計画を策定しそれぞれの福祉施策の充実を図ってきました。しかし、地域の生活課題は幅広く、個別の福祉施策では対応できない、いわゆる“制度のすきま”が依然として存在しています。

特に近年、少子高齢化、核家族化、地域の人間関係の希薄化などが進み、家族や地域における相互の助け合いが弱まった結果、孤独死や幼児虐待、所在不明高齢者など、行政の力だけでは対応できない新たな問題が、改めて浮き彫りになってきました。

一方、地方分権一括法の施行を契機に、国の関与を徐々に薄め、地方自治体自らが自律した行財政運営を行うという地方分権が大きな流れになりつつあるなか、福祉サービスも同様、地域の実情にあわせて制度の細部をデザインできるものが出始めており、地方自治体には単なるサービスの提供にとどまらない幅広い役割が求められてきています。

こうした背景から社会福祉法が改正され、これからの社会福祉のあり方を示す新たな理念として「地域福祉」の考え方が盛り込まれました。そして、地域福祉を推進する具体的な取組みを定めるものとして、市町村は「地域福祉計画」を、市町村社会福祉協議会は「地域福祉活動計画」を策定することとされました。

（２）地域福祉

社会福祉法第１条において、地域福祉とは、「地域における社会福祉」と定義されています。

「社会福祉」とは、「社会の一人一人を幸せな状態にするための仕組みや取り組み」をいい、具体的には、子ども、高齢者、障がい者などで生活上何らかの支援を必要とする人に対し、生活の質を維持・向上させるためのサービスを社会的に提供すること、若しくはその制度を指します。

つまり「地域福祉」とは、「住み慣れた地域で、誰もが安心していきいきと生活する」ことを目指す仕組みや取り組みのことなのです。

そのため、行政が福祉サービスの提供者、住民がサービスの利用者、といった従来の固定的な「福祉」のイメージとは異なります。

地域社会の中で、住民、行政、社会福祉協議会、福祉事業者、ボランティアなど、あらゆる立場の人々が相互に支え合い、一緒に福祉課題の解決に取り組んでいく。

それが地域福祉の基本的な考え方です。

(3) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法を根拠とし、地方自治法第2条に規定された基本構想を頂点とする市町村の行政計画の1つですが、大きな特徴として、計画の策定や変更を行う際には、住民などの意見を反映させることとなっています。

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画） （H12 改正 H15 施行）

市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

「市町村地域福祉計画の策定について」(平成19年8月10日社援発第0810001号厚生労働省社会・援護局長)

日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生委員児童委員等の関係機関等との間で共有を図ることが、要援護者が安心して地域での生活を送ることができることにつながるものであることから、全ての市町村においては、この要援護者支援方策を踏まえた市町村地域福祉計画の策定が求められている。なお、こうした取り組みが災害時などの緊急事態の際の迅速かつ的確な要援護者支援にも資するものである。 （抜粋）

（４）地域福祉活動計画

市町村の社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体と位置付けられており、民間の福祉活動の協働計画として、地域福祉活動計画の策定が求められています。

全国社会福祉協議会「地域福祉活動計画策定指針」

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画」である。

（５）地域福祉計画と地域福祉活動計画

地域福祉計画と地域福祉活動計画には、行政計画と民間活動計画という違いはありますが、公民協働による地域福祉の推進が共通の目的となっています。したがって、住民の生活課題、基本理念・基本目標を共有し、具体的な取組みを連携させるため、本市においては、大村市社会福祉協議会との共同作業で二つの計画を一体的に策定しました。

2. 策定体制及び策定経過について

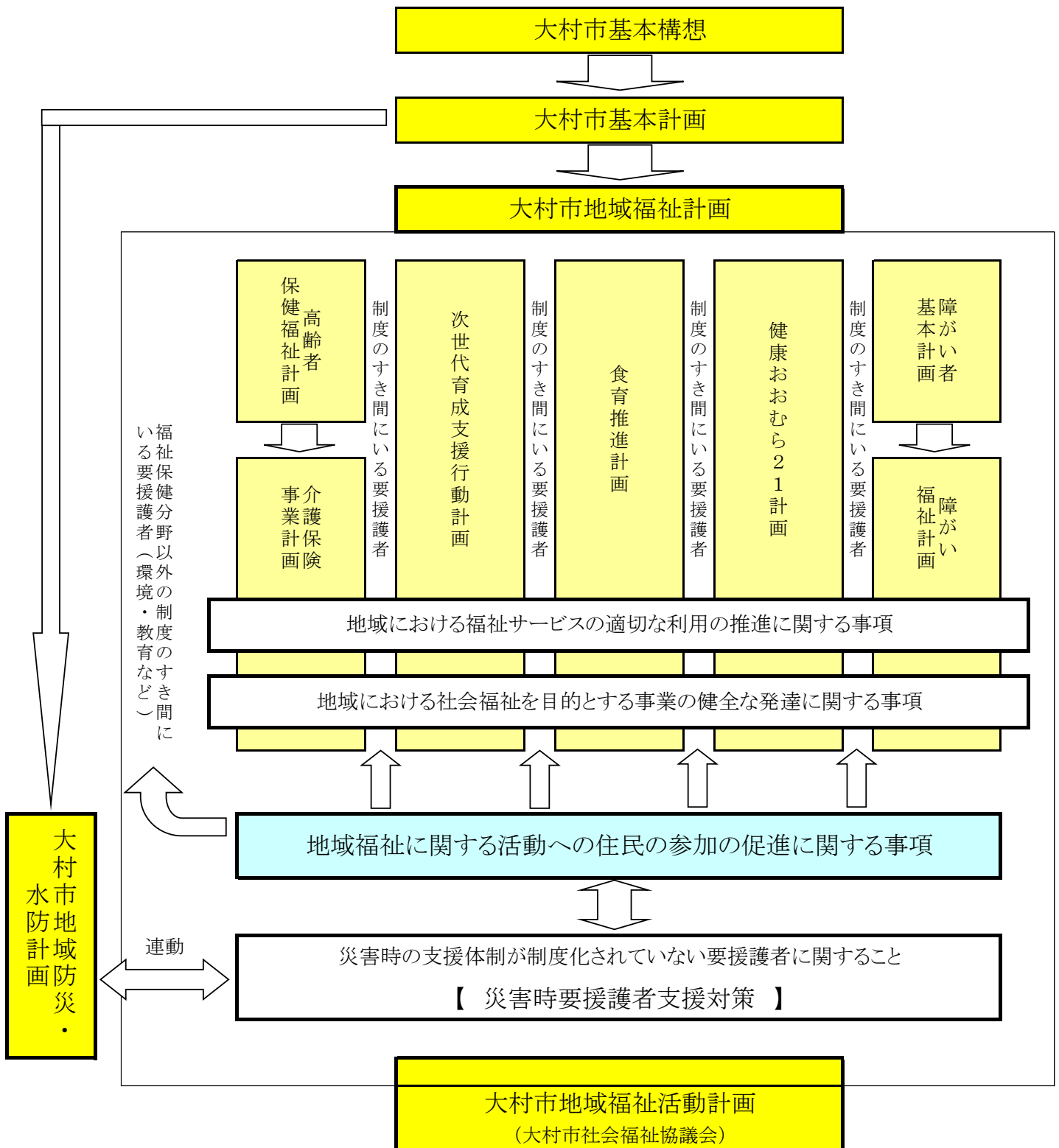
(1) 大村市地域福祉計画の位置付け

大村市地域福祉計画は、本市のまちづくりの指針である「大村市基本構想」と「大村市基本計画」を基軸に、社会福祉法第107条に規定する地域福祉の推進に関する事項を定めた計画です。また、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉・子育て支援、地域保健など、分野ごとの個別計画と「地域福祉」の理念を共有しつつ、個別計画では解決が難しい「制度のすきま」に、地域の住民の積極的な参画によって対応していくための、福祉保健の総合的かつ横断的な行政計画です。

また、例えば災害時要援護者支援の取組みと、大村市地域防災・水防計画の関係のように、内容に応じて福祉保健分野以外の行政計画との連携を図ります。

さらに、大村市社会福祉協議会が民間の立場で地域福祉を推進する取組みを定める地域福祉活動計画と共同で策定を行い、策定後も密接な連携を図ります。

大村市地域福祉計画の位置付け



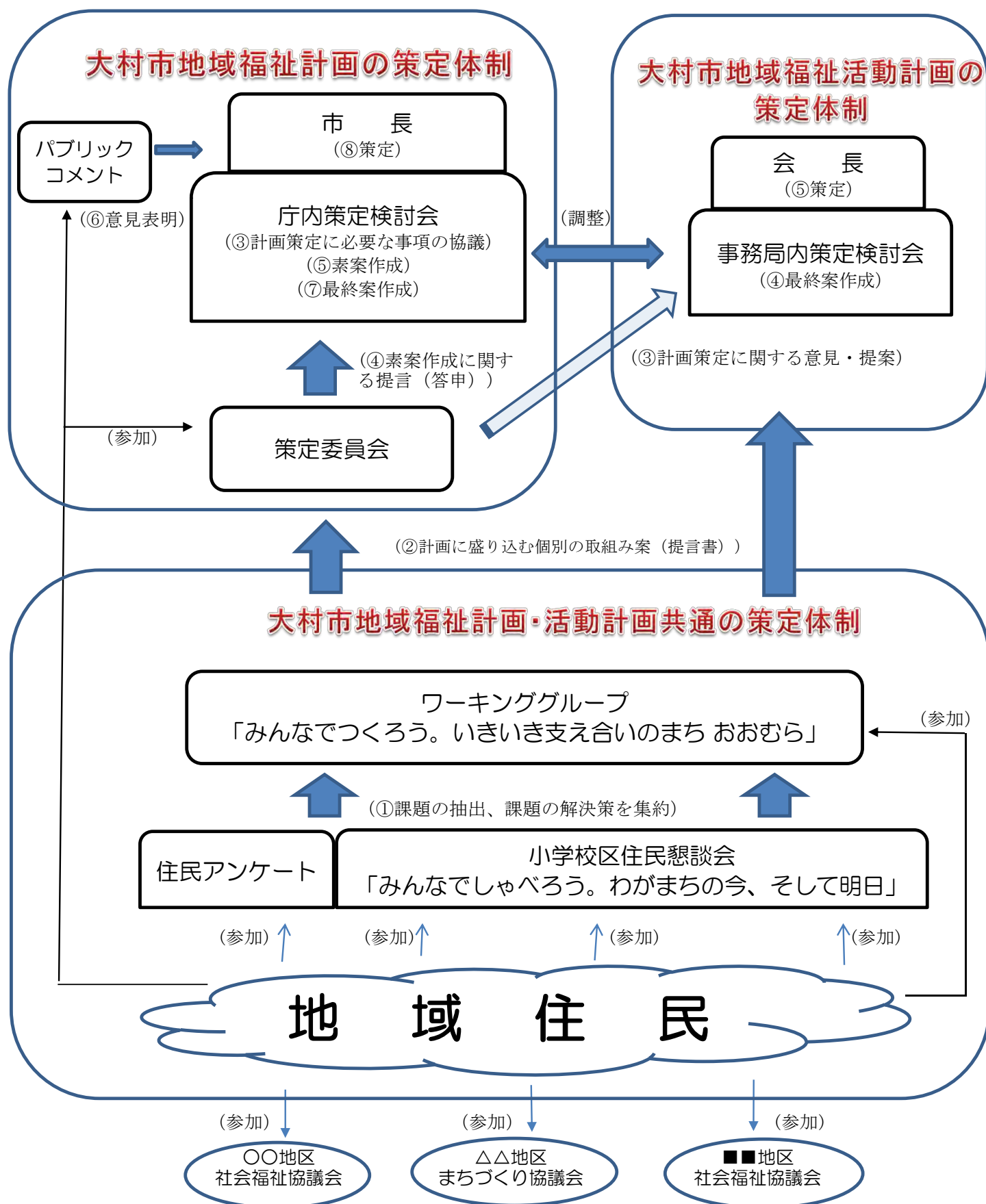
（２）策定体制について

大村市地域福祉計画は、誰もが安心して暮らせるための地域づくりが目的であり、いわば地域の住民が主人公の計画であるといえます。そこで、できるだけ多くの住民の皆様から地域の生活課題（ニーズ）に関する意見を集め、一緒に地域福祉を推進するための取組みを考えていくという策定方針を採用し、平成２０年度から３年という長い時間をかけ、計画を作り上げてきました。

また、大村市社会福祉協議会が進める大村市地域福祉活動計画と、住民参加を通じた地域福祉推進という共通の目的を持っていることから、後述する住民懇談会やワーキンググループ（作業部会）をはじめ、様々な策定作業を共同で進めてきました。

次ページ以降で策定に関わった組織や取組みについて紹介します。

大村市地域福祉計画・大村市地域福祉活動計画 策定体制図



〔各小学校区の町内会、地区社協、ボランティア団体などが、協働して地域福祉を推進するための取組みを定める「地区福祉計画」の策定を目指す。〕

(平成20年9月～平成22年1月)

住民アンケート

大村市在住の計2,000人の住民にアンケートを送付し、「大村市が子育て・買い物・防災防犯など様々な面から見て住みやすい町か?」「隣近所との付き合いの程度は?」「どんな地域活動に参加したいか?」など、日常感じている困りごとや地域社会に対する意識などに関する調査を実施しました。

住民が日頃感じている生活上の課題や、地域社会に対する意識を把握し、計画策定の参考材料としました。

また、住民懇談会やワーキンググループなどに参加できない(又はしない)方々、例えば現役世代や若年層などの意識を把握するという目的もありました。

実施方法	小学校区住民懇談会の実施時期に合わせ、各地区で実施
対 象	平成20年9月現在13歳～80歳までの市民2,000人
抽出方法	対象者数2,000人を小学校区ごとの人口比で配分し、さらに校区住民の年齢構成比、男女比に基づきサンプル数を決定。 そして、住民基本台帳上の属性ごとの対象者の中から、サンプル人数分を無作為に抽出。
回 収 率	33.2%

(住民アンケート調査結果については、資料編 P95 参照)

(平成20年9月～平成22年1月)

小学校区住民懇談会「みんなでしゃべろう。わがまちの今、そして明日」

地域の生活課題を明らかにし、その解決策を住民の皆様と一緒に考えていく場として、市内15の小学校区ごとに住民懇談会を開催しました。地域の生活課題や課題解決のアイデアなど、参加された皆様からのたくさんのご意見・ご提案が、計画づくりの大きな土台となっています。

この懇談会は同時に、住民同士が地域の資源と課題を共有し、地域主導による課題解決に取り組むきっかけの場にする、という役割もありました。

懇談会では、次の3つのテーマについて話し合いました。

I 「わたしのまちのいいところ」「わたしのまちの気になるところ」を探そう！

＊地域の資源（いいところ）や課題（気になるところ）を話し合ってもらい、まず、わがまちの現状を知ってもらいました。

II 「まちのキャッチフレーズ」を決めよう！

＊わがまちが今後どうあって欲しいか、その理想の姿を、「まちのいいところ」をもとにキャッチフレーズで表現してもらいました。

III 「気になるところ」を楽しく解決！「おもしろアイデア」を考えよう！

＊地域の生活課題を解決するために、何か自分たちでできることはないか、

「いいところを活かす」

「みんなで楽しく」

「自分にもできそうなこと」

の3つの視点から、自由にアイデアを考えてもらいました。

(小学校区住民懇談会実施概要については、資料編 P111 参照)

策定に関する組織・取組み③

(平成22年4月～平成22年9月)

ワーキンググループ

「みんなでつくろう！いきいき支え合いのまち おおむら」

小学校区住民懇談会「みんなでしゃべろう。わがまちの今、そして明日」で集約したご意見・ご提案をさらに深めるため、半年間に渡って定期的にワークショップを開催しました。公募住民、福祉事業従事者、関係団体の方々をグループメンバーとして、さらに市・社会福祉協議会職員がサポートメンバーとして加わり、計74名が参加しました。「高齢者福祉」「障がい者(児)福祉」「児童福祉・子育て支援」「向こう三軒両どなり」の4分科会に分かれ、それぞれが抱える課題を解決するための事業・活動アイデアを話し合いました。

活動の成果として、計画の基本的な考え方と取組みをまとめた「提言書」を作成しました。

(ワーキンググループの活動の流れと「提言書」については、資料編 P129、132 参照)

策定に関する組織・取組み④

(平成20年8月～平成23年3月)

策定委員会

計画策定のために必要な事項の調査・審議を行い、市長にその結果を提言する機関で、学識経験者、社会福祉関係団体、各行政機関、公募住民の計11名で構成しました。平成20年8月1日の第1回以降、足かけ3年に渡って策定方針や計画の基本的な方向性について検討を行いました。

(大村市地域福祉計画策定委員会設置要綱と委員名簿については資料編 P79、81 参照)

(委員会による「大村市地域福祉計画策定に関する提言書」については資料編 P151 参照)

策定に関する組織・取組み⑤

(平成22年9月～平成23年3月)

庁内策定検討会

策定委員会からの提言に基づき、計画の素案を作成するとともに、パブリックコメントを踏まえた最終案を取りまとめる市役所内部の組織で、副市長をはじめとする関係部課長で構成しました。

策定に関する組織・取組み⑥

(平成23年2月)

パブリックコメント

計画の素案が出来上がった段階で、これを約1か月間、市役所や関係施設に設置するとともに、ホームページ上で公開し、広く住民の皆様からご意見・ご提案を公募しました。

a 補 足

地区福祉計画

市と大村市社会福祉協議会では、市全域を対象にした大村市地域福祉計画及び大村市地域福祉活動計画を策定するとともに、住民にとってより身近な日常生活圏である小地域（小学校区）で、地域福祉を推進する組織づくりやその活動計画づくりへの支援を行います。

9ページの計画策定体制図では、小学校区住民懇談会を通じて、住民が地域資源や生活課題に気づき、課題解決に取り組むきっかけとなり、最終的に地区福祉計画づくりにつながることをイメージしています。

第 2 章

現状と課題

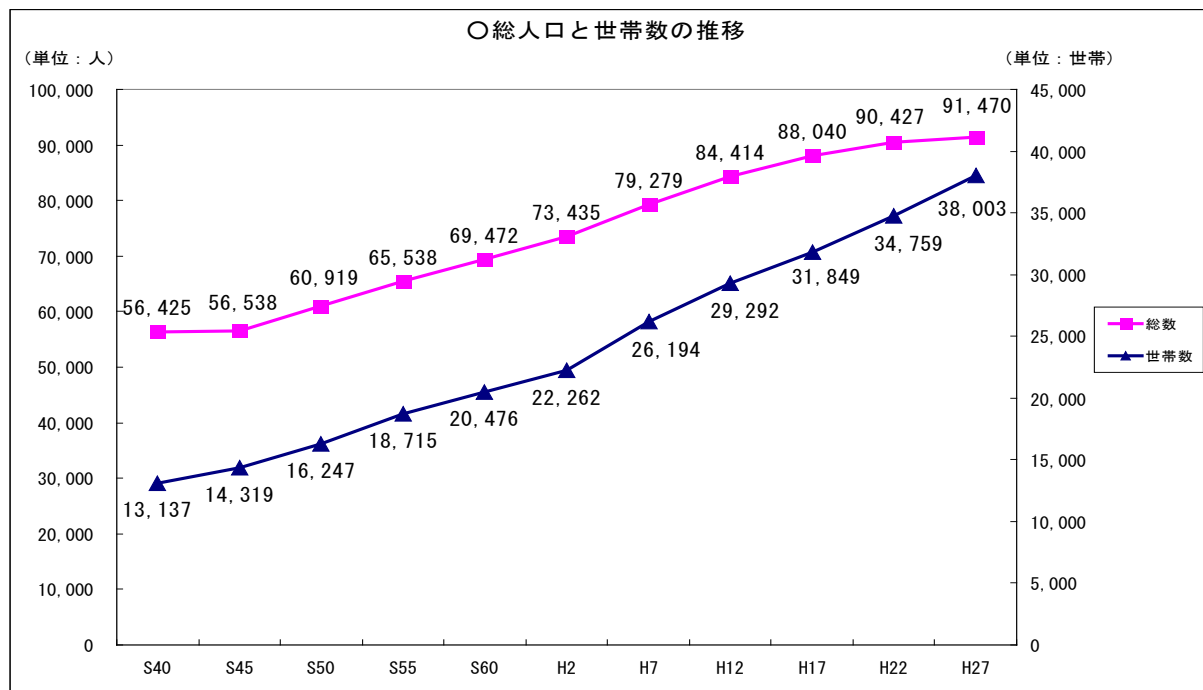
1. データに見る地域の状況・課題

(1) 人口・世帯の状況

本市の人口は、県央地区にあって空港や高速道路など交通の利便性に富んだ都市であることなどを背景に、一貫して増加傾向にあります。

平成22年10月の人口（H17国勢調査を基にした推計）は90,427人で、45年前の昭和40年と比較すると約1.6倍に達しており、平成27年にはさらに伸びると予測されています。

世帯数も同じく増加していますが、グラフを見ると、特に平成2年以降、人口の伸び率以上に世帯数が著しく伸びていることがわかります。これは、1世帯当たりの世帯員数が減少していることを示しています。昭和40年に1世帯当たり約4.3人だった世帯員数が、平成22年には約2.6人へと大幅に減少しており、核家族化の進行や単身世帯の増加などによって、今後も減少傾向が続くものと考えられます。



(資料：国勢調査 ※H27の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「市区町村特別将来推計人口」（平成20年12月推計）より。 ※H27の世帯数は、H22の数値にH12～22の平均増加率を乗じた推計)

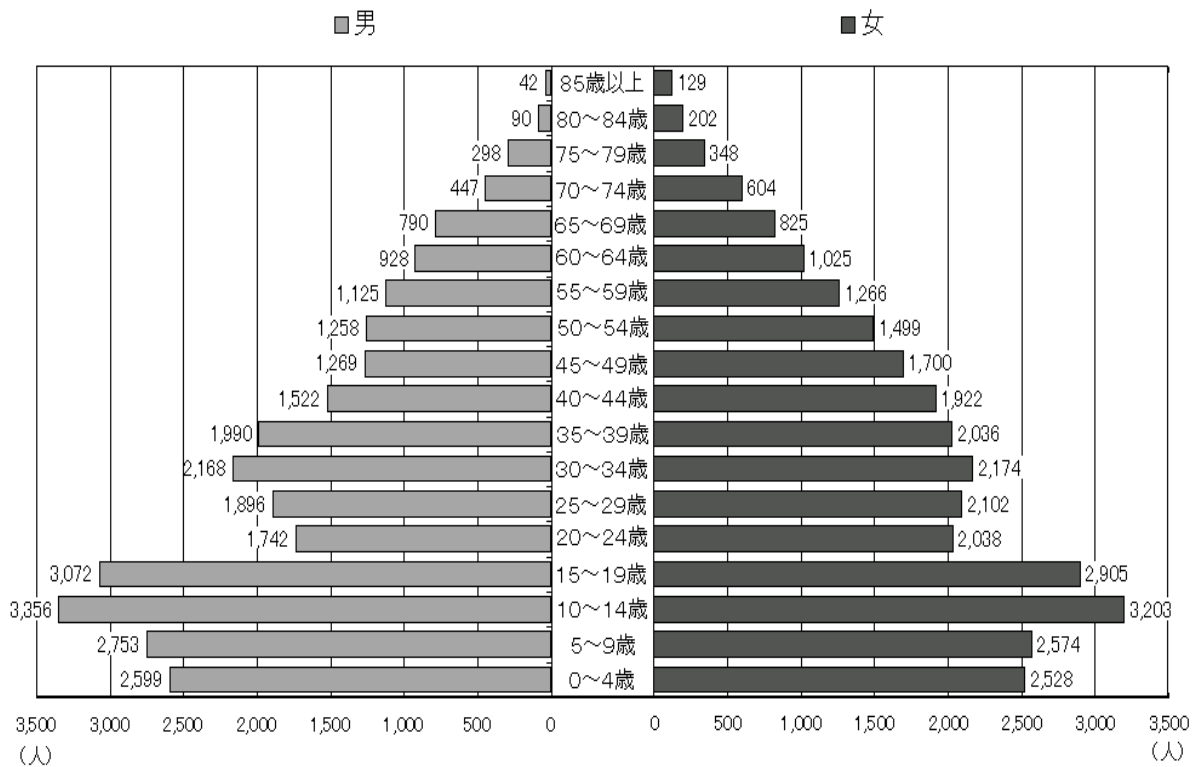
（２）年齢人口構成の状況

次ページのグラフは、本市の昭和４０年と平成１７年における、５歳ごとの人口構成を表しています。

昭和４０年のグラフをおおまかに見ると、年齢が高くなるほど人口が少なくなるピラミッド型ですが、平成１７年では中高年人口が厚みを増しているため、つり鐘型になっています。４０年の間に、人口の重心が下から上へ、つまり若年層から中高年層へと移っていったことが分かります。

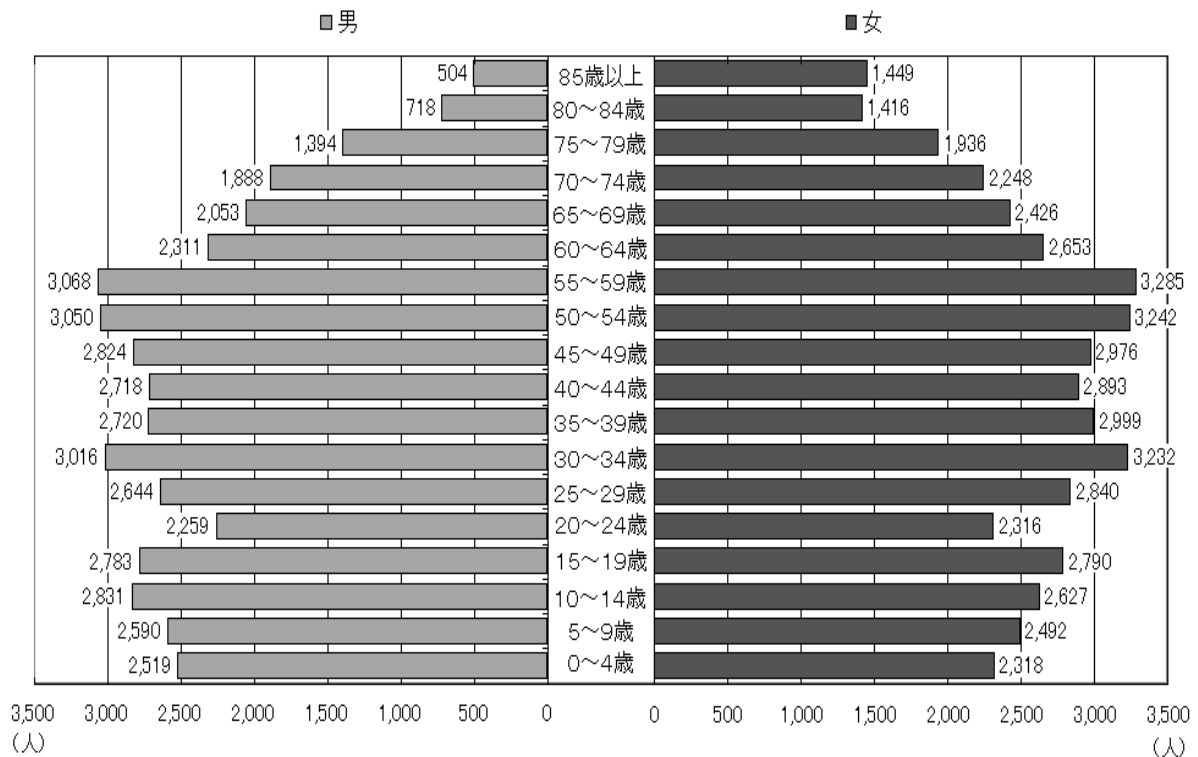
今後も少子高齢社会が進行していけば、将来の年齢人口構成は「ひし形」に近づいていくものと考えられます。

性別・年齢別人口構成(昭和40年)



(資料：国勢調査)

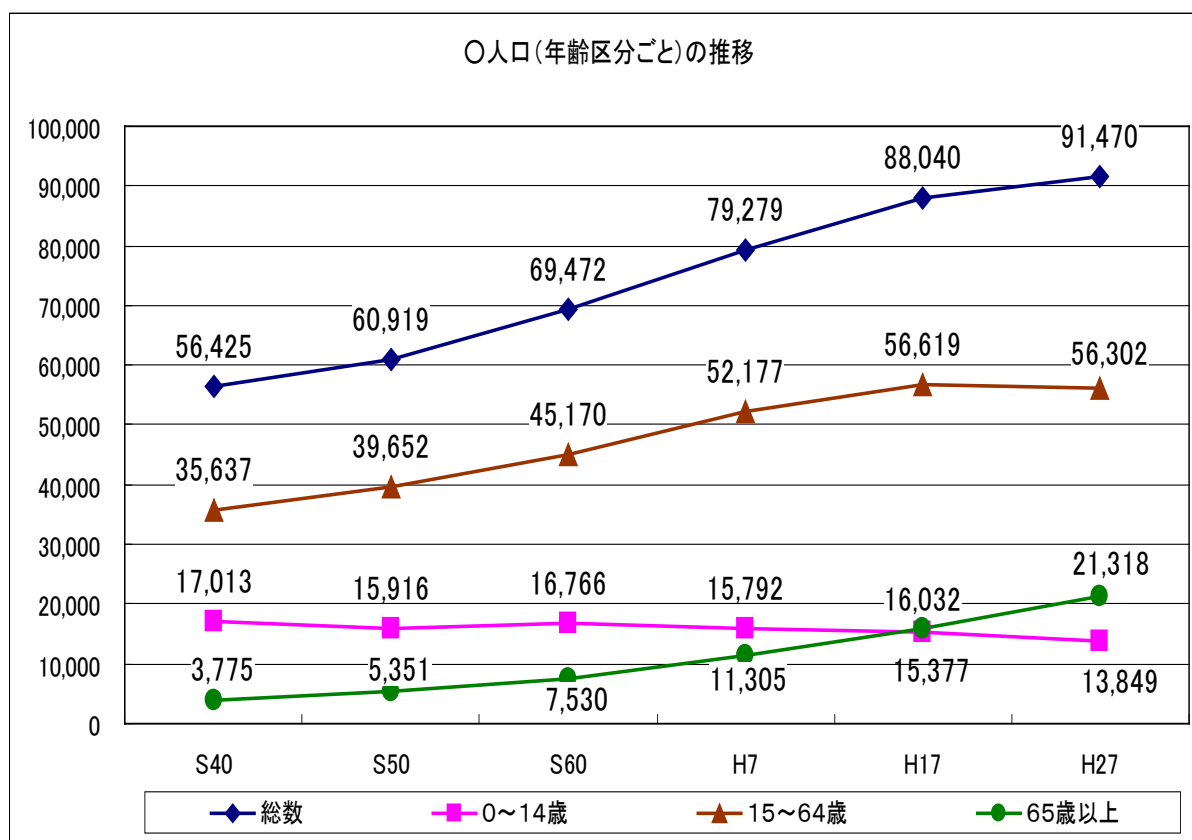
性別・年齢別人口構成(平成17年)



(3) 年齢3区分別人口の状況

下のグラフは、本市の人口を、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3つに分け、その推移を表したものです。

総人口は一貫して増加していますが、生産年齢人口の伸びは鈍化しており、平成27年には減少に転じ、また、年少人口は減少傾向が続く一方、老年人口の急激な増加が予測されており、少子高齢社会の将来の姿がはっきりと描き出されています。

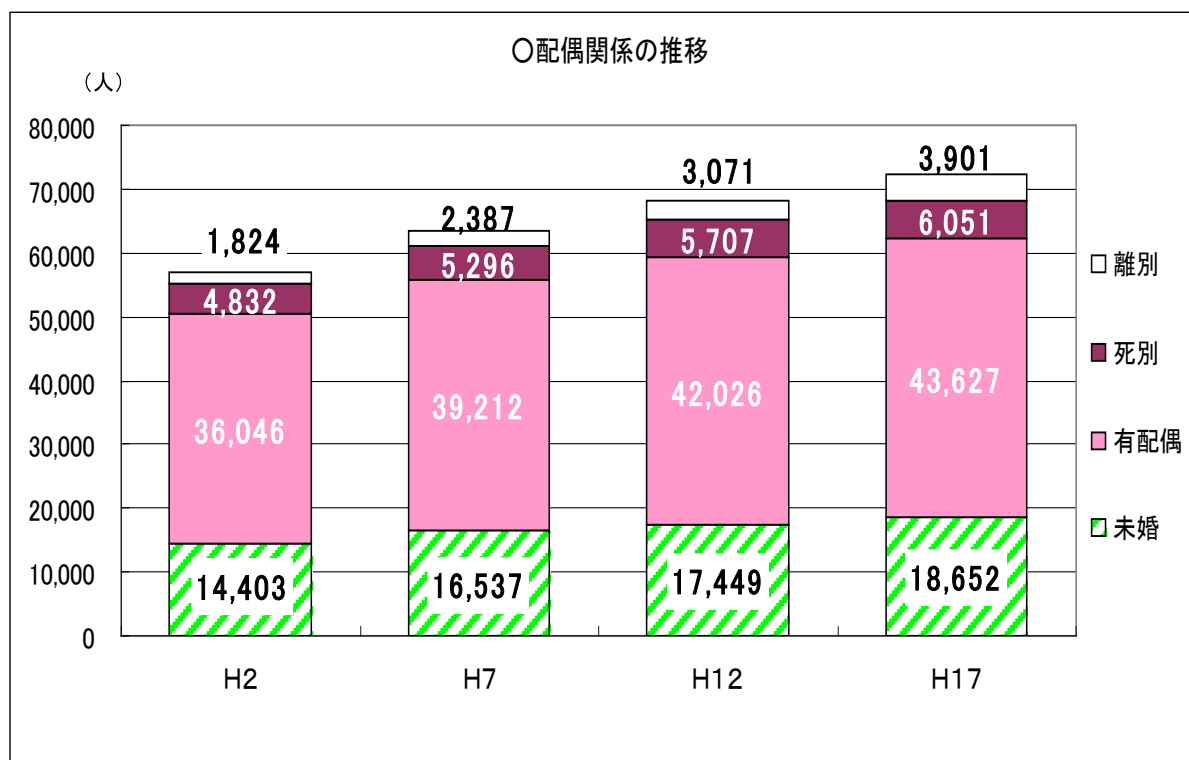


(資料：国勢調査 ※H27のみ国立社会保障・人口問題研究所「市区町村特別将来推計人口」(平成20年12月推計) ※総数には年齢不詳分含む)

(4) 配偶関係の状況

下のグラフは、15歳以上の市民を「まだ結婚していない人」「夫や妻の配偶者がいる人」「配偶者と死別した人」「配偶者と離別した人」に分け、区分ごとに人口の推移を表したものです。平成2年から平成17年までの総数が約26%増だったのに対し、配偶者のいる人は、約21%増にとどまっており、離別した人は2倍以上増加しています。

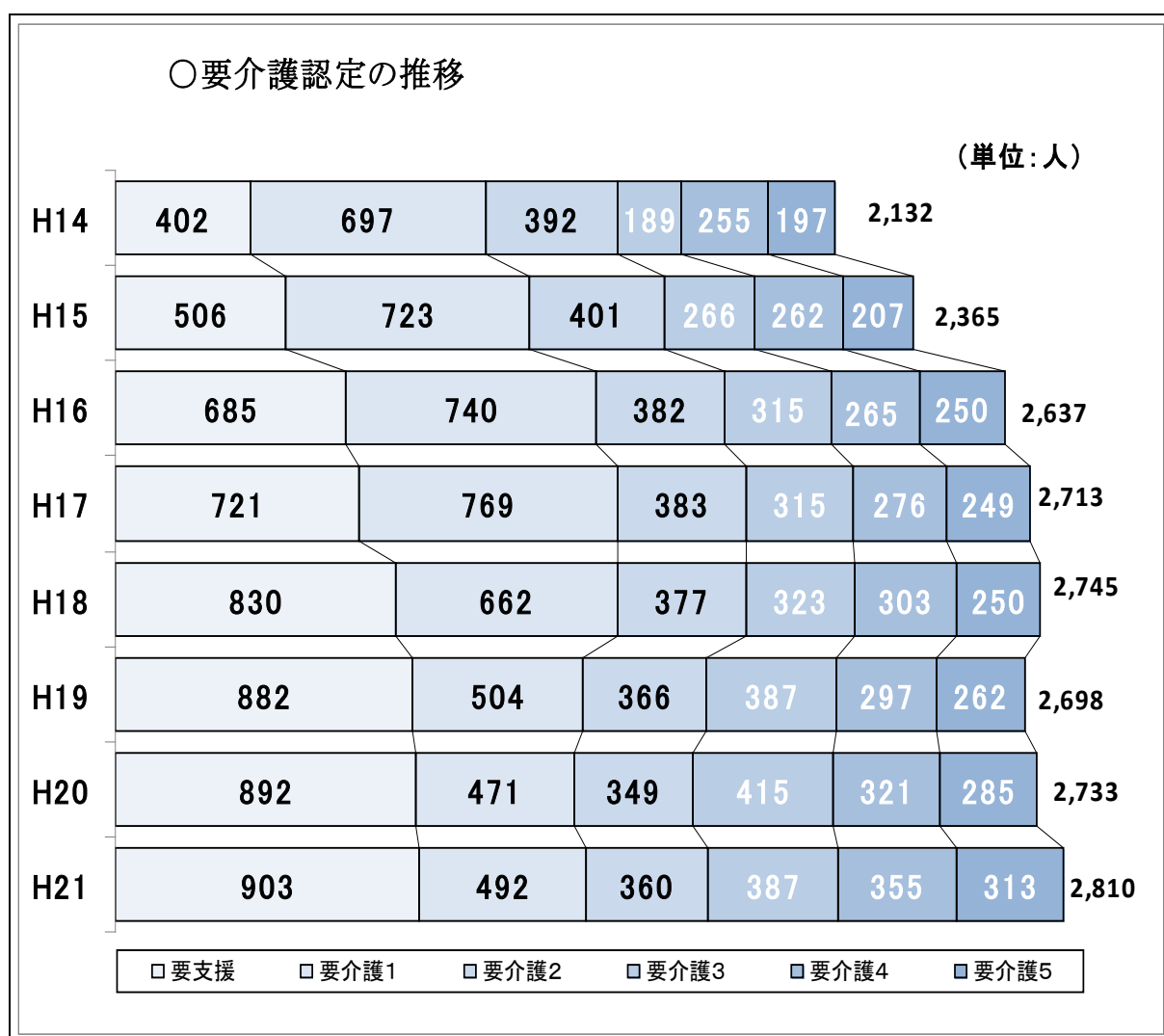
このことから、地域社会における単身世帯の増加は、単に高齢化によるものだけではなく、結婚しない人や離婚する夫婦が増加していることも大きな要因であるといえます。



(資料：国勢調査)

（５）要介護認定者の状況

平成１２年度の介護保険制度の導入以降、要支援・要介護認定者数は徐々に増加していましたが、平成１８年度の介護保険制度改正の影響で、平成１９年度に一旦減少しました。しかし、高齢者人口の伸びにより、平成２０年度以降再び増加に転じており、今後もこの傾向が続いていくと考えられます。

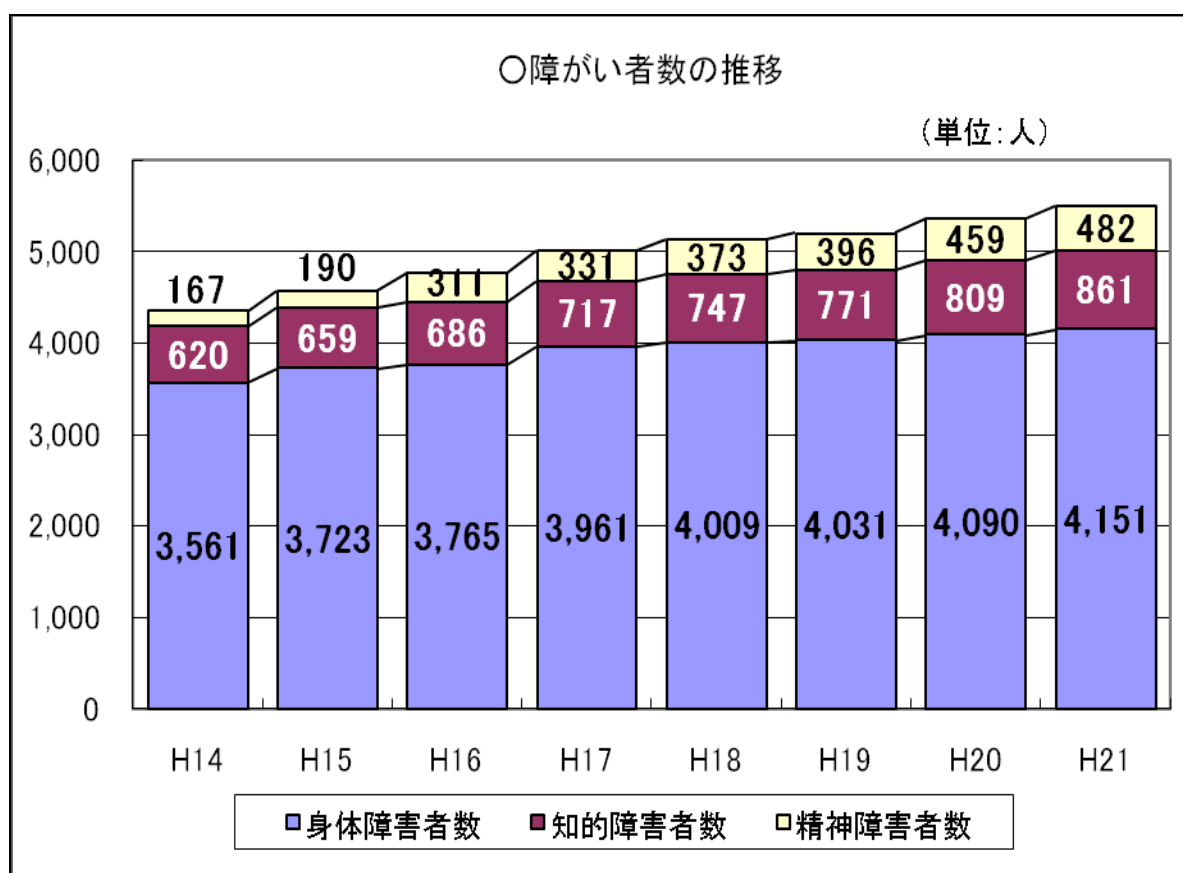


(資料：長寿介護課調べ)

（６）障がい者の状況

下のグラフは、本市の身体障がい者数（身体障害者手帳交付数）、知的障がい者数（療育手帳交付数）、精神障がい者数（精神保健福祉手帳交付数）の推移です。

全体として増加傾向にあります。特に精神障がい者数の伸びが大きくなっています。



（資料：障害福祉課調べ）

(7) 地域活動組織の状況

下の表は、本市の町内会、老人会、子ども会の平成15年と平成21年の加入者数の比較です。いずれの組織も加入率は減少傾向にあります。

生活様式や価値観の変化など様々な要因が考えられますが、このような地域組織の加入率低下が、地域で孤立する人の増加につながっているものと考えられます。

(地域活動組織・ボランティア団体の活動状況については、資料P84 参照)

◎町内会の加入率

	総世帯数	加入世帯数	加入率 (加入世帯数/総世帯数)
H15	31,225	26,563	85%
H21	33,835	27,596	82%

※毎年度4月現在の数値。世帯数は各町内会から提出された数値の合計であり、住民基本台帳や国勢調査の数値とは一致せず。(資料：地域げんき課調べ)

◎老人クラブの団体数・会員数

	老人クラブ団体数	老人クラブ構成員数	加入率 (構成員数/65歳以上人口)
H15	88	6,084	40%
H21	82	5,152	29%

※当該年度の補助金の交付団体数と各団体から報告された構成人員数による。

(資料：長寿介護課調べ)

◎ 子ども会育成会連合会の加入団体・関係者数

	子ども会 数	関係者数			加入率
		計	(子ども数)	(指導者・育成者数)	
H15	134	7,706	4,964	2,742	40%
H21	109	5,499	3,405	2,094	28%

※当該補助金の交付団体数と各団体から報告された構成人員数による。加入率は、加入子ども数を、対象年齢の全子ども数で除したもの。(資料：社会教育課調べ)

(8) ボランティア等の状況

町内会など地域を単位とした従来型の活動組織は、加入率の低下という状況にある一方で、様々なボランティア活動に参加する住民は着実に増えてきています。

地域福祉の担い手としてのボランティアの存在は、これから徐々に大きくなっていくものと考えられます。

(地域活動組織・ボランティア団体の活動状況については、資料P84 参照)

◎大村市社会福祉協議会

登録ボランティア団体数・登録個人ボランティア数

	個人ボランティア数	ボランティア団体数
H18	36	27
H19	68	28
H20	112	30
H21	152	32

(資料：大村市社会福祉協議会調べ)

2. 地域の現状と課題

住民が地域の現状や課題をどのように感じているのかを、策定作業の一環で実施した「住民アンケート」「小学校区住民懇談会」「ワーキンググループ」で集約した意見をもとにまとめました。

(1) 住民アンケート

アンケート回答者の傾向については、女性が全体の約60%で、最近の男女別人口構成率からすると8%程度高く、また年齢別でみると10代・20代の合計が約13%なのに対し、60代以上が約38%を占めることなどから、この結果をそのまま住民の平均的な意識とするのは難しいところですが、小学校区住民懇談会やワーキンググループの中では把握しにくい、詳細な住民意識を推し量る貴重な資料であると考えます。以下、主な設問の集計結果の概要をまとめました。

(住民アンケート調査結果については、資料編 P95 参照)

生活環境に対する評価

(1) 大村を「住みやすい」と感じている人…………… 88.7%

(2) 分野ごとの住環境に対する評価

◎満足度高い…………「子育て」「買い物」「医療」「交通」

△どちらでもない…………「障がい者・高齢者が安心して暮らせる」

「住民が利用しやすい施設がある」「防犯防災」

×不満…………「雇用」

近所との付き合い・助け合いの意識

- (1) 近所の人と顔を合わせると、「挨拶や世間話をする」人…………… 73.6 %
「ほとんど付き合いが無い」人…………… 6.3 %
- (2) 近所で困っている人を見かけたら、「自ら進んで助ける」人…………… 43 %
「求められたら助ける」人…………… 43.6 %

近所や地域に求めたい手助け・自分が手助けできること

- (1) 近所や地域に対して求めることは、「日頃の気軽な話し相手」「万が一の時の手助け」が多い。
- (2) 自分が手助けできることは、「高齢者の話し相手」「公園清掃・ごみ分別」が多い。

地域の助け合いと行政の関わり方

- 「できる限り隣近所で助け合って、解決できないことを行政が担うべき」
…………… 43.6 %
- 「すべてにおいて行政で対応する体制を整えるべき」 …………… 7.1 %

地域活動への姿勢

- 「積極的に参加」「求められれば参加」する人…………… 45.4 %
- 「関心はあるが参加できない」人…………… 30.9 %
- ※参加できない理由は「忙しくて時間がない」「情報がない」が多い。

どんな地域活動に参加したいか

- 「自分の楽しみが得られる活動」…………… 61.6 %
- 「自分の好きな知識・教養を得る活動」…………… 58 %
- 「地域や社会に役立つ活動」…………… 46.3 %

地域活動の活性化に必要なこと

「地域活動の周知」「ボランティアの紹介」「隣近所が気軽に顔を合わせられる機会づくり」が意見の上位を占めた。

～まとめ～

当市の生活環境については、特に都市インフラの充実が多くの分野での高い評価につながっているものと思われます。しかし、「高齢者や障がい者にとっての住みやすさ」「防犯防災体制」といった、ハードだけでなくソフト面の整備が重要な分野についてはやや満足度が低いようです。

地域との関わり方については、一部の地域を除いて、ご近所との昔ながらの濃密な付き合いはありませんが、多くの住民は今でもなおご近所とのゆるやかなつながりを保っており、これからも日頃の話し相手や万が一の時の支援者といった関係性を望んでいます。

また、困った相手を助けたり、地域活動に参加しようとする意識も決して低くありませんし、行政だけに頼らず地域内でも助け合うべき、という意識も比較的高いようです。



(2) 小学校区住民懇談会

市内15の小学校区で実施した住民懇談会において、「わたしのまちの気になるところ」というテーマで、参加した住民の皆様から地域課題に関するご意見をいただきました。

生活環境の分野についてはそれぞれ地域差がありますが、人・地域交流の分野では、どの地域でも一様に「人間関係の希薄化」が挙げられています。

(小学校区住民懇談会実施概要については、資料P111 参照)

人・地域交流

- ・ マンションやアパートが増え、近所付き合いが少なくなった。
- ・ 町内会や子ども会への加入率が低下している。
- ・ 高齢者の一人暮らしが増えている。

生活環境

- ・ 病院、商店が遠い。
- ・ 高齢者の交通手段（バス等）が少ない。
- ・ 子どもの遊び場が少ない。

環境保全

- ・ ペットのフンやゴミのポイ捨てが多い。
- ・ 海岸、河川のゴミや雑草が気になる。
- ・ 耕作放棄地の増加でイノシシ被害が増えている。

安全安心

- ・ 災害時に近所の高齢者をどう支援するか。
- ・ 交通量の増加で事故が心配
- ・ 生活道路の道幅が狭く危険
- ・ 交通マナーが日に日に悪くなっている。
- ・ 空き家が多く火事が心配

(3) ワーキンググループ

ワーキンググループでは、公募住民、福祉事業従事者、関係団体の方々や、市・社会福祉協議会職員などで構成するメンバーが4つの分科会に分かれて、住民懇談会の結果報告を踏まえ、各分野で抱えている課題を抽出しました。

地域の住民が参加者の中心だった住民懇談会では、身近な生活課題が多く取り上げられましたが、ワーキンググループでは、日頃から福祉活動に携わっている専門家の視点を通した課題が多く加わりました。

(ワーキンググループの活動の流れと「提言書」については、資料編 P129、132 参照)

高齢者福祉分科会

- ・ 要介護者の家族関係（コミュニケーション不足により、家族がいても孤立状態にあり、虐待を引き起こすケースもある）
- ・ 認知症（特に独居の方の地域支援のあり方）
- ・ 日中独居、又は高齢者のみ世帯への支援
- ・ 公共交通手段がない。
- ・ 子ども、高齢者、障がい者が共に集える場所が欲しい。
- ・ 男性の閉じこもり、活動低下気味の人が増えている。
- ・ 気軽に参加できるような、生きがいにつながる活動の場が少ない。
- ・ 災害時の避難方法や住民把握などが心配

障がい者（児）福祉分科会

- ・障がい者に対して正しい知識を持ってもらいたい。
- ・障がい者と健常者との交流の場が少ない。
- ・障がい者バザー、イベントといった特別のものではなく、普通に一緒に開催する行事、集まりが欲しい。
- ・地域の中で高齢者や障がい者の存在がわかりにくくなり、水面下で社会的孤立が広がっている。
- ・障がい者が働ける職場が少ない。 ・障がい児が通える学校が少ない。

児童福祉・子育て支援分科会

- ・子どもたちが外で群れて遊ばないため、体力、人と関わる力、遊びから学ぶ知恵が低下している。
- ・子ども会の世話役を嫌う親が多い。
- ・子育て中の親が忙しくて精神的にも、身体的にも、経済的にもゆとりがない。
- ・孤立した親子への支援が必要
- ・児童虐待（育児放棄）が多い。
- ・親の過保護、過干渉・不登校
- ・子どもが色々な世代の人（大人）と関わる機会が少ない。

向こう三軒両どなり分科会

- ・いじめや仲間外れなどによる心の病が増加しているにも関わらず、気軽に悩みを相談する場所がない。
- ・子どもから高齢者までが全員参加する町内会の交流がない。
- ・町内会役員の担い手がいらない。
- ・個人情報保護法以降、地域の要支援者の把握がしにくい。

第 3 章

基本理念、基本目標 及び基本施策

1. 基本理念

大村市地域福祉計画・大村市地域福祉活動計画の基本的な方向性を、基本理念として定めます。

住民懇談会やワーキンググループでの作業を通して、住民の皆様からいただいたご意見の中から、目指すべき方向性を示すキーワード「協働」「いきいき」「元気」「支え合い」「安全安心」「つながり」などを抽出し、これらを組み合わせて作りました。

向こう三軒両どなり

みんな つながり 支え合い

いきいき 安心 おおむらづくり

2. 基本目標と基本施策

基本理念に基づき地域福祉を推進するため、3つの基本目標と、それを達成するために必要な基本施策を定めます。

基本目標Ⅰ

人と人とのふれあいを大切にする 心をはぐくもう

基本施策1 ～住民一人一人に福祉意識を広げる環境づくり～

基本施策2 ～地域福祉を担う人材の育成～

基本施策3 ～コミュニティ活動の充実～

基本目標Ⅱ

一人一人の困りごとを きちんと解決につなげよう

基本施策1 ～福祉サービスの情報提供・相談体制の充実～

基本施策2 ～福祉サービスの適正な利用の確保～

基本目標Ⅲ

安全安心で いきいきとした 暮らしをつくろう

基本施策1 ～地域による防犯、防災体制づくり～

基本施策2 ～地域における健康づくり～

基本施策3 ～見守りの仕組みづくり～

基本施策4 ～社会参加と生きがいづくりの推進～

基本施策5 ～子どもをすこやかに育てる地域づくり～

第4章 I

地域福祉を進めるため

私たち住民に必要なこと

私たち住民一人一人は、地域福祉の大きな礎である家族との絆、身近な地域とのつながりの大切さをいま一度見つめ直し、日々の暮らしの中の思いやりやふれあいを積み重ね、共に同じ地域に生きる仲間として、お互いを尊重し、助け合い、支え合いましょう。

第4章 II

地域福祉を進めるための取組み

第2章で本市の地域社会の現状と課題を明らかにし、これを踏まえて、第3章で今後の地域福祉を推進するための基本理念、基本目標及び基本施策を定めました。

本章では、基本施策を進めるための市と社会福祉協議会の取組み内容を定めます。

平成23年度を初年度とし、10年後の平成32年度までを計画期間とします。

ただし、計画初年度から5年後を目途に、社会情勢の変化や取組みの進行状況に対応し、必要に応じて見直すこととします。

基本目標Ⅰ

人と人とのふれあいを大切にする 心をはぐくもう

基本施策１ ～住民一人一人に福祉意識を広げる環境づくり～

性別や年齢、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して地域で暮らしていくために最も必要とされるのは、住民同士が日頃からふれあい、思いやりを持ってお互いを理解し、支え合いの関係を築いていくことです。

しかし、特に障がい者の中には、障がいを理由に差別されたり、不快な思いをした経験のある人も多く、障がい者に対する住民の理解と認識が依然として深まっていない現状があります。今後、障がいに対する偏見を無くすための啓発・広報活動に一層力を入れ、「こころのバリアフリー」を実現していく必要があります。

そのためには、障がい者・高齢者・子ども、その他支援が必要な人たちに対する、住民一人一人の思いやりの心を育んでいくことが大切です。広報紙や講演会等による啓発活動のほか、交流や体験学習等を充実させ、住民に、子どもの頃からの福祉学習の機会を多く提供していく必要があります。

【取り組み内容】

(1) 啓発・広報活動の推進

ア) 広報媒体を通じた啓発活動

◎市・社会福祉協議会が取り組むこと

ホームページや広報紙で、地域福祉に関する情報をより充実させるよう努めます。また、ケーブルテレビ、コミュニティ FM 等の地元メディアに対し、地域福祉に関する情報提供を積極的に行います。

取り組みの主体	取り組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	実施中					
社会福祉協議会						

イ) 「障害者週間」等での啓発活動

◎市・社会福祉協議会が取り組むこと

障害者の日（12月9日）、障害者週間（12月3日～9日）、障害者雇用支援月間（9月1日～30日）、精神保健福祉普及運動（10月22日～28日）等の各種行事を中心に、住民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層の参加を得て、広報・啓発活動を推進します。

☞ 重点活動①「障がい者ふれあい週間」の実施（P71 参照）

取り組みの主体	取り組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	一部実施中	拡大検討	拡大実施 (重点活動①)			
社会福祉協議会						

（２）福祉教育等の推進

ア）小中学校等における交流教育の推進

◎市が取り組むこと

ボランティア活動など様々な体験学習を通じて、障がい者に対する理解を深め、障がい者や高齢者、その他支援の必要な人たちに対する思いやりの心を育む福祉教育を積極的に実施します。実施にあたっては、障がい者による講演会や交流活動を行うなど、効果的な方法を工夫します。

☞ 重点活動①「障がい者ふれあい週間」の実施（P71 参照）

◎社会福祉協議会が取り組むこと

児童及び住民に向けた福祉体験学習を行うなど、福祉意識の向上を目的とした活動を推進します。

☞ 重点活動①「障がい者ふれあい週間」の実施（P71 参照）

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	一部 実施中	拡大 検討	拡大実施 (重点活動 ①)			
社会福祉協議会						

イ）福祉講座や講演会の開催

◎市・社会福祉協議会が取り組むこと

様々な機会をとらえて、住民向けに福祉講座や講演会等の開催に努めます。

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	実施中					
社会福祉協議会						

基本施策２ ～地域福祉を担う人材の育成～

近年、地域社会における人と人とのつながりが希薄化しつつあり、それにともなう弊害が新たな社会問題となってきました。その一方で、平成７年の阪神淡路大震災を契機とした、住民のボランティア活動への参加意欲の高まり、行政のボランティア活動振興施策の展開等により、ボランティア団体や NPO による活動が盛んになってきています。また、従来からの町内会や子ども会をはじめとする地縁組織も、人材不足・少子高齢化など困難な状況にありながら、精力的な活動を続けているところが大多数です。

とはいえ、住民の中でも地域活動に無関心な人が少しずつ増えてきている、というのが地域の実感のようです。ただ、住民アンケートの「あなたは、近所やまちなかで困っている人を見かけたらどうしますか。」という設問に対し、８割以上の方が「自ら進んで助ける」「求められたら助ける」と回答された結果からみると、住民一人一人が潜在的に持っているボランティア意識は、決して低いものではありません。ちょっとしたきっかけがあれば、活動の新たな担い手になりうるのではないのでしょうか。

今後は、すでに意欲的に活動している方々への支援とともに、ちょっとしたきっかけを設けて新たな人材を掘り起こす取組みを進めていくことが大切です。

【取り組み内容】

（１） 新たな担い手の掘り起こし

ア）広報媒体を通じた啓発活動・情報発信

◎市・社会福祉協議会が取り組むこと

ホームページや広報紙、ケーブルテレビ、コミュニティ FM など各種広報媒体を通じて、地域活動を広く住民に紹介し、初めての人でも気軽に参加できる雰囲気づくり、環境づくりを行います。

取り組みの主体	取り組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	実施中					
社会福祉協議会						

イ）市民向けセミナーの開催

◎社会福祉協議会が取り組むこと

地域活動に興味を持つ住民に対して、活動内容を紹介したり、当事者の話を聞いたりする意識啓発セミナーを開催します。

取り組みの主体	取り組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
社会福祉協議会	検討	実施				

（２） 地域活動を行う人材の育成

ア）各種研修の実施

◎市・社会福祉協議会が取り組むこと

長期的な視点で地域福祉の向上を図り、地域活動を行う人材を養成します。活動を進めるために必要な基礎的な知識や技術（例えば、手話や車いすの操作手法など）とともに、活動の継続、発展に必要な組織運営の手法等を習得す

る各種研修を実施します。

☞ 重点活動② 地域の人財育成 (P71 参照)

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	一部 実施中	拡大 検討	拡大実施 (重点活動 ②)			
社会福祉協議会						

◎市が取り組むこと

現在地域で活動している「健康づくり推進員」「食生活改善推進員」「認知症サポーター」など、市と地域のパイプ役として地域福祉を推進する人材の育成に、さらに取り組んでまいります。

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	実施中					

基本施策３ ～コミュニティ活動の充実～

地域では、町内会、子ども会、老人会など、住民が年代や目的に応じて所属する様々な組織が活動しています。

しかし、生活の都市化、住民の価値観の変化により、多くの組織が加入率の低下、担い手不足などの問題を抱えています。

ボランティアサークルや NPO などの活動が徐々に盛んになりつつありますが、これらの組織においても、やはり人材不足や財源不足に悩むところが少なくありません。

今後さらに少子高齢社会が進行し、厳しい状況変化が予測される地域社会において、住民が安心して暮らしていくためには、これらの組織が今後も地域福祉の担い手であり続けることが必要不可欠です。

そのためにはまず、すでに地域に存在する組織、公的サービス、施設などあらゆる資源を見直し、有効活用を図ることが重要です。それと同時に、個々の組織で活動内容を見直し、若い世代や団塊の世代にとって魅力ある活動を実施したり、異なる組織同士（例えば子ども会と老人会など）が連携・協働し、互いの長所を活かし短所を補い合うことで、共通の課題を解決する取組みを考えてみることも必要でしょう。

こうした個々の組織による地道な取組みが、徐々に地域福祉の向上に結び付いていくと考えられます。

【取り組み内容】

（１）各団体等の活動に対する支援

ア）啓発活動・情報発信

◎市・社会福祉協議会が取り組むこと

ホームページや広報紙、ケーブルテレビ、コミュニティ FM など各種広報媒体を通じて、地域活動を広く住民に紹介し、初めての人でも気軽に参加できる雰囲気づくり、環境づくりを行います。特に転入者に対しては、市が町内会加入に関するチラシを配るなど加入を促すよう努めます。

また、各団体の活動への意欲を高めるとともに、新たな参加者の掘り起こしを図ります。

☞重点活動③ 地域ふれあい活動の活性化（P71 参照）

取り組みの主体	取り組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市 社会福祉協議会	一部 実施中	拡大 検討	拡大実施 (重点活動 ③)			

イ）各団体等の設立、運営に関するアドバイス

◎市が取り組むこと

既存の団体の活動や運営方法に関し、また新たな NPO 法人やボランティア団体の設立に際して、必要な助言や提案を行います。

取り組みの主体	取り組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	実施中					

ウ) 活動支援の仕組みづくり

◎市が取り組むこと

「ゴミ減量」「高齢者見守り」「地域防災」等の福祉や防犯防災、環境保全を目的とした特定の活動に取り組む町内会に対し、「大村市ふるさとづくり寄附金」を活用した支援の仕組みづくりを行います。

☞重点活動③ 地域ふれあい活動の活性化 (P71 参照)

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	—	検討	実施(重点活動③)			

エ) 複数団体での連携・協働支援

◎市・社会福祉協議会が取り組むこと

町内会、子ども会、老人会、ボランティア等が、互いの組織が抱える課題を連携・協働によって軽減・解決するため、セミナー開催などによるきっかけづくりに努めます。

☞重点活動③ 地域ふれあい活動の活性化 (P71 参照)

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	—	検討	実施(重点活動③)			
社会福祉協議会						

（２） 小地域での地域福祉の推進

ア）地域福祉を進める活動母体づくり

◎市・社会福祉協議会が取り組むこと

地域の住民が、その地域が抱える課題についての問題意識を共有し、解決に向けて主体的に活動するため、日常の生活圏域である小学校区単位での母体組織づくりを支援します。具体的には、既存の地区社会福祉協議会の組織強化や、地域福祉を推進するための協議会等の立上げを支援します。

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	—	検討		モデル 地区実 施		
社会福祉協議会						

イ）地区福祉計画の策定支援

◎市・社会福祉協議会が取り組むこと

上記ア）の母体組織が活動目標を定める「地区福祉計画」の策定を支援します。

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	—	検討			モデル 地区実 施	
社会福祉協議会						

（３） 地域福祉を推進する拠点づくり

ア）地域福祉活動団体に対する総合福祉センターの活用支援

◎市が取り組むこと

総合福祉センターの関連条例を見直し、利用目的に地域福祉に関する活動を

加え、地域の防犯防災、要支援者の見守り、環境保全等の活動に門戸を広げることで、総合福祉センターが地域福祉推進の拠点となるよう環境整備を図ります。

また、施設内にあるボランティアセンターのコーディネート機能を活かし、地域福祉活動団体とボランティア団体等との連携・協働を進めます。

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	検討	→ 実施 →				



基本目標Ⅱ

一人一人の困りごとを きちんと解決につなげよう

基本施策 1 ～福祉サービスの情報提供・相談体制の充実～

近年、地域社会における人間関係の希薄化により、個人個人が抱える様々な課題が長期間放置された結果、さらに深刻化するケースが増えています。その原因は、本来福祉サービスを受ける資格のある人やその家族が、サービスに関する情報を知らなかったり、（認知症などで）手続きができない状況にあったり、さらに地域で孤立し、周囲から発見されにくくなっていることなどが考えられます。

支援を必要とする住民が、必要なサービスを適正に受けられるようにするには、地域と行政、両者の連携が必要です。

まず、地域において必要なことは、問題を抱えている人を見つけられるよう、日頃から地道に見守りや声かけを行っていくことです。そして問題を発見したら、可能ならば周囲で手助けし、難しい場合は本人に適切な福祉サービスを紹介したり、相談窓口や相談相手との橋渡しをすることが大切です。

一方、行政としては、すべての住民に対し、どんな福祉サービスがあって、どんな条件があり、どこに相談すればいいのかなど、適切な情報を提供し、理解してもらうことが必要です。その際、障がい者に対する情報提供の方法にも配慮する必要があります。

また、地域の住民が困りごとを気軽に相談できる、わかりやすい窓口の整備とともに、身近な相談相手を増やしていくことも重要です。

【取り組み内容】

(1) サービス提供体制の整備

ア) 情報提供体制の充実

◎市が取り組むこと

ホームページや広報紙等を活用して、制度の目的や仕組み、利用方法といった各種福祉サービスに関する情報を、住民、民生委員児童委員や町内会などの地域の組織・団体に対し、わかりやすく迅速に提供できるよう情報提供体制の充実に努めます。

特に、視覚や聴覚に障がいのある方に対し、情報を正確に伝えられるよう、情報提供の方法に配慮します。

◎社会福祉協議会が取り組むこと

ホームページや広報紙、パンフレット等を活用し、社会福祉協議会が取り組んでいる事業をわかりやすく紹介することに努めます。

取り組みの主体	取り組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	実施中					
社会福祉協議会						

イ) 受付窓口の連携強化

◎市が取り組むこと

各課の窓口の役割や業務内容に関する広報に努めるとともに、複数の窓口にまたがる相談や手続きに柔軟に対応（ワンストップ・サービス）するため、各課の窓口間での情報共有や業務の連携を図ります。

また、市が直接対応できない要望等については、民間のサービスを紹介するなど、利用者本位の窓口対応を目指します。

◎社会福祉協議会が取り組むこと

ホームページや広報紙、パンフレット等で、窓口内容をわかりやすく紹介することに努めます。また、市の各窓口の業務内容の把握に努めるとともに、利用者が必要な福祉サービスを適切に受けられるよう市との連携を強化します。

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	実施中					
社会福祉協議会						

(2) 地域における身近な相談体制の整備

ア) 身近な相談相手の周知

◎市が取り組むこと

地域の住民にとって身近な存在である民生委員児童委員に対し、福祉サービスに関する情報をはじめ、様々な困りごとの相談に役立つ情報の提供や、研修会を実施します。また、住民に対し、様々な機会を通じて民生委員児童委員の活動内容の紹介を行い、身近な相談相手としての認知度を高めます。

☞重点活動④ 身近な相談体制の整備 (P71 参照)

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	一部実施中	拡大実施 (重点活動④)				

イ) 困りごとの相談窓口の周知

◎市が取り組むこと

生活上のあらゆる困りごとに対する相談窓口を記載した冊子を作成し、市内各所に配布します。

☞重点活動④ 身近な相談体制の整備 (P71 参照)

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	一部 実施中	拡大 検討	拡大実施 (重点活動 ④)			



基本施策２ ～福祉サービスの適正な利用の確保～

近年の介護保険制度導入をはじめとする様々な福祉制度の変更により、高齢者介護や障がい者福祉等の分野で、様々な事業者による多種多様なサービス提供が行われるようになりました。そこで特に重要となってきたのが、提供するサービスの質をいかに確保するかという点です。

そのためには、各事業者が常にサービスの向上に努めるとともに、利用者がサービスを客観的に評価できるような仕組みづくりが必要です。

また、認知症、知的障がい、精神障がい等により、自分自身で適切なサービスを選ぶことが困難な方に対し、利用者の権利と適切なサービス提供が確保されるよう、「権利擁護」の考え方をより広く浸透させていくことも必要です。

【取り組み内容】

（１）サービス評価体制の整備

◎市が取り組むこと

利用者が福祉サービスを選択する際の目安となり、住民が事業所の内容を把握することが可能となるように、現在事業者が提供しているサービスの質を公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する「第三者評価」の導入を促進します。

取り組みの主体	取り組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	実施中					

（２）サービスの利用援助

◎市が取り組むこと

成年後見制度の紹介や日常生活自立支援事業の利用促進について周知を図ります。

取り組みの主体	取り組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	実施中					

基本目標Ⅲ

安全安心で いきいきとした 暮らしをつくろう

基本施策 1 ～地域による防犯、防災体制づくり～

防犯防災の取組みにおいて警察・消防・市役所等（公助）が担う役割は、当然大きいものですが、行政機関による対応だけではやはり限界があります。

それが如実に表れたのが、平成7年に発生した阪神淡路大震災でした。この時、瓦礫の下に生き埋めになって助かった人のうち、公的な救護によって救出されたのは、わずか約2パーセントにすぎなかったのに対し、自分や家族、また隣近所の住民の力で助かった人が約95パーセントを占めていました（社団法人日本火災学会『兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書』より）。また、被害の大きかった神戸市の中心部にあっても、日頃から住民同士の結びつきが強かった地域では、助け合いにより被害拡大を最小限に食い止めることができました。

防犯面においても、道路や公園がきちんと清掃され、声かけや見守りがなされている住民同士の結びつきが強い地域では、犯罪が起こりにくいとされています。

以上のことから、防犯防災に関しては、地域において「自分の生命は自分で守る“自助”」と「自分たちの生命は自分たちで守る、地域で助け合う“共助”」の意識を高め、それを“公助”が下支えするという、三位一体の助け合いの仕組みをつくること、これからの安全安心のまちづくりに必要不可欠です。

また、防犯防災活動は、万が一の時に支援の必要な人の生命を守るという、地域福祉の基本的かつ重要な取組みであるとともに、住民同士の「向こう三軒両どなり」の心を育む良いきっかけであると考えます。

【取り組み内容】

（１） 地域の防災体制の整備

◎市が取り組むこと

災害時に一人では避難が難しい高齢者や障がい者など、いわゆる災害時要援護者を支援するため、「災害時要援護者避難支援マニュアル」を作成します。

災害時要援護者の把握や関係機関等との情報共有、緊急時の家族同士の連絡方法や避難場所・避難経路確認、非常用品の確保、日頃のふれあいによるご近所との絆づくり、自主防災組織の結成支援などを通して、災害時要援護者を含む住民全体の「自助」「共助」の意識を育み、災害への備えを促します。

また、市内各事業所等と災害時における協力協定の締結を進めます。

☞重点活動⑤ 災害時要援護者情報の共有（P72 参照）

☞重点活動⑥ 自主防災組織の活性化（P72 参照）

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	一部 実施中	モデル実施 (重点活動⑤)	拡大実施 (重点活動⑤)			
	実施中(重点活動⑥)					

◎社会福祉協議会が取り組むこと

市と共有している災害時要援護者情報に基づき、民生委員児童委員と連携を図りながら、必要に応じて登録者の災害への備えを支援します。

☞重点活動⑤ 災害時要援護者情報の共有 (P72 参照)

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
社会福祉協議会	実施中					

(2) 地域の防犯体制の整備

◎市が取り組むこと

「大村市犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」に基づき、住民一人一人の自主防犯意識を高めるとともに、町内会等での車両防犯パトロール活動、防犯ボランティア等の組織化、女性や子ども、高齢者を犯罪から守る取組みを支援します。

また、子どもの防犯や交通安全、地域の「見守り力」を高めるための取組みを実施します。

☞重点活動⑦子どもの安全見守り活動 (P72 参照)

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	一部実施中	拡大検討	モデル実施(重点活動⑦)	拡大実施(重点活動⑦)		

基本施策２ ～地域における健康づくり～

誰もがいきいきと充実した生活を送るためには、まず住民一人一人が心身ともに健康であり続けることが必要です。

しかし、近年、ライフスタイルの変化にともない、生活習慣病の増加や児童生徒の体力低下、食生活の乱れ、家族揃って食卓を囲む機会の減少、食を大切にする意識の希薄化など、健康と食に関する様々な問題が深刻化しつつあります。

そこで本市では、「自分の健康は、自分でつくる」という考えのもと、健康増進、疾病予防及び生活の質の向上を目指した、２１世紀の市民健康づくり運動「健康おおむら２１計画」を推進しています。

また、健康づくりに不可欠な「食」についても、食育の基本を家庭と考え、住民が家族で食卓を囲み楽しい食事をする事（「楽食（らくしょく）」）を通して、元気で豊かな地域をつくるため「大村市食育推進計画」を推進しています。

両計画とも、市が家庭や地域と協働して住民の健康づくりを推進する取組みですが、活動を通じて、地域における人と人とのつながりや、支え合いの意識を育む、地域福祉推進の重要な取組みとしても位置付けています。

【取り組み内容】

（１）地域における健康づくりの推進（健康づくり推進員活動）

◎市が取り組むこと

住民が身近な場所で健康づくりのための運動を継続できるように、健康づくり推進員による自主的な活動グループの立上げを支援し、正しい運動法や知識を伝える取組みを推進します。

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	実施中					

（２）地域における食育の推進（食生活改善推進員活動）

◎市が取り組むこと

地域の食生活改善推進員による、食を通した健康づくりに関する知識の普及啓発活動、郷土料理の伝承活動、地域の子育てや介護予防のための活動を支援します。

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	実施中					

基本施策３ ～見守りの仕組みづくり～

近年、地域社会において特に深刻化しているのが、育児放棄、幼児や高齢者に対する虐待、独居高齢者の孤立死、認知症、所在不明高齢者などの新たな課題です。

こうした課題を抱える人が、地域で安心して暮らしていくには、適切な福祉サービスとともに、同じ地域の住民の実際の支援が欠かせません。そのひとつの形が、公民協働による地域全体での見守り活動です。

これは、課題を抱えた人やその家庭をしっかりと把握し、必要があれば専門機関につなぐ仕組みであるとともに、当事者との関わりによって孤立化を防ぎ、地域社会で包み込んでいく仕組みでもあります。

なお、地域の見守りは、原則として本人や家族の了解を得て行うものですが、了解を得られない人の場合、周囲との関係を絶ち、様々な課題を抱えているケースが多く見受けられます。この様な時は、関係機関との連携を図りながら、ゆるやかな見守りを行うなど、状況に合わせた対応が必要となります。

また、独居高齢者、認知症高齢者、子育て世帯に対する見守りの仕組みを構築するにあたっては、災害時要援護者に対する支援活動と連動して実施するよう工夫します。

【取り組み内容】

（１）高齢者に対する地域の見守りと支援

ア）独居高齢者・高齢者世帯の見守りと支援

◎市・社会福祉協議会が取り組むこと

地域主体で見守り体制づくりに取り組もうとする町内会等に対し、先進事例の紹介や技術的なアドバイス、さらに関係機関との連携による支援を行います。

☞重点活動⑧ 高齢者の地域見守り支援活動（P72 参照）

取り組みの主体	取り組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	—	検討	モデル実施（重点活動⑧）	拡大実施（重点活動⑧）		
社会福祉協議会						

◎市が取り組むこと

独居・高齢者夫婦世帯等への配食サービスを実施する際、安否確認による見守りを行います。

◎社会福祉協議会が取り組むこと

独居・高齢者夫婦世帯等へ登録サポーターが出向き、家事援助等を行う「ファミリーサポートサービス事業」による見守りを行います。

取り組みの主体	取り組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	実施中					
社会福祉協議会						

イ) 認知症高齢者の見守りと支援

◎市・社会福祉協議会が取り組むこと

地域において、認知症を正しく理解し認知症の人や家族を温かく見守る応援者となる「認知症サポーター」の養成を促進します。また、地域包括支援センターを中心として、医療機関、警察、商店、その他の関係機関・団体等と連携し、認知症見守り支援(徘徊を含む)を行うためのネットワークの構築に取り組んでいきます。

☞重点活動⑨ どこでも安心ネットワークづくり (P73 参照)

取り組みの主体	取り組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	一部 実施中	モデル 検討		モデル実 施(重点活 動⑨)	拡大実施 (重点活動 ⑨)	
社会福祉協議会						

(2) 子どもに対する地域の見守りと支援

ア) 要保護児童対策の強化

◎市が取り組むこと

児童虐待の早期発見と適正な対応を図るため、児童福祉、保健医療、司法、人権擁護等の専門機関で構成する「大村市要保護対策地域協議会」が地域のネットワークを形成し、支援が必要な子どもや家庭の見守りと支援を行います。

◎社会福祉協議会が取り組むこと

要保護児童対策の専任職員を配置し、対象世帯への継続的な訪問支援、市民に対する虐待防止に向けた啓発活動の企画立案等を行います。

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	実施中					
社会福祉協議会						

イ) 子育て世帯の孤立化の予防

◎市が取り組むこと

核家族化が進展し、育児に不安を抱える子育て世帯の増加が懸念される中、乳幼児の発育に関し、専門職からの適切な指導を行うことにより、育児不安の軽減及び育児支援を図ります。

また、1歳6か月健診・3歳児健診や母子保健推進員による赤ちゃん訪問時における相談対応によって育児不安の解消と地域における孤立感の解消を図ります。

なお、子育て世帯が出生届や転入届等のため市役所に来庁された際に、各種子育て関連サービスや、母子保健推進員、地元の民生委員児童委員についての情報の提供に努めます。

さらに、地域の子育てサークルが公民館等で開催する子育てサロンの立ち上げや運営を支援するとともに、地域で子育てを支援するボランティアの育成を進めます。

☞重点活動⑩親子と地域のつながりづくりの促進 (P73 参照)

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	一部実施中	拡大検討	拡大実施 (重点活動⑩)			

(3) 障がい者に対する地域の見守りと支援

ア) 障がい者への地域生活支援

◎市・社会福祉協議会が取り組むこと

地域で障がい者を支えていくための仕組みづくりを目指すため、懇談会などを通じて、障がい者に対し、地域生活における隣近所とのふれあいの大切さを認識してもらうよう働きかけます。また、受け入れる側の地域の住民に対し、障がい者への理解の促進を図り、障がい者に対する自然な見守りが行われるような地域づくりを目指します。

取り組みの主体	取り組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	実施中					
社会福祉協議会						



基本施策 4 ～社会参加と生きがいの推進～

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしくいきいきと地域で暮らしていくためには、健康であり続けること、生きがいを持つこと、そして社会参加の機会が得られることが必要です。

仕事の第一線から退いた高齢者が、余暇を利用して、趣味や興味のある講座やサークルに参加し、生きがいを創出することは、健康維持や介護予防のためにも有効です。また、現役時代に職場中心の生活を送っていた高齢者が、今後地域社会に入って地域福祉の担い手となることも大いに期待されています。

障がい者に対しては、単に生活維持を保障する福祉サービスの提供だけでなく、社会参加を促し、自分らしい生き方や幸福を追求できるような支援を行うことが必要です。多くの障がい者が積極的に地域社会との関わりを持つことは、ノーマライゼーションの推進にもつながっていくでしょう。

このように、高齢者や障がい者をはじめ多様な人材に社会参加を促すことは、その本人自身だけでなく、地域社会全体に活力や変革をもたらす可能性を秘めた、重要な取り組みであると考えます。

【取り組み内容】

(1) 高齢者の生きがいづくり

ア) 各種講座の充実

◎市が取り組むこと

高齢者の学習意欲を高め、健康で生きがいのある生活が送れるよう、趣味的なものから一般教養に至る幅広いカリキュラムによる講座を開催します。

☞重点活動⑪ 人生ノートの制作と活用 (P73 参照)

取り組みの主体	取り組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	—	検討	実施(重点活動⑪)			

◎社会福祉協議会が取り組むこと

老人福祉センターの趣味講座の拡大を行い、ニーズに応じた多種多様なメニューを作ります。特に、引きこもりがちな人が参加しやすいよう内容や実施方法を工夫します。

☞重点活動⑫ 高齢者の総合活動クラブの設置 (P73 参照)

取り組みの主体	取り組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
社会福祉協議会	一部実施中	拡大検討	拡大実施(重点活動⑫)			

◎市・社会福祉協議会が取り組むこと

上記の各種講座の受講をきっかけに、地域活動に携わる高齢者の増加を目指し、39ページの「(2) 地域活動を行う人材の育成」の取り組みとの連携を図ります。

☞【再掲】重点活動② 地域の人財育成 (P71 参照)

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	一部 実施中	拡大 検討	拡大実施 (重点活動 ②)			
社会福祉協議会						

イ) 地域活動組織及び老人クラブ活動の推進

◎市が取り組むこと

高齢者がグループを作り、お互いの趣味趣向にあった自主活動を行う地域活動組織や、地域で組織される老人クラブに対し、運営方法のアドバイスや経費の助成等の支援を行い活動の充実を図ります。

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	実施中					

(2) 障がい者の生きがいづくり

ア) 移動支援事業

◎市が取り組むこと

外出が困難な障がい者の社会参加を積極的に進めるため、外出時にガイドヘルパーの派遣による移動支援を行います。

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	実施中					

イ) コミュニケーション支援

◎市が取り組むこと

聴覚障がい者に対して、円滑な意思疎通を図るため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の派遣を行います。また、視覚障がい者に対しては、「声の市政だより」による広報や点字による通知等を引き続き行います。

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	実施中					

ウ) 社会参加促進事業等

◎市・社会福祉協議会が取り組むこと

障がい者に対し、交流や就労、地域活動等社会参加の機会を提供し、生きがいづくりを支援します。

☞重点活動⑬ 就労座談会の開催 (P74 参照)

☞重点活動⑭ 障がい者ふれあいの場づくり (P74 参照)

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	一部 実施中 (重点活動⑬)	拡大 検討		拡大実施 (重点活動⑬)		
社会福祉協議会			拡大実施 (重点活動⑭)			

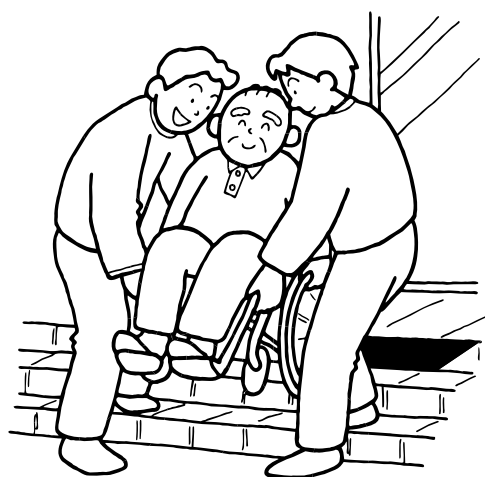
☞【再掲】重点活動② 地域の人財育成 (P71 参照)

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	一部 実施中	拡大 検討	拡大実施 (重点活動②)			
社会福祉協議会						

◎市が取り組むこと

障がい者のコミュニケーション支援の担い手となる手話奉仕員、要約筆記奉仕員、朗読奉仕員の養成講習を実施し、人材の育成に努めるとともに、自動車運転免許の取得費や自動車改造費の助成を行います。

取組みの主体	取組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	実施中	→				



基本施策５ ～子どもをすこやかに育てる地域づくり～

近年の少子高齢社会の到来、核家族化、個人主義的な風潮の高まり、経済状況の悪化など、様々な社会変化は、子育て環境にも大きな影響を及ぼしています。家庭や地域の中から「ゆとり」が失われつつある現代にあって、子どもたちを将来の地域社会を担う人材に育成するためには、大人たち一人一人が、地域の子どもの見守り育てていこうとする意識を持ち、実際に積極的に関わっていくことが必要です。

具体的には、日常生活の中で子どもの安全を確保するための声かけや見守り活動などとともに、子どもが豊かな遊びの中で学び、健やかに育っていくための環境づくりも大切です。

昔の子どもたちは、学校生活以外でも、恵まれた自然環境や様々な年齢の子どもとのふれあいの中で、知らず知らずのうちに生活全般に関する知識、コミュニケーション能力、運動能力など、生きるための知恵（いわゆる世間知、暗黙知）を身につけていました。

しかし、現代社会では、自然環境から治安状況、子どものライフスタイルに至るまで、暮らしを取り巻く環境が昔とは大きく異なっています。

今の子どもたちが、昔の子どもたちのように、少しでも多くの生きた知恵を身につけるには、地域全体が協力して、現代の社会状況にあった、子どもが学校の外であっても遊び、学ぶことのできる環境づくりに取り組んでいくことが必要です。

【取り組み内容】

（１）地域の子育て拠点の整備

ア）子どもの遊び方、遊ばせ方を学ぶ場をつくる

◎市が取り組むこと

地域と協力し、子どもや保護者等が自然の中での遊びや伝統玩具の遊び方を学ぶ講座等を企画します。

☞重点活動⑮「いっぱい遊んですくすく育とう」—子どもの遊び応援活動（P74 参照）

取り組みの主体	取り組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	検討	実施（重点活動⑮）				

イ）地域における子育て支援拠点の充実

◎市が取り組むこと

市の施設や地域の公民館等において子育てサロンを開催し、保育士等による子育ての相談や子どもの遊びに関する指導を行うとともに、周辺地域住民の協力を得て、地域の伝統に関する学習会等を開催するなど、子育て世代が地域において交流できる拠点施設の充実に努めます。

☞重点活動⑮「いっぱい遊んですくすく育とう」—子どもの遊び応援活動（P74 参照）

取り組みの主体	取り組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	実施中					

(2) 地域における子どもの遊び場の確保

ア) 保育園、幼稚園、小中学校施設の地域開放

◎市が取り組むこと

市内の保育園や幼稚園を、地域に密着した子育て支援拠点と位置付け、妊婦の育児体験や子育て家庭への育児支援・育児相談などの実施施設として地域に開放することにより、育児不安の解消を図り、地域の中で安心して子育てできる環境を整備します。

また、子どもの安全な遊びの場や市民スポーツなど地域活動の拠点として、安全面を十分に考慮した上で、必要に応じて市内小中学校施設を開放します。

取り組みの主体	取り組みの目標年次					
	現状	H23	H24	H25	H26	H27～
市	実施中					

重点活動

本計画の策定にあたっては、まず平成20年9月から平成22年1月までの小学校区住民懇談会で、多くの住民の方々から様々な課題やその解決アイデアを集約しました。それらを基礎として、平成22年4月から同年9月までの間、地域福祉に携わる様々な立場の方々に構成したワーキンググループでさらに議論を深めました。

ワーキンググループにおいては、優先的に取り組むべき課題とは何かを考え、課題を解決するための事業案を作成しました。(ワーキンググループ「提言書」については、資料編P132 参照)

市と社会福祉協議会は、多くの住民の皆様のご意見、ご提案を積み重ねて導き出されたこれらの事業案を土台として、本計画を推進するために重点的に取り組んでいく15の重点活動を設定しました。

①「障がい者ふれあい週間」の実施

《市・社会福祉協議会が取り組むこと》

国の定める「障害者週間」（１２月３日～９日）等にあわせて、市全体で地域社会の障がい者に対する理解を深めるための事業を開催します。

特別支援学校と普通小中学校との交流会や、市内の各障がい者福祉施設の地元住民への開放等を実施します。

② 地域の人財育成

《市・社会福祉協議会が取り組むこと》

地域活動において求められる基礎的な技術やノウハウを学ぶ一般的な講習から、組織を運営するリーダーや、様々な人や組織との連携を図るコーディネーターを養成する講座まで、レベルや目的に応じた各種研修を実施します。また、修了後も実践活動に対してノウハウや情報の提供等により継続した支援を行います。

（＊タイトルは、地域の人材を貴重な財産という意味で「人財」と表現）

③ 地域ふれあい活動の活性化

様々な地域活動で住民同士の交流を深めるため、町内会、子ども会、老人会、ボランティア等が行う防災防犯、見守り、環境美化等の活動を活性化させるための事業を行います。

《市・社会福祉協議会が取り組むこと》

①住民に対し各広報媒体により地域活動を紹介することで、新たな担い手の掘り起こしを図ります。

②町内会、子ども会、老人会、ボランティア等が、互いの組織が抱える課題を連携・協働によって軽減・解決するため、セミナー開催などによるきっかけづくりに努めます。

《市が取り組むこと》

③「ゴミ減量」「高齢者見守り」「地域防災」などの福祉や防災防犯、環境保全を目的とした特定の活動に取り組む町内会に対し、「大村市ふるさとづくり寄附金」を活用した支援の仕組みづくりを行います。

④ 身近な相談体制の整備

《市が取り組むこと》

地域の困りごとが、当事者から地域の民生委員児童委員や行政機関等につながり、解決に結びつくよう、複数の手段での相談体制を構築します。

①地域の身近な相談相手である民生委員児童委員に対し、必要な公的サービスについての情報提供や、定期的な研修会を実施するとともに、住民に対し各広報媒体を通じて活動内容の紹介を行い認知度を高めます。

②生活上のあらゆる困りごとに対する相談窓口を簡単に記載した冊子を作成し、市内各所に配布します。

⑤ 災害時要援護者情報の共有

《市が取り組むこと》

既存の災害時要援護者情報登録制度の普及を進めるため、民生委員児童委員、大村市社会福祉協議会と連携し、戸別訪問による情報把握を行うとともに、大村市身体障害者団体連合会をはじめ、要援護者関連団体に対し説明会や災害対応訓練を実施し、制度の周知と登録者の拡大を図ります。

また、現在の情報共有方式である「同意方式」（対象者から同意を得た個人情報に関係機関で共有）とともに、新たに「関係機関共有方式」（市が保有する行政基本情報を関係機関で共有）の導入も検討します。

《社会福祉協議会が取り組むこと》

市と共有している災害時要援護者情報に基づき、民生委員児童委員と連携を図りながら、必要に応じて登録者の災害への備えを支援します。

⑥ 自主防災組織の活性化

《市が取り組むこと》

災害時要援護者支援の中心的役割を担う自主防災組織の活動をより充実したものとするため、消防署・消防団等の関係団体と連携を図り、防災訓練や研修会等を実施します。特に、各自主防災組織における災害時要援護者支援を柱にした取組みを促進します。また、今後も未結成町内への結成促進を図ります。

⑦ 子どもの安全見守り活動

《市が取り組むこと》

子どもの防犯や交通安全に対する意識や、地域の「見守り力」を高めるための事業を行います。

①小学生と保護者が、地域の危険箇所等を把握し自助意識を高めるための「地域安全マップ」づくりを実施します。

②地域住民全体で自然な形で見守りが行われるよう「子ども見守りデー」の設定などを検討します。

⑧ 高齢者の地域見守り支援活動

《市・社会福祉協議会が取り組むこと》

地域主体で見守り体制づくりに取り組もうとする町内会等に対し、セミナーの開催などを通じ、地域に合った見守り体制づくりを支援します。見守り体制づくりにおいては、市が取り組んでいる災害時要援護者支援事業との連携を図るとともに、取組み成果を住民に周知し、他の町内への拡大を目指します。

⑨ どこでも安心ネットワークづくり

《市・社会福祉協議会が取り組むこと》

認知症高齢者が徘徊した際、情報伝達から保護までを迅速に行えるよう、地域包括支援センターを窓口とした市内各事業所や認知症サポーターによるネットワークを構築します。また、認知症に対する地域の理解・協力を進めるため、認知症サポーター養成講座を引き続き実施するとともに、広報紙等により住民への周知・啓発を図ります。

⑩ 親子と地域のつながりづくりの促進

《市が取り組むこと》

子育て家庭が、必要とする公的サービスの情報を入手できなかったり、地域社会から孤立することを防ぐための、「つながりづくり、きっかけづくり」を行います。子育て世帯が出生届や転入届等のため市役所に来庁された際に、各種子育て関連サービスや、母子保健推進員、地元の民生委員児童委員についての情報の提供に努めます。

また、地域の子育てサークルが公民館等で開催する子育てサロンの立ち上げや運営を支援するとともに、地域で子育てを支援するボランティアの育成を進めます。

⑪ 人生ノートの制作と活用

《市が取り組むこと》

高齢者の生きがいづくりや、万が一介護が必要になった際の、その人らしい暮らしを実現するため、高齢期に差しかった住民が、自分のこれまでの歩みを振り返り、今後どのように暮らしていきたいかを記入する冊子「人生ノート」の制作を行うとともに、その活用を図ります。

⑫ 高齢者の総合活動クラブの設置

《社会福祉協議会が取り組むこと》

老人福祉センターの趣味講座の見直しを行います。事前にニーズ調査を行い、引きこもりがちな方々（特に男性）も参加しやすいよう配慮し、多種多様なメニューを創ります。生きがいづくり、ふれあいの場にするとともに、さらには地域貢献につながる「重点活動②地域の人財育成」メニューとの連携も図ります。また、クラブへの新規加入者を増やすため、定期的に高齢者へのオリエンテーションを実施します。

⑬ 就労座談会の開催

《市・社会福祉協議会が取り組むこと》

就労したいと考えている障がい者を対象に、基礎からの就労支援を行います。
まず、就労座談会を開催し、当事者同士や就労している障がい者との交流の中で徐々に意識を高めます。そして、ボランティア活動や職場体験実習を通じて、コミュニケーションスキルを高め、最終的には就労支援機関につなげていきます。

⑭ 障がい者ふれあいの場づくり

《市・社会福祉協議会が取り組むこと》

市の公共施設の空きスペースを、障がい者団体及び障がい者支援施設に対し、一定期間開放します。各団体・施設が製造した商品の販売所や交流カフェを設置することで、障がい者が住民とふれあう機会を増やし、相互理解を深めてもらうとともに、障がい者の生きがいづくりの場を創出します。

⑮「いっぱい遊んですくすく育とう」－子どもの遊び応援活動

《市が取り組むこと》

- ①子どもの遊ばせ方・遊び方を学ぶ場をつくります。
地域と協力し、子どもや保護者等が自然の中での遊びや伝統玩具の遊び方を学ぶ講座等を企画します。
- ②地域における子育て支援拠点を充実させます。
地域で立ち上げる子育てサロンに対し、運営方法のアドバイスなどの支援を行います。

第 5 章

計画の推進と評価

1. 計画の推進

計画に定めた取組みを実施していくにあたって、定期的に進捗状況を把握し、計画を推進していく組織として、「地域福祉計画推進委員会（仮称）」を設置します。計画策定時の「地域福祉計画策定委員会」と同じく、関係団体や地域の住民で構成し、市と大村市社会福祉協議会が共同で事務局を設置します。

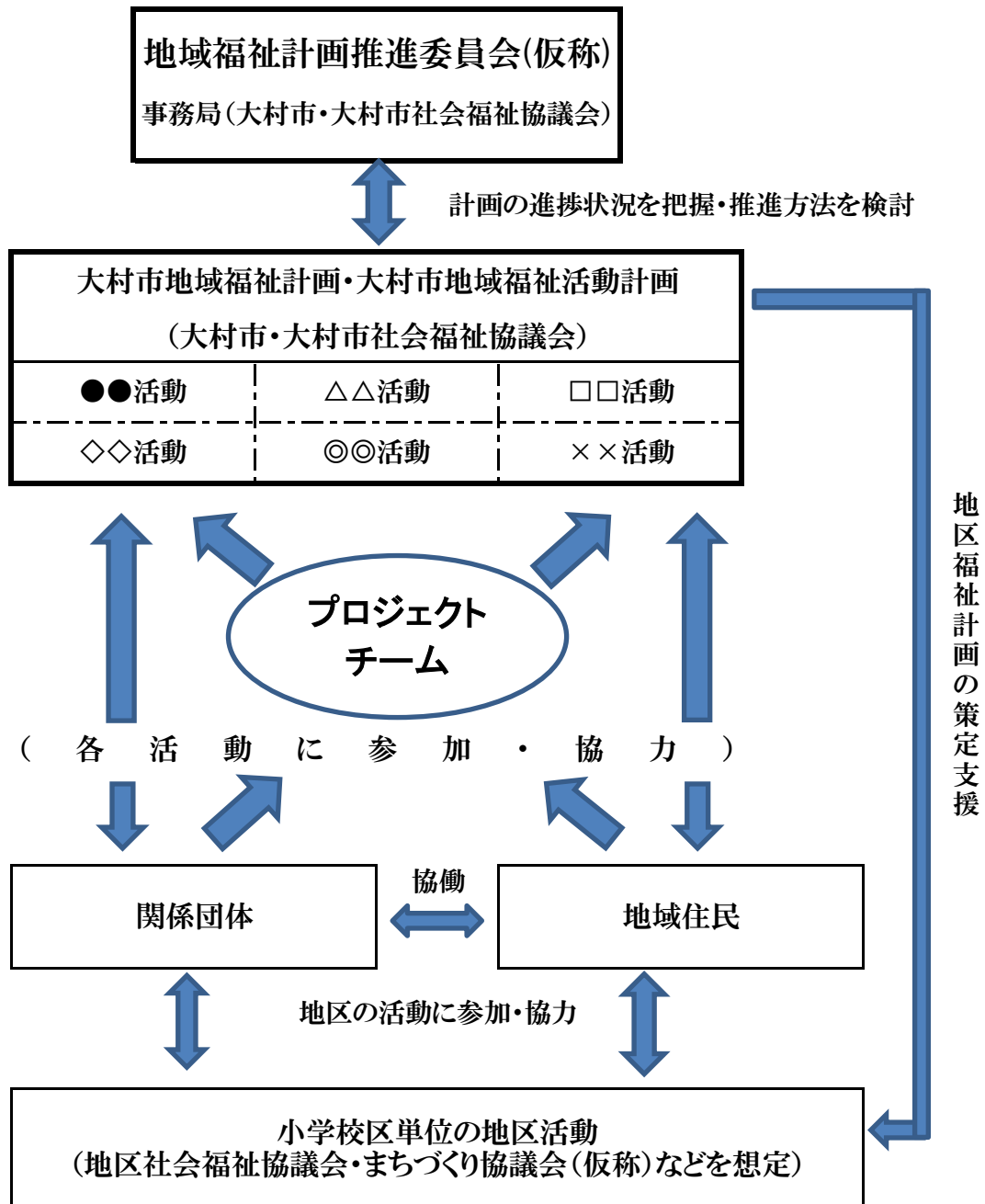
また、計画の中で特に各団体や地域の住民との協働を必要とする取組みを行う際は、必要に応じてワーキンググループメンバーを中心としたプロジェクトチームを設置し、実践にあたっての具体的な内容を検討します。

あわせて、ホームページや広報紙等を通じて、広く住民に計画及び活動実践事例の周知を図ります。

2. 計画の評価

計画に定めた各取組みの実施状況について、活動への参加人数や参加者アンケートなどに基づいた評価を行います。この評価の結果を参考に、「地域福祉計画推進委員会（仮称）」で推進方法について協議を進めます。

大村市地域福祉計画・大村市地域福祉活動計画の推進体制図



資 料 編

① 大村市地域福祉計画策定委員会設置要綱		P79
② 大村市地域福祉計画策定委員会 委員名簿		P81
③ 計画策定の経過		P82
④ 地域活動組織・ボランティア団体の活動状況		P84
⑤ 住民アンケート調査結果		P95
⑥ 小学校区住民懇談会実施概要		P111
⑦ ワーキンググループの活動の流れ		P129
⑧ ワーキンググループ		
「提言書（大村市地域福祉計画の基本的な考え方と取組みについての提案）」		P132
⑨ 大村市地域福祉計画策定委員会		
「大村市地域福祉計画策定に関する提言書」		P151
⑩ 用語解説		P155

大村市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大村市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、大村市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に必要な事項について調査及び審議を行い、市長にその結果を提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体に所属する者
- (3) 一般公募による者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開により行う。ただし、委員会の決議により公開しないことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も同様とする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉政策課において処理する。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示は、平成 23 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

大村市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

(平成20年8月1日設置)

区 分	所 属 等	役 職 等	氏 名	任 期
学識経験者	長崎国際大学 人間社会学部/社会福祉学科	教授	山本 主税	H20.8.1 ~ H23.3.31
	長崎純心福祉文化研究会	会員	清水 まり子	H20.8.1 ~ H23.3.31
市民団体	大村市町内会長会連合会	萱瀬地区会長	(前) 富永 喜隆	H20.8.1 ~ H21.4.23
		西大村地区副会長	(現) 橋口 智明	H21.4.24 ~ H23.3.31
市民活動者	大村市ボランティア連絡協議会	会員	前田 秀樹	H20.8.1 ~ H23.3.31
社会福祉団体	大村市民生委員児童委員協議会 連合会	会長	伊藤 隆二	H20.8.1 ~ H23.3.31
	社会福祉法人 大村市社会福祉協議会	事務局長	(前) 朝生 典賢	H20.8.1 ~ H22.3.31
			(現) 坂井 則雄	H22.4.1 ~ H23.3.31
	大村市身体障害者団体連合会	事務局	下田 珠枝	H20.8.1 ~ H23.3.31
一般市民代表	公募委員	福祉生協専務理事	坂本 均	H20.8.1 ~ H23.3.31
	公募委員	自営業	今村 典男	H20.8.1 ~ H23.3.31
行政機関	長崎県県央保健所	所長	(前) 木下 博史	H20.8.1 ~ H22.3.31
		地域保健課 係長	(現) 長谷川 麻衣子	H22.4.1 ~ H23.3.31
	県央地域広域市町村圏組合 大村消防署	予防設備課長	(前) 楠本 政人	H20.8.1 ~ H22.3.31
			(現) 朝長 正義	H22.4.1 ~ H23.3.31

計画の策定経過

日 付	内 容	参加人数
平成20年8月1日	地域福祉計画策定委員会(第1回)	—
平成20年9月21日	黒木小学校区住民懇談会(第1回)	55
平成20年11月30日	黒木小学校区住民懇談会(第2回)	29
平成20年12月16日	地域福祉計画策定委員会(第2回)	—
平成21年1月25日	鈴田小学校区住民懇談会(第1回)	24
平成21年2月8日	富の原小学校区住民懇談会(第1回)	54
平成21年2月15日	三城小学校区住民懇談会(第1回)	48
平成21年3月1日	鈴田小学校区住民懇談会(第2回)	36
平成21年3月15日	富の原小学校区住民懇談会(第2回)	36
平成21年3月22日	三城小学校区住民懇談会(第2回)	26
平成21年4月24日	地域福祉計画策定委員会(第3回)	—
平成21年5月23日	放虎原小学校区住民懇談会(第1回)	33
平成21年6月13日	放虎原小学校区住民懇談会(第2回)	36
平成21年6月27日	三浦小学校区住民懇談会(第1回)	24
平成21年7月5日	萱瀬小学校区住民懇談会(第1回)	19
平成21年7月25日	三浦小学校区住民懇談会(第2回)	19
平成21年8月2日	萱瀬小学校区住民懇談会(第2回)	11
平成21年9月25日	地域福祉計画策定委員会(第4回)	—
平成21年10月3日	中央小学校区住民懇談会	22
平成21年10月24日	大村小学校区住民懇談会	27
平成21年11月7日	西大村小学校区住民懇談会	34
平成21年11月15日	東大村小学校区住民懇談会	11
平成21年11月28日	竹松小学校区住民懇談会	21
平成21年12月5日	旭が丘小学校区住民懇談会	36
平成21年12月13日	松原小学校区住民懇談会	44
平成21年12月14日	地域福祉計画策定委員会(第5回)	—
平成22年1月18日	地域福祉計画策定委員会(第6回)	—

計画の策定経過

日 付	内 容	参加人数
平成22年1月21日	福重小学校区住民懇談会	28
平成22年4月22日	ワーキンググループ(第1回全体会)	63
平成22年5月20日	ワーキンググループ(第2回全体会 高齢以外)	36
平成22年5月27日	ワーキンググループ(第2回全体会 高齢のみ)	15
平成22年6月9日	ワーキンググループ(第1回分科会 障がい・子ども)	29
平成22年6月10日	ワーキンググループ(第1回分科会 高齢・向こう)	26
平成22年6月23日	ワーキンググループ(第2回分科会 子ども・向こう)	22
平成22年6月24日	ワーキンググループ(第2回分科会 高齢・障がい)	25
平成22年7月7日	ワーキンググループ(第3回分科会 障がい・向こう)	28
平成22年7月8日	ワーキンググループ(第3回分科会 子ども・高齢)	21
平成22年7月21日	ワーキンググループ(第4回分科会 障がい・子ども)	25
平成22年7月22日	ワーキンググループ(第4回分科会 高齢・向こう)	19
平成22年8月11日	ワーキンググループ(第5回分科会 子ども・向こう)	21
平成22年8月12日	ワーキンググループ(第5回分科会 高齢・障がい)	27
平成22年8月27日	地域福祉計画策定委員会(第7回)	—
平成22年9月9日	ワーキンググループ(第3回全体会)	48
平成22年9月16日	庁内策定検討会(第1回)	—
平成22年9月22日	ワーキンググループ(第4回全体会)	51
平成22年10月29日	地域福祉計画策定委員会(第8回)	—
平成22年12月16日	庁内策定検討会(第2回)	—
平成23年1月13日	地域福祉計画策定委員会(第9回)	—
平成23年1月18日	庁内策定検討会(第3回)	—
平成23年2月1日	パブリックコメント募集(～平成23年2月28日)	—
平成23年3月22日	地域福祉計画策定委員会(第10回)	—

※ワーキンググループの表示
高齢 = 高齢者福祉分科会
障がい = 障がい者(児)福祉分科会
子ども = 児童福祉・子育て支援分科会
向こう = 向こう三軒両どなり分科会

地域活動組織・ボランティア団体の活動状況

平成22年5月から6月にかけて、市内の各町内会、地区社会福祉協議会、地区・校区青少年健全育成協議会、ボランティア団体等(大村市社会福祉協議会登録ボランティア団体)に対し、活動状況に関するアンケート調査を行いました。

ここでは、本調査にお答えいただいた内容をもとに、各組織・団体が行っている活動の一部を紹介します。

活動を検討する際などにご参照ください。

なお、ここに掲載した以外にも、多くの方々が、住民の福祉のため、地域をより良くするため、様々な活動に熱心に取り組んでいます。

三浦小学校区

団体名	現在実施中の主な活動
三浦地区社会福祉協議会	・老人給食サービス(月1回:配食) ・ふれあい給食会 (町内ごとに年1回:高齢者を招き手作り弁当の昼食会、健康講座等) ・三浦小学校児童の作品展示及び表彰 (年1回:児童が夏休みに制作した習字・図画・作文を募集、9月の三浦地区敬老祝賀会にて展示・表彰)
三浦地区老人会・三浦地区社会福祉協議会	・三浦小学校ふれあい集会(年1回:高齢者と児童との交流会。児童の出し物発表、昔遊び、給食会)

鈴田小学校区

団体名	現在実施中の主な活動
中里下町内会	・町内会員向けパソコン教室(週1回) ・評議委員会(年3回:河川の草刈、年1回 旧長崎街道の草刈)
内倉町内会	・萬寿会(老人会) (年1回:親睦旅行) ・5・8会(“ゴーヤ会” 年齢制限なしの青年団) (月1回:定例会で町内の問題点を積極的に提起) (その他、鬼火焚き、夏祭り、町内会主催以外の草払い等) ・すみれ会(老若を問わない婦人会) (月1回:定例会。旅行、夏祭り、社会体育の祭の弁当づくり等)
陰平上町内会	・グラウンドゴルフ大会(年1回:全町内会員対象) ・敬老会(年1回)
鈴田地区社会福祉協議会	・福祉給食(月1回:配食) ・小学生の見守り巡回パトロール(毎週月曜 下校時に自家用車にて実施)
鈴田地区各町内会・地区社会福祉協議会・開発振興会など	・鈴田ふれあい祭(年1回10月:鈴田地区の秋の行事を一本化)
住民センター運営委員会・鈴田小6年生児童	・住民センター屋内及び周辺の大掃除(年2回)

大村小学校区

団体名	現在実施中の主な活動
前舟津町内会	・精霊舟づくり及び精霊流し(年1回) ・盆踊り大会(年1回) ・寺島まつり(年1回:市杵島神社・龍神社の秋季祭) ・敬老会(年1回) ・老人会と大村小学校1年生との交流会(年1回:公民館で一緒に昔遊び)
前舟津・外浦小路・下久原町内会	・3町内合同グラウンドゴルフ大会(年1回)
外浦小路町内会	・敬老会(年1回) ・老人会(月1回:“かたろう会”語り合いながら絵手紙や折り紙等の制作) 〃(月1回:健康体操会) ・町内文化展(年1回:“かたろう会”をはじめとする公民館活動での作品を展示)
上久原町内会	・敬老会(年1回) ・文化祭(年1回 公民館で利用団体の作品展示、出し物、バザー) ・春のレクリエーション大会(年1回:町民運動会) ・秋のレクリエーション大会(年1回:グラウンドゴルフ大会、小学生も参加)
岩舟町内会	・高齢者との昼食会(月1回:65歳以上独居者を公民館に招き食事提供、身体障がい者の方は送迎付き) ・敬老会(年1回) ・グラウンドゴルフ大会(年1回:子ども会と保護者参加)

旭ヶ丘小学校区

団体名	現在実施中の主な活動
須田ノ木町内会	・盆踊り大会(年1回) ・町民文化祭(年1回:公民館での作品展示) ・町民運動会(年1回:小学校体育館にて)
向木場町内会	・敬老会(年1回)
赤佐古町内会	・敬老会(年1回) ・レクリエーション大会(年1回:町内を8地区に分け15～16種目を競技) ・消防訓練(2年1回:手動ポンプや消防器材の操作訓練)
旭が丘小学校区青少年健全育成協議会	・子ども相撲大会(年1回) ・三世代グラウンドゴルフ大会(年1回) ・愛の声かけ運動(月2回:小学生の下校時に立哨) ・愛の声かけワンワンパトロール(毎日:犬と散歩しながら子どもの見守り)

三城小学校区

団体名	現在実施中の主な活動
武部町内会	・敬老会(年1回) ・たけむつみ会 親睦会(年1回:50歳以上の町民対象) ・〃 新年会(年1回:〃)
田の平町内会	・老人会 研修旅行(年2回) ・趣味の会(月4回:全町内会員向け 陶芸、手芸、パッチワーク) ・敬老会(年1回)
武部・田の平町内会	・町民作品展(年1回) ・健康講座(年1回 市の保健師や医師を講師に招く。) ・救急救命、防火防災に関する講座(年1回 市消防署から指導を受ける。)
小佐古町内会	・町内運動会(年1回6月:ミニ運動会と新入町内会員紹介) ・地蔵祭り、盆踊り(年1回:60年以上続く町内の伝統行事) ・夜間歩行大会(年1回:主に子ども会が参加しJR竹松駅から公民館まで歩く。)
柴田町内会	・河川アダプト事業(年4回:草刈、ゴミ拾い) ※河川の一定区域を“アダプト＝養子”として受け持ち定期的な美化活動を行う。 ・市道里親制度事業(年6回:草取り、植栽) ・旅行・交流会(年1回) ・柴田祭り、町内餅つき(年1回) ・健康講座(年4回:老人会向け) ・七夕ほか子ども会活動(年11回)
柴田町内会・地域安全会	・児童・生徒の通学支援(月～金曜日:登校時信号の無い交差点3か所で立哨)
水田2区町内会	・高齢者の集う会(年1回) ・河川地区美化活動(年6回:町内有志による) ・グリーンカーテン(随時:町内有志により地域の緑化活動)
新城町内会	・公園の草刈作業(年1回:老人クラブによる) ・鯉のぼり掲揚(年1回:老人クラブと子ども会) ・敬老の日交流(年1回)
三城小学校区青少年健全育成協議会	・町内家族大運動会(年1回:校区内の町内会・子ども会を中心に実施) ・非行事故防止キャラバン(年1回:大村市少年センターと校区内を巡回)
三城地区社会福祉協議会	・高齢者給食サービス(月1回:配食)
西大村地区町内会・地区防犯協会	・校区内パトロール(月2回:児童の下校時に車でパトロールを実施)

中央小学校区

団体名	現在実施中の主な活動
古町6区町内会	・敬老会(年1回) ・歩こう会(年2～3回:全町内会員向け) ・若返り会(月1回:全町内会員向けに血圧測定、食事会、歌、踊り)
下杭出津町内会	・敬老会(年1回) ・ふれあいサロン(月1回) ・町内ウォーキング(月1回:健康づくり推進委員が計画を立て実施)
松並1丁目町内会	・敬老祝賀会(年1回) ・イキイキわくわく健康パトロール隊 (毎日:老人会を主体に登校児童への声かけ見守り) ・自主防災組織活動 (2～3年に1回:消防署、消防団の指導のもと消火訓練、地震体験等を実施)
西大村本町第2町内会	・敬老の日(年1回:高齢者宅を訪問し記念品贈呈)
植松1丁目町内会	・夏祭り(年1回) ・植松1丁目グラウンドゴルフ大会(年1回:小学生から高齢者まで参加) ・敬老会(年1回:高齢者宅を訪問し、お祝いを届け交流を深める。) ・新生児誕生のお祝い(随時:子どもが生まれた家庭を訪問し、お祝いを届ける。)
中央小学校区青少年健全育成協議会	・三世代交流 もの作り (年1回:高齢者の指導によるお手玉、布ぞうり、竹トンボなどの制作) ・立志式 (年1回:中学2年生を対象、保護者や地域役員、学校関係者が立ち会う。) ・あいさつ声かけ運動 (週5回:児童の登下校時に交差点、横断歩道で立哨)
西大村地区町内会・地区防犯協会	・校区内パトロール(月4～5回:児童の下校時に車でパトロールを実施)

放虎原小学校区

団体名	現在実施中の主な活動
桜馬場第1町内会	・敬老会(年1回:子ども会と交流) ・公園の清掃(年6回) ・各種スポーツ(随時:男子ソフトボール、女子バレーボール)
桜馬場第2町内会	・敬老会(年1回:子ども会と交流) ・敬老会旅行(年2回) ・カラオケ教室(週1回) ・踊り教室(月1回)
西大村地区町内会・地区防犯協会	・校区内パトロール(月4～5回:児童の下校時に車でパトロールを実施)
放虎原小学校区青少年健全育成協議会	・三世代グラウンドゴルフ大会(年1回:少年、青年、熟年に分け競技) ・森園公園清掃(年2回)

西大村小学校区

団体名	現在実施中の主な活動
池田町内会	・鯉のぼりまつり(年1回:新小学1年生のお祝いと子ども会加入のお誘い) ・敬老祝賀会(年1回) ・ふれあい球技大会(年1回:高齢者にも活動可能な競技を準備) ・ふれあいハイキング(年1回:体力に応じた複数のコースを設定、目的地では炊き出しやレクリエーション実施)
くすのき文庫	・文庫活動(月3回:池田1丁目公民館にて絵本・児童書の貸し出し) ・絵本・児童書を通しての子どもと大人の交流(月3回)
上諏訪町内会	・盆踊り大会(年1回) ・敬老会(年1回) ・ペタンク輪投げ(月2～3回:老人会) ・七夕祭り(年1回:小学生が中心) ・餅つき大会(年1回: ")
下諏訪町内会	・地域安全パトロール(月1回:小学生の下校時にあわせ実施) ・グラウンドゴルフ大会(年2回)
池田町11区町内会	・新年会(年1回:全町内会員対象) ・盆踊り大会(年1回) ・敬老会(年1回)
諏訪1区町内会	・敬老会(年1回) ・忘年懇親会(年1回:全町内会員対象) ・子ども会(隣接町内の入会希望者も受け入れ活動)
諏訪8区町内会	・敬老会(年1回:日帰り温泉旅行)
乾馬場町内会	・敬老会(年1回) ・盆踊り大会(年1回) ・町内文化祭(年1回:作品展示、バザー、農作物展示と即売会)
下諏訪・諏訪1区・中諏訪・諏訪7・8区・東諏訪町内会	・西大村小学校6年生との地域交流会(年1回:学校の協力により、地域の清掃活動、郷土の歴史講話、グラウンドゴルフ、お菓子作り、交流昼食会を実施)
西大村地区町内会・地区防犯協会	・校区内パトロール(月4～5回:児童の下校時に車でパトロールを実施)

萱瀬小学校区

団体名	現在実施中の主な活動
田下町内会	・田下喜友会(老人会) (年1回:町内の草刈作業)
田下集落環境保全の会	・ひまわりの植栽による景観づくり(国道444号線沿い)
田下町上地区有志	・自宅等のクリスマスイルミネーション飾り
ホタル保存会	・ホタルの舞うふるさとづくり(萱瀬中学校裏でホタル飼育と増殖)
中岳町内会	・敬老会(年1回) ・老人会(月1回)
萱瀬地区青少年健全育成協議会	・三世代交流グラウンドゴルフ大会(年1回) ・ロードレース大会(年1回:鹿島市を含めた地区内外の小中学生が参加) ・子ども意見発表会(年1回:萱瀬地区社会福祉協議会の協力のもと小中学生がテーマ自由の意見発表)
萱瀬地区青少年健全育成協議会・地区防犯協会	・非行防止キャラバン(年1回:地区防犯協会と車輜での広報活動)

黒木小学校区

団体名	現在実施中の主な活動
北川内町内会	・山の神祭り(年1回:地区内外からの参加者により神事、餅まき、懇親会を実施) ・敬老会(年1回) ・よってみゅうかえびねの郷 (毎週土日:公民館を加工場として、地元の農産物加工品などを販売)

竹松小学校区

団体名	現在実施中の主な活動
小路口住宅町内会	・地区スポーツ大会の町内出場者及び関係者への弁当づくり、打上げ会準備(年1回) ・敬老会 (年1回:子どもたちの出し物披露、子どもの母親からの記念品、手作り弁当の贈呈)
竹松本町第1町内会	・敬老会(年1回) ・三世代グラウンドゴルフと交流会 (年1回:幼児向けにはカルタ会を実施、終了後にぜんざい会)
大川田町町内会	・町内大運動会(年1回:38年継続中。近年、仮装行列を盛大に実施)
宮小路1丁目町内会	・三世代グラウンドゴルフ大会(年2回) ・作品展とバザー、餅つき大会(年1回)
宮小路1・2・3丁目町内会	・敬老会(年1回) ・三世代グラウンドゴルフ大会(年1回) ・秋の焼き芋大会(年1回:町内会と子ども会による焼き芋と消火訓練)
竹松小学校区青少年健全育成協議会	・三世代グラウンドゴルフ大会(年1回) ・郡川の自然に親しむ会(年1回:川遊び、水質の観察) ・伝統継承行事(年1回:ものづくりを通じて、伝統文化、遊びを学ぶ。) ・地区懇談会(13町内会それぞれ年1回:情報交換会、勉強会、グラウンドゴルフ大会など)
竹松・富の原小学校区青少年健全育成協議会	・竹松ふれ愛ステーション待機、巡回 (JR竹松駅前にプレハブ小屋を建て、住民や子どもたちの安全を見守り)

富の原小学校区

団体名	現在実施中の主な活動
富の原1丁目町内会	・敬老会(年1回)
原口町内会	・健友会(老人会) (・交流会 ・カラオケ、手芸、踊り、グラウンドゴルフなどの活動)
堺町町内会	・敬老会(年1回)
富の原小学校区青少年健全育成協議会	・地域ふれあいフェスティバル(年1回:地域住民向けに歌、踊り、お遊戯などを披露) ・三世代グラウンドゴルフ大会(年1回)
竹松・富の原小学校区青少年健全育成協議会	・竹松ふれ愛ステーション待機、巡回 (JR竹松駅前にプレハブ小屋を建て、住民や子どもたちの安全を見守り)
実行委員会・小学校PTA・おやじの会・校区7町内会・青少年健全育成協議会・子ども会	・富っ子まつり(年1回:子どもたちと地域住民との交流イベント)

福重小学校区

団体名	現在実施中の主な活動
弥勒寺町内会	・花見(年1回:4年に1回は広場に舞台を設け様々な出し物を行う。) ・夏祭り(年1回:町内の大掃除、除草後公民館にて懇親会) ・秋祭り(年1回:長年続いている豊作を願ったお祭り)
草場町内会	・老人会(月1回) ・町内会と子ども会とのゴミ分別作業 (月1回:資源物収集日に子どもの環境教育の一環として実施)
福重給食サービス	・独居高齢者宅への弁当配布(年8回)
福重地区青少年健全育成協議会	・親子三世代グラウンドゴルフ大会(年1回) ・親子ウォーク・オリエンテーリング(年1回) ・青色回転灯パトロール (年4回程度:通学時の安全や非行防止のため)

松原小学校区

団体名	現在実施中の主な活動
浦1区町内会	・海岸漂着物回収(年3回) ・海釣り公園、潮騒公園周辺の清掃(年2回) ・海水浴場設営、撤去及び見回り(年1回)
野菊会	・高齢者のサロン作り(月1回:松原住民センターにて活動)
松葉会	・三水会開催(年12回:松原地区山下・梶の尾公民館にて会食支援) ・交流会開催(年1回夏休み:高齢者と子どもたち) ・減塩みそ作り
久津・寺本町内会	・鬼火焚き(年1回) ・鯉のぼり立て(年1回)
松原地区社会福祉協議会	・高齢者給食・配食サービス(月1回) ・高齢者との会食 (8地区の公民館で年1回ずつ:独居高齢者・高齢者夫婦を招き実施。情報交換の意味を含め、町内会長、老人会長、出張所長、駐在所巡査にも参加してもらう。)
松原地区活性化協議会	・寺子屋塾(年1回:夏休み期間中の5日間、小学生向けに実施)

ボランティア団体等の活動(福祉関係)

団体名	現在実施中の主な活動
大村音訳点訳	・「広報おおむら」「市議会だより」等の音訳(毎月) ・利用者との交流会(年1回) ・市内で上映される映画の副音声放送(年1回 ※依頼時)
大村手話サークル	・福祉センターにて手話講習会(週1回:高校生以上一般を対象) ・福祉センターにて聴覚障がい者と交流(年12～20回:ろうあ協会員、手話サークル員) ・聴覚障がい者関係のイベント開催時に運営資金作りのための広告・寄付・カンパのお願い、フリーマーケット出店(随時)
味の宴	・こどもセンター調理室にて精神障がい者との夕食作り(月2回:一人暮らしの精神障がい者と一緒に夕食を作って食べ、後片付けまでを行う。)
寒椿	・福祉センターにて認知症に関する講演会(年3回:市民の理解を深める目的で実施) ・ 〃 精神疾患に関する講演会(年3回: 〃) ・ 〃 定例会(月2回:当事者へのピアカウンセリング、情報提供など)
長崎リハビリテーション学院ボランティアサークル	・学童ボランティア「くれよん」(月1回:学習障がい児など20名と保護者を対象に、感覚遊び、運動や言語課題を通して児童に働きかけを行う。)
福親会	・市内の児童養護施設にて理容活動(毎月1回)

ボランティア団体等の活動(教室関係)

団体名	現在実施中の主な活動
日本語ボランティア教室	・日本語教室(週2回:西大村コミュニティセンターにて日本語を母国語としない人を対象)
コーラスグループ WAON	・子育て支援(親子音楽教室)(月2回:大村市コミュニティセンターにて未就学児と親に音楽と歌を楽しんでもらう。)
シャドーズ	・ミニテニスを通じた交流活動 ①高齢者、障がい者、子どもとの交流(月4～5回:シーハットにて) ②精神障がい者との交流(月1回:県立精神医療センターにて) ③高齢者向け初心者教室(年1～2回:シーハットおおむら主催スポーツ教室にて)
パソコン普及研究会ITヘルプ	・福祉センターにてパソコン講座開催(週3回:高齢者、一般成人を対象)

ボランティア団体等の活動(行事支援)

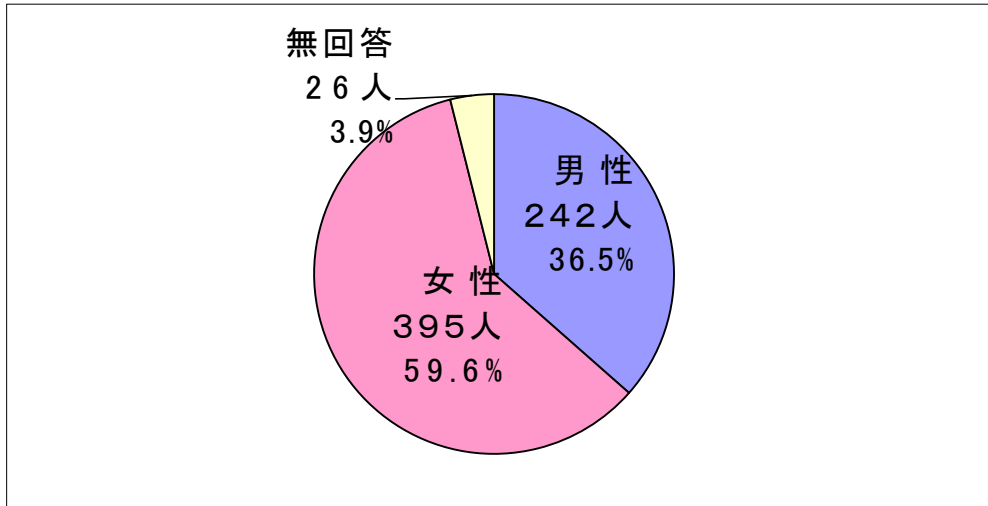
団体名	現在実施中の主な活動
長崎県立大村城南高等学校	・学校、施設の行事支援(年20回程度:高齢者、障がい者、児童関係団体が実施する行事の運営支援、利用者の介助)
陸上自衛隊竹松駐屯地曹友会	・除草作業(年1回:「子供の家」が所有するキャンプ場の除草作業)
海上自衛隊大村航空基地上曹会	・「野岳湖ぬくもりの木道づくり」支援(年1回:木道のレール敷設作業支援)
陸上自衛隊竹松駐屯地曹友会・ 陸上自衛隊大村駐屯地曹友会・ 海上自衛隊大村航空基地上曹会	・「三彩の里陶器祭り」支援(年1回延べ6日間:設営、販売、駐車場係、撤収) ・「長崎県ゆうあいスポーツ大会」支援(年1回:車輛誘導) ・ことの海会行事支援(年3回:駐車場誘導係、販売等の手伝い)
長崎県隊友会大村支部	・「長崎県・大村市戦没者追悼式」支援(年2回:設営、撤去、警備) ・「おおむらこどもまつり」支援(年1回:設営、撤去) ・「ロサモタ杯ロードレース」支援(年1回:会場周辺及びコースの警備)

ボランティア団体等の活動(その他)

団体名	現在実施中の主な活動
スナメリの森	・菜の花プロジェクト推進 (月2回～週1回:遊休農地利活用による菜の花畑づくり。土づくり、栽培、菜種油搾油、天ぷら食事会を実施)
ききょうグループ	・布絵本制作活動(月1回) ・布絵本作品展示等(年1回:ハートパルまつり、健康福祉まつり) ※完成した布絵本は大村市社会福祉協議会に寄贈し、一般市民や保育園に貸し出す。
大村ライオンズクラブ	・少年剣道錬成大会(年1回:市内小中学生対象) ・献血運動(年3回:市民会館にて実施) ・地域清掃活動(年6回:県忠霊塔清掃、市民大清掃、大村湾沿岸清掃、空き缶回収)
おおむら桜ライオンズクラブ	・チャリティグラウンドゴルフ大会(年1回) ・地域清掃活動(年6回:県忠霊塔清掃、市民大清掃、大村湾沿岸清掃、空き缶回収)

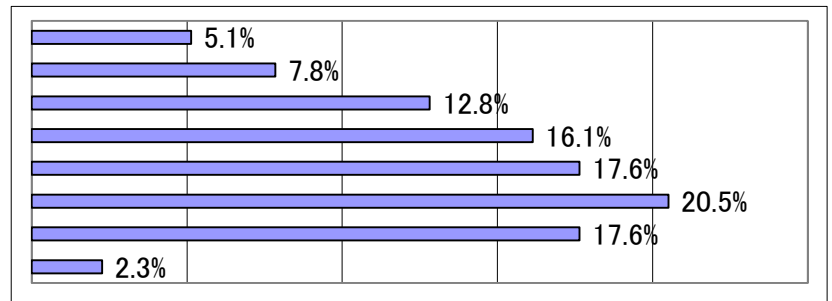
住民アンケート調査結果

問1 あなたの性別を教えてください。



問2 あなたの年齢を教えてください。

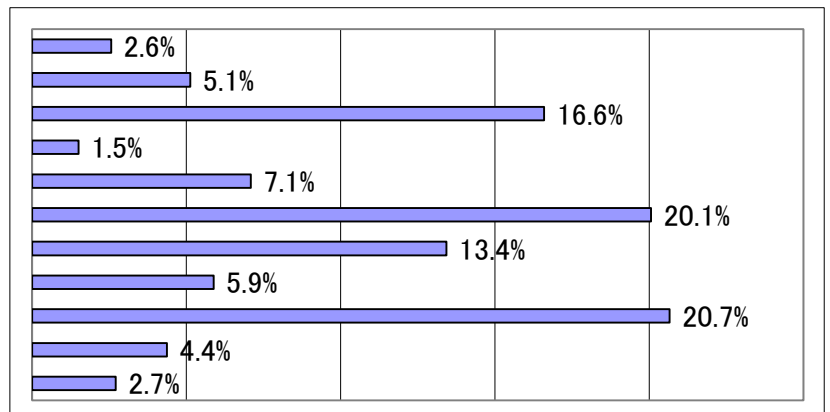
1. 13～19歳
2. 20～29歳
3. 30～39歳
4. 40～49歳
5. 50～59歳
6. 60～69歳
7. 70歳以上
8. 無回答



問3 あなたのお住まいの地域（小学校区）をおしえてください。
省 略

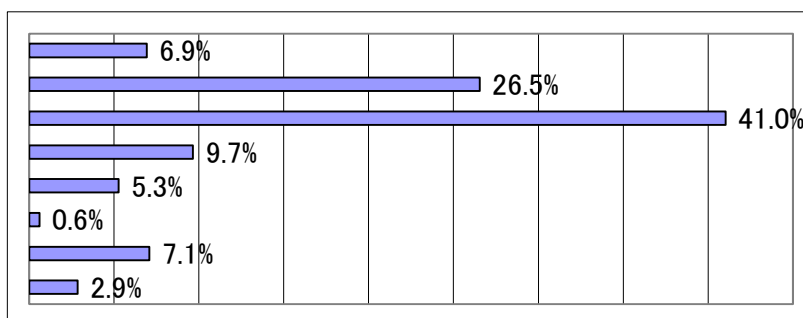
問4 あなたのお仕事を教えてください。

1. 農林漁業
2. 自営の商工業・サービス業
3. 会社員、団体職員など
4. 自由業
5. 公務員
6. 専業主婦
7. パート・アルバイト
8. 学生
9. 無職
10. その他
11. 無回答

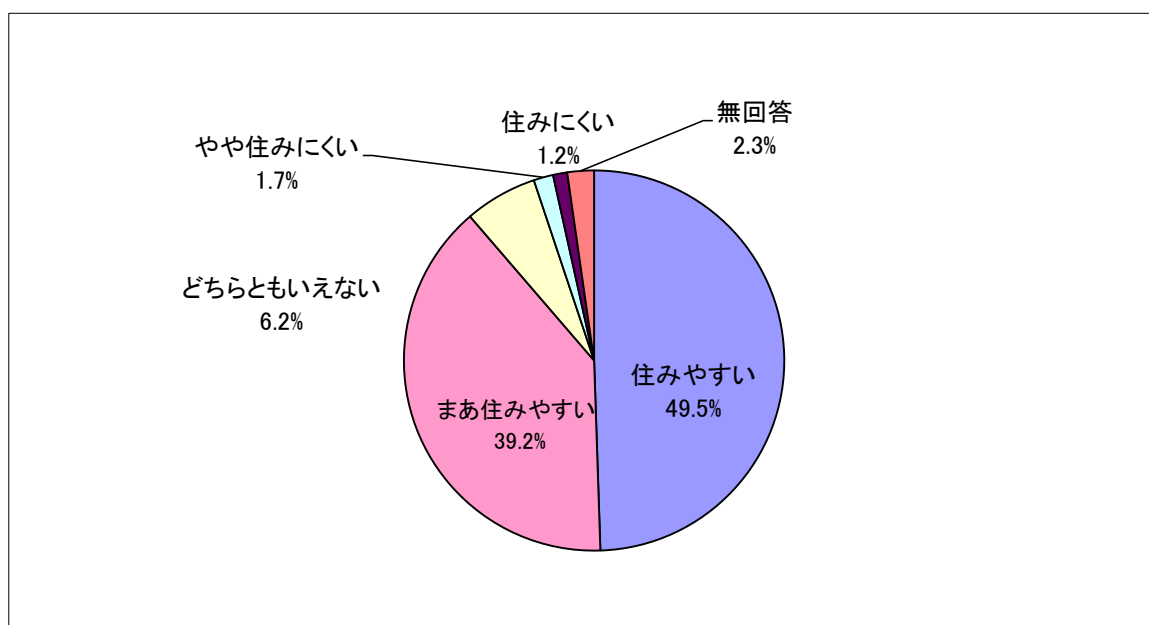


問 5 あなたの世帯構成を教えてください。

1. 単身
2. 夫婦 2 人
3. 夫婦と子ども
4. 三世代以上の同居
5. 母と子ども
6. 父と子ども
7. その他
8. 無回答

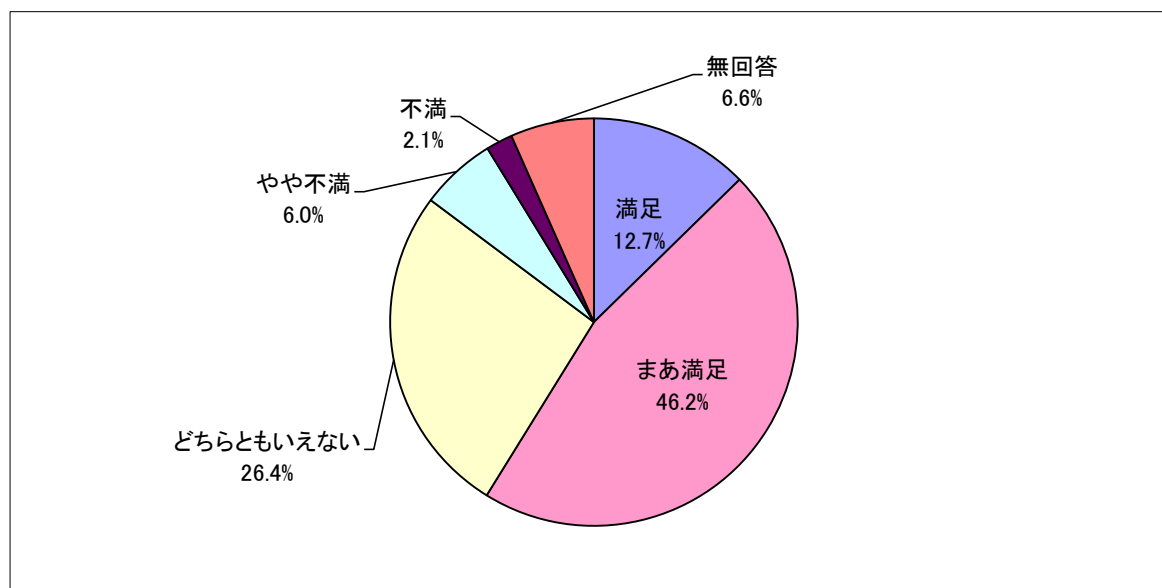


問 6 あなたは大村市を住みやすいと感じていますか。

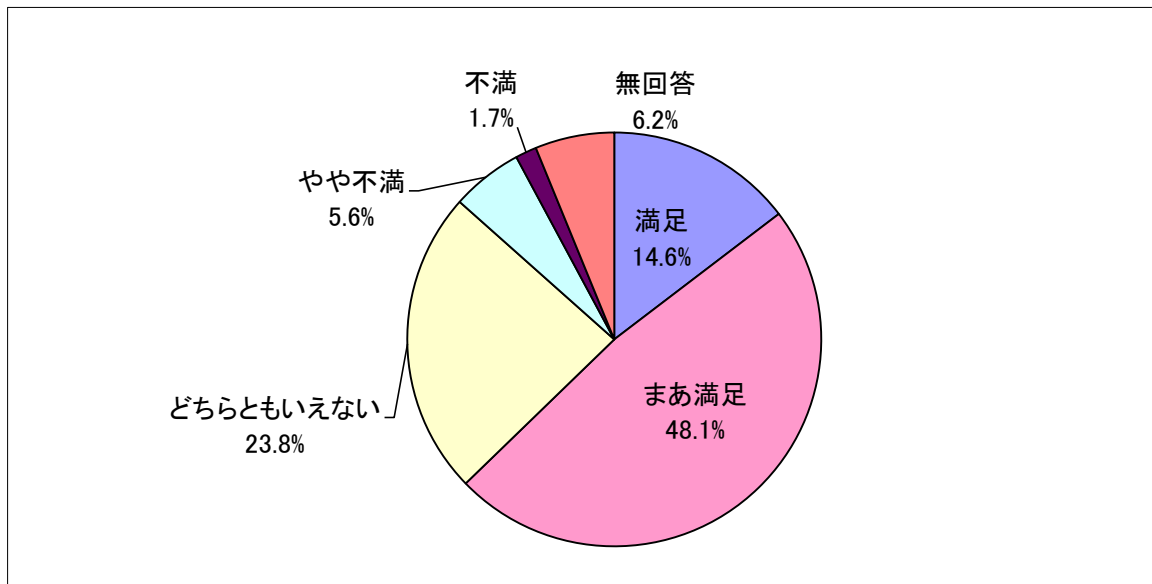


問 7 あなたは身の回りの環境についてどう感じていますか。

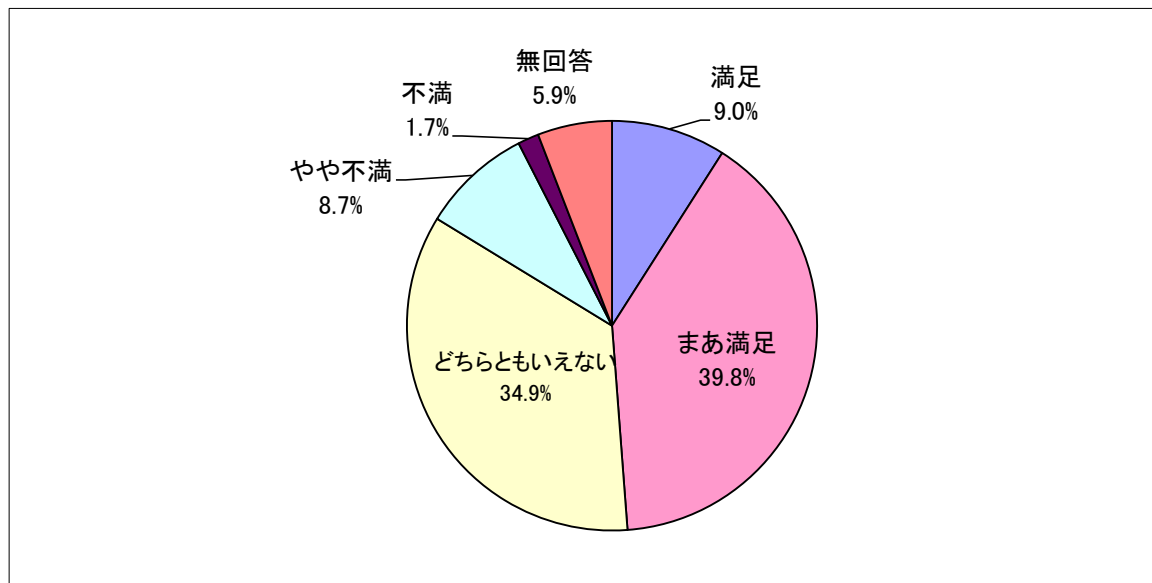
- 1 安心して赤ちゃんを産み育てられる環境



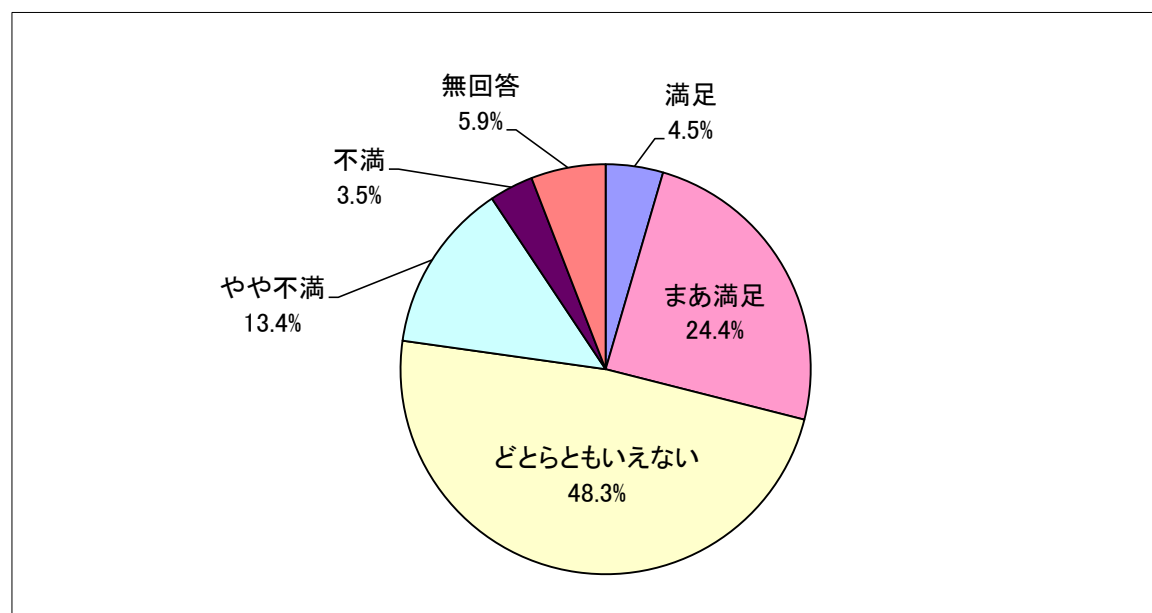
2 子どもが元気に成長できる環境



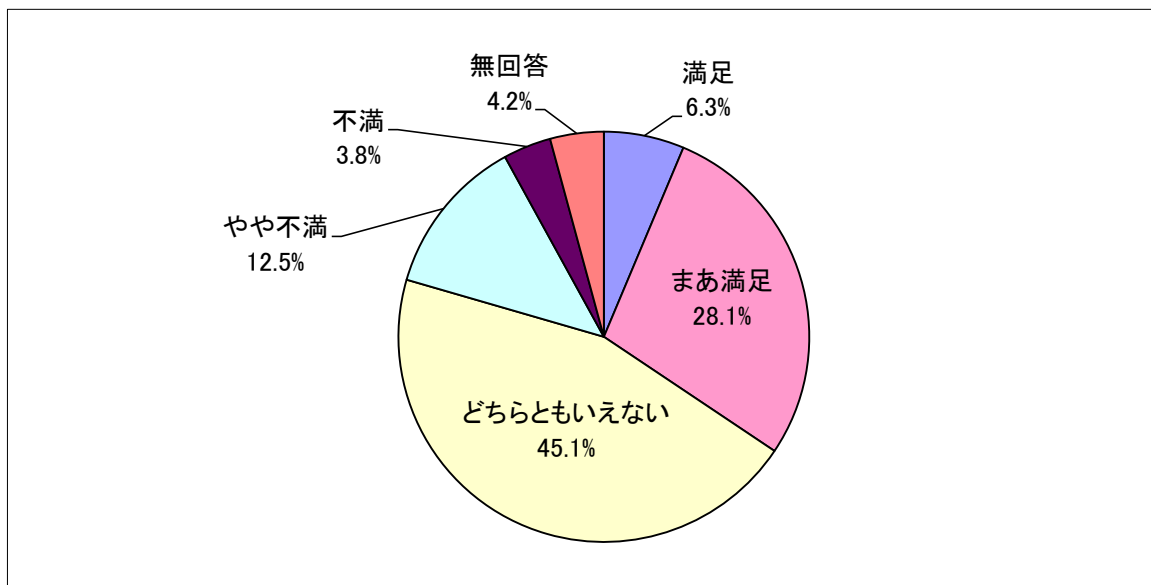
3 青少年が健全に育つ環境



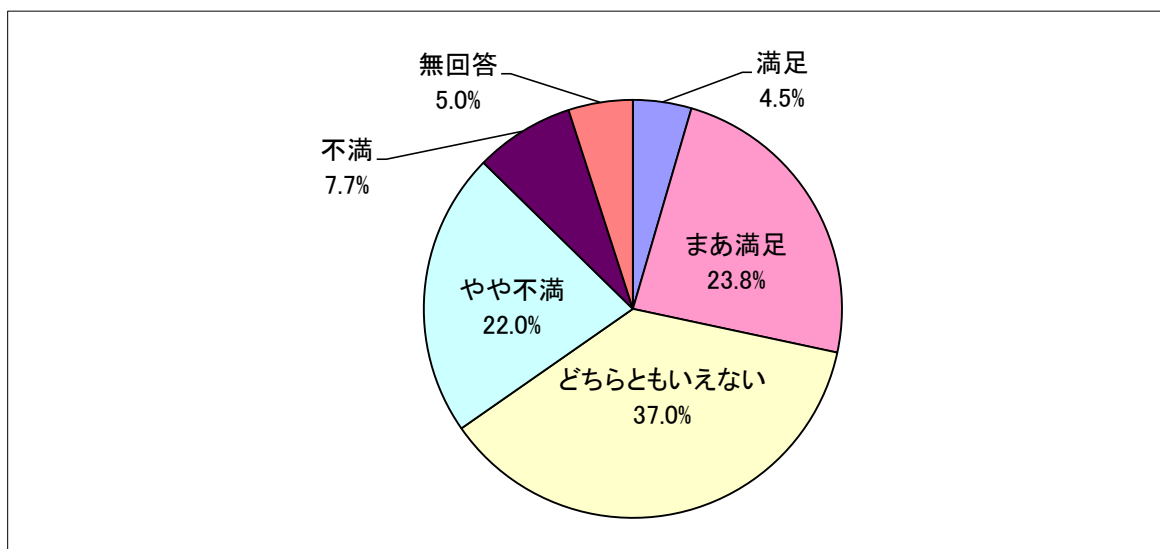
4 障がいがあっても安心して暮らせる環境



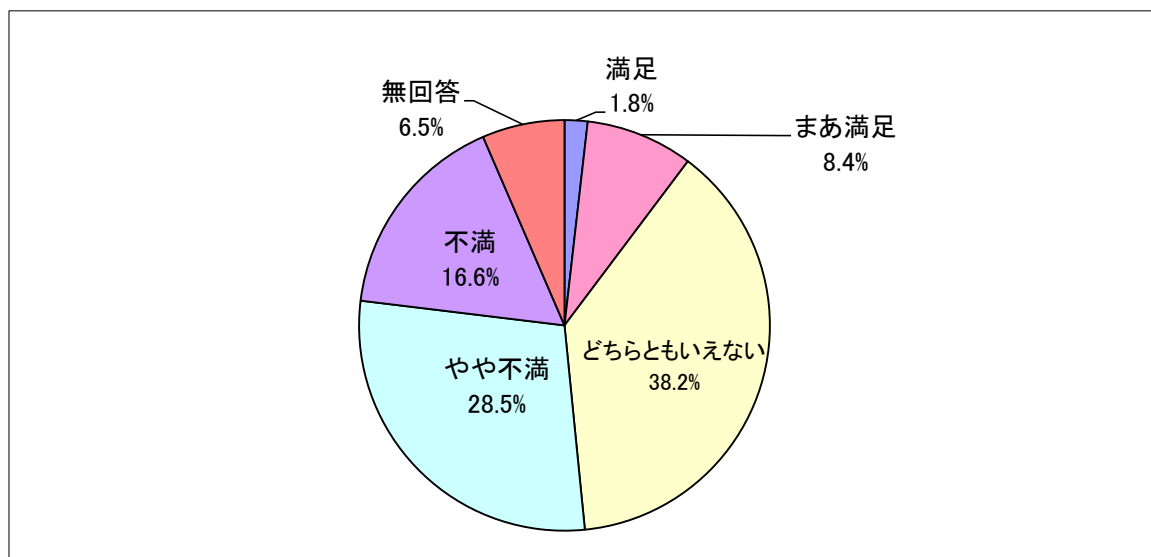
5 ご高齢の方がいきいき暮らせる環境



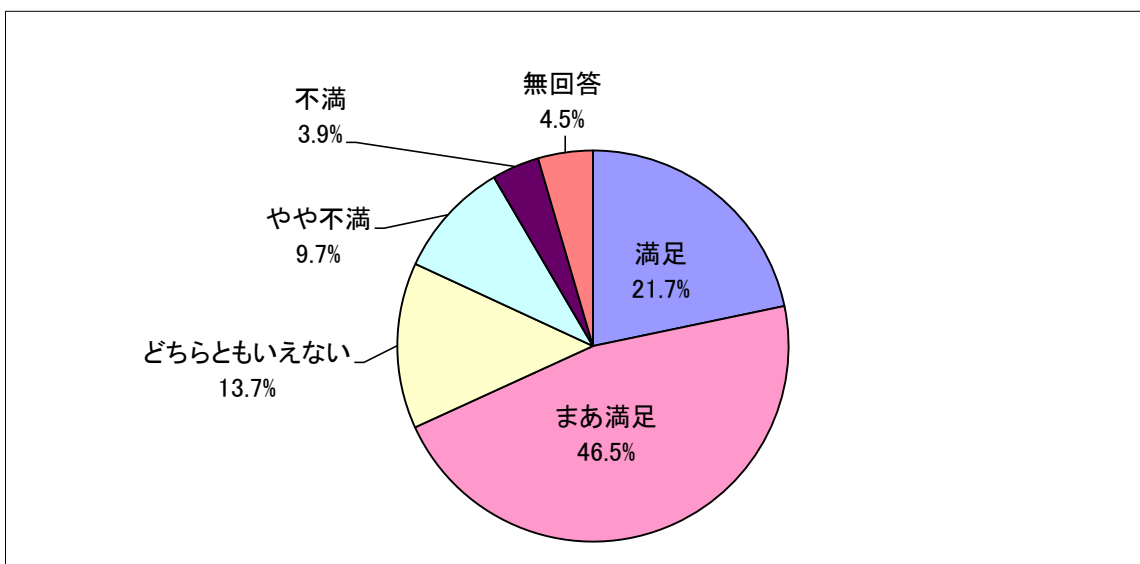
6 住民が利用しやすい施設が整った環境



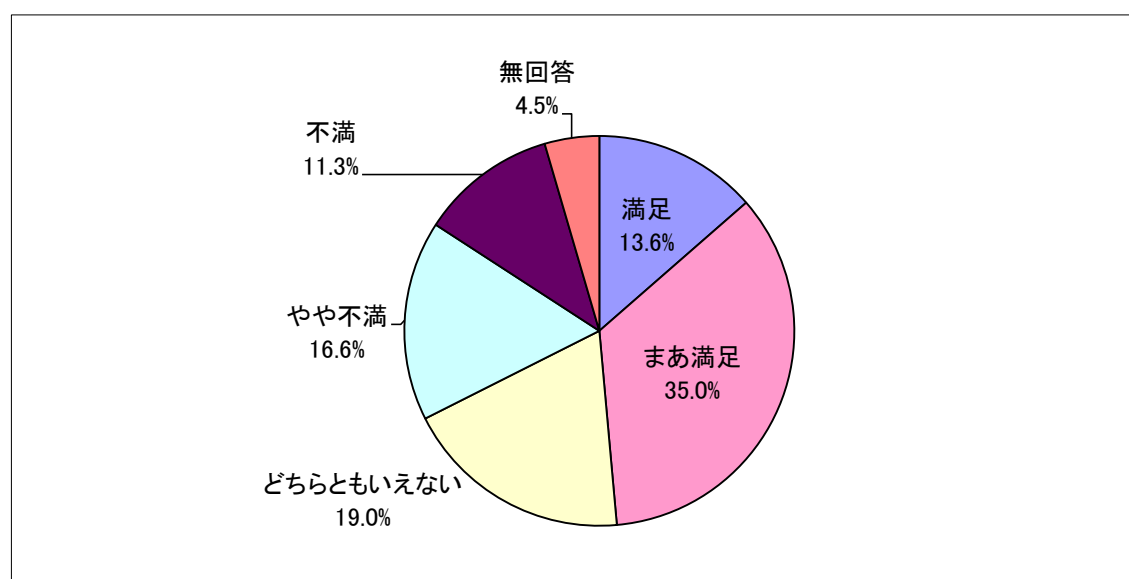
7 働く場所に恵まれた環境



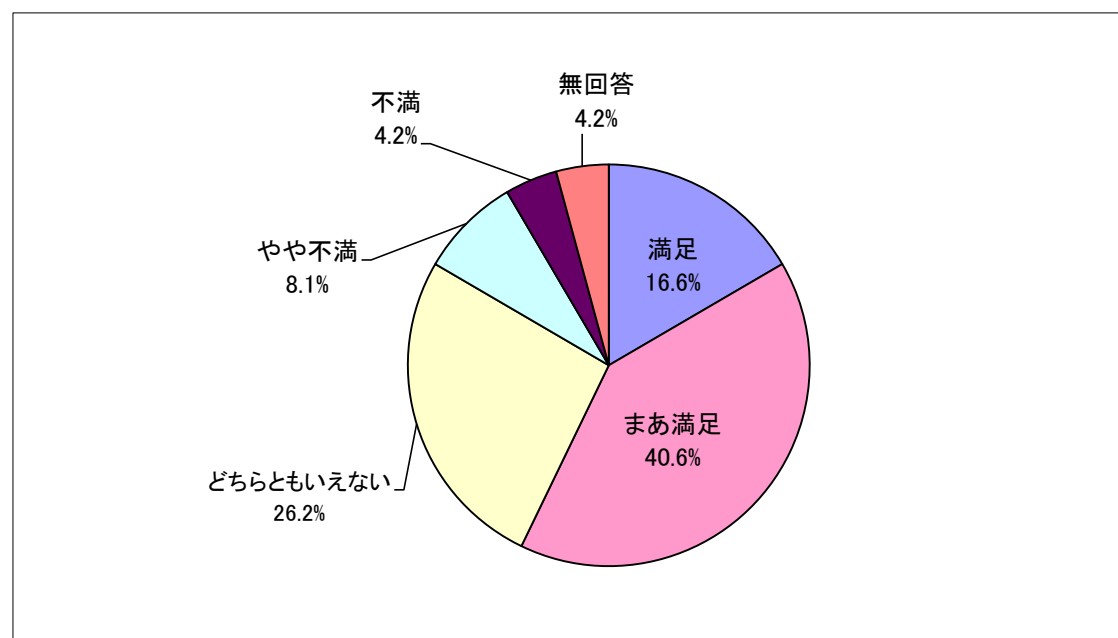
8 日頃の買物がしやすい環境



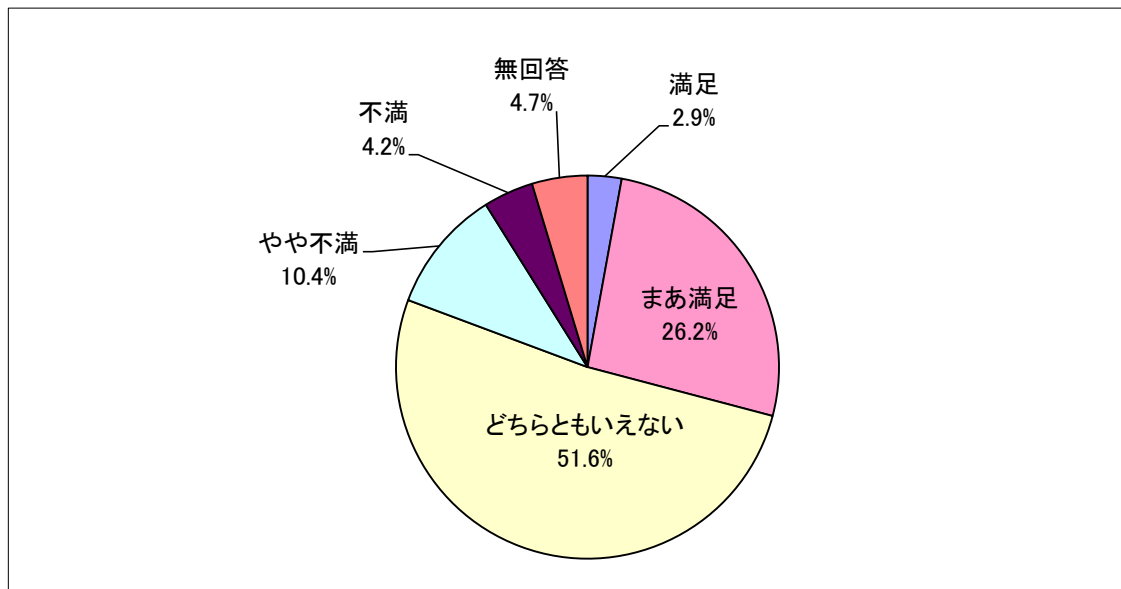
9 目的地にスムーズに着ける交通環境



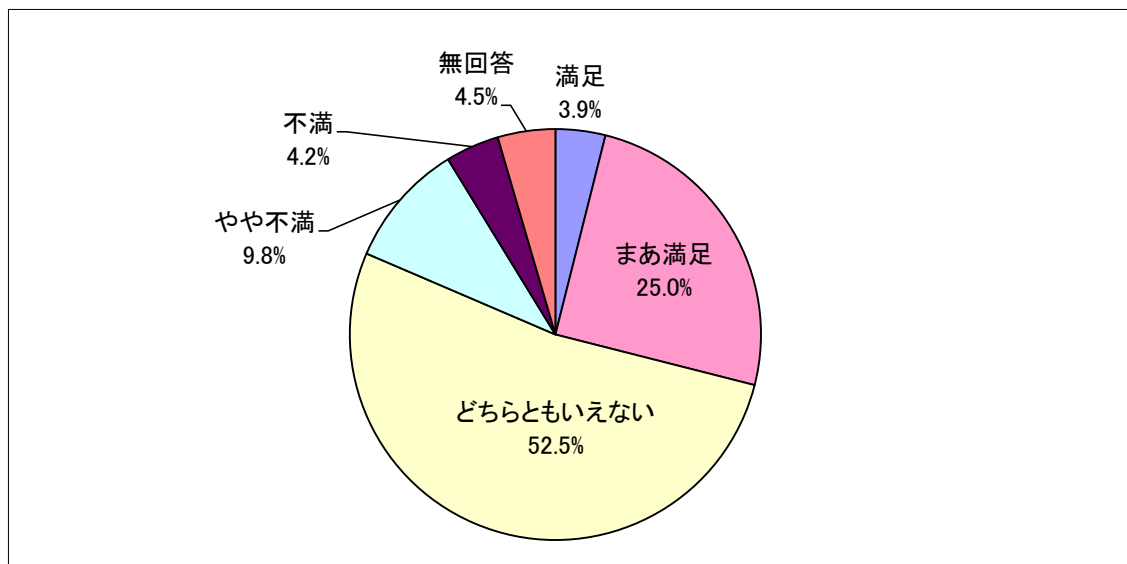
10 急な病気やけがに対する救急医療の体制



11 防犯に対する支援や体制

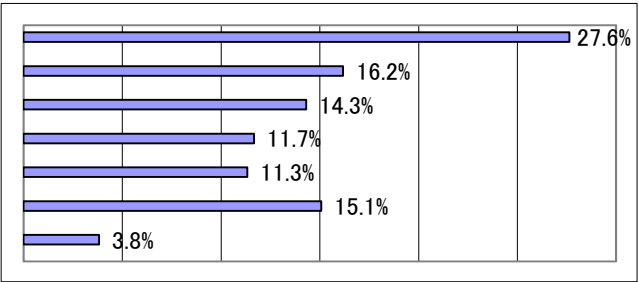


12 防災に対する支援や体制



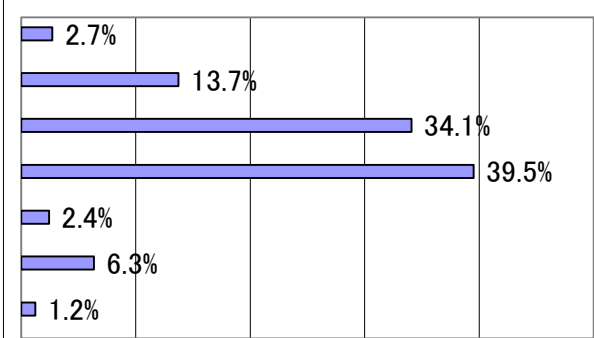
問8 あなたが今とても気にかかっていることはなんですか。
 (あてはまるもの3つまで選んでください)

1. 自分の健康のこと
2. 親の介護や生活に関すること
3. 子育てや教育に関すること
4. 近所での付き合いや人間関係に関すること
5. 防犯に関すること
6. 災害のときの対応に関すること
7. その他（ 別途記載 ）

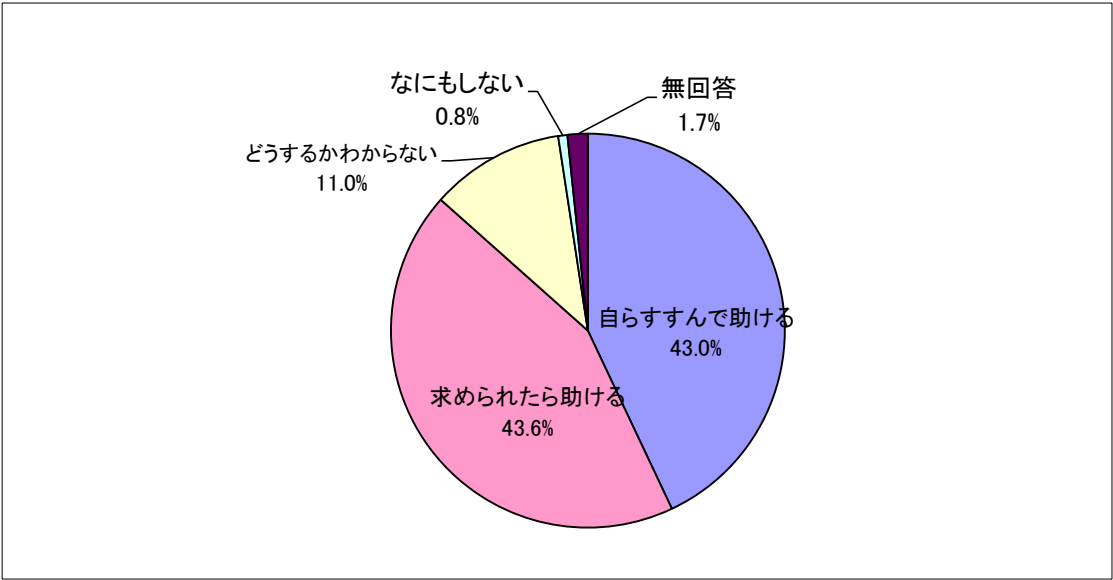


問9 あなたは今、隣近所とどの程度お付き合いがありますか。

1. 家族みたいに頻繁に行き来するくらいの付き合い
2. 簡単なことは気軽に頼み合えるくらいの付き合い
3. 顔を合わせると、世間話や情報交換など立ち話するくらいの付き合い
4. 顔を合わせる、あいさつをし合うくらいの付き合い
5. 町内会の集まりなどで顔を合わすくらいで、ほとんど話をしたことがない。
6. 顔もよくわからず、ほとんど付き合いがない
7. 無回答



問10 あなたは、近所やまちなかで困っている人をみかけたらどうしますか。



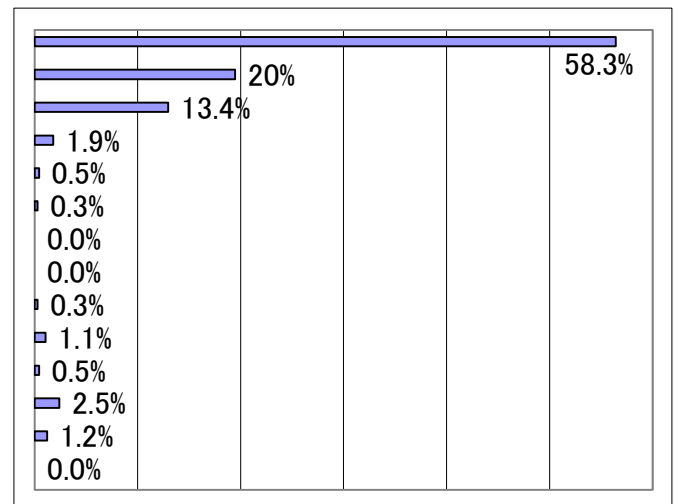
1. 自らすすんで手助けする
2. 求められたら手助けする
3. どうするかわからない
4. なにもしない
5. 無回答

}
}
}
}
}

問12へ
問11へ
- 問11 問10で「4 なにもしない」と回答されたのは、どんな理由ですか。
1. 声をかけるのがはずかしいから
 2. 断られていやな思いをしたくないから
 3. なにをしてよいかわからないから
 4. めんどうだから
 5. 他人のことは関心がないから
 6. 無回答
- | 項目 | 割合 |
|-------------------|-------|
| 声をかけるのがはずかしいから | 0.0% |
| 断られていやな思いをしたくないから | 20.0% |
| なにをしてよいかわからないから | 20.0% |
| めんどうだから | 0.0% |
| 他人のことは関心がないから | 40.0% |
| 無回答 | 20.0% |
- 101

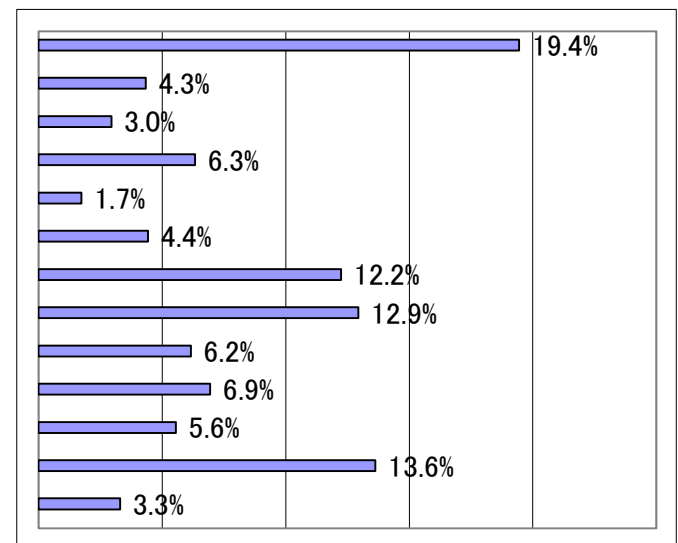
問12 あなたは、困ったときや不安を感じる時、まず誰に相談しますか。

1. 配偶者
2. 親や兄弟姉妹
3. 友人や知人
4. 隣近所の人
5. 民生委員児童委員
6. 町内会の役員
7. ヘルパー
8. 保健師や訪問看護師
9. 福祉施設や福祉サービス業者
10. 市役所(出張所含む)
11. 社会福祉協議会
12. その他(別途記載)
13. 相談する相手がいない
14. 無回答



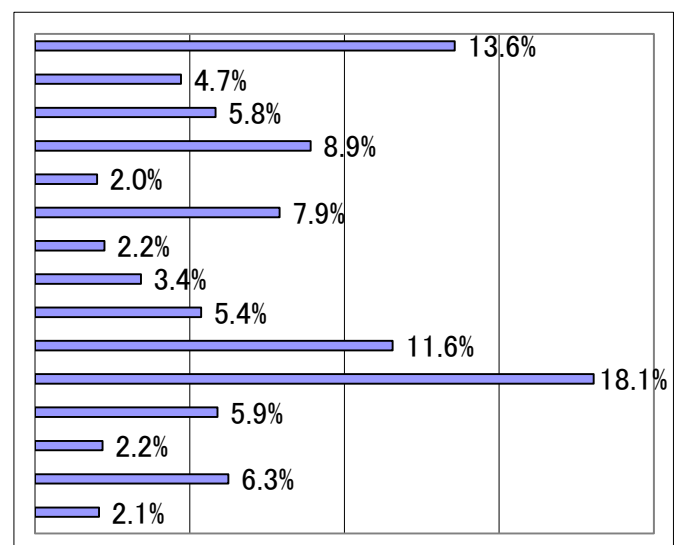
問13 あなたが今気にかかっていることで、手助けを求めるとしたらどんなことですか。
(あてはまるものすべてを選んでください)

1. 相談相手や気軽に話ができる仲間づくり
2. 買い物、食事づくりなどの世話
3. 掃除、洗濯
4. 通院や外出のときなどの送迎
5. 金銭の受取や支払い
(銀行・郵便局での年金受領など)
6. 市役所などへの届出や連絡
7. 急病になったときの看病
8. 急病になったときの家族の世話
9. 急用のときの子どもの世話
10. ごみや資源物の分別、ごみ出し
11. 防災のための措置(火災警報器の取付け、家具の転倒防止など)
12. 災害のときの安否確認や避難誘導
13. その他(別途記載)



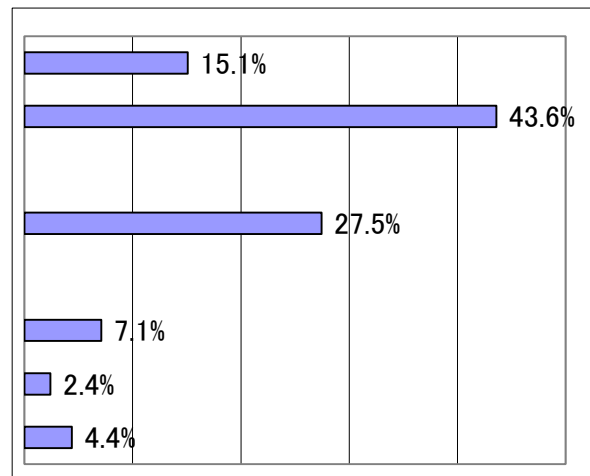
問14 あなたが隣近所や地域のなかで手助けできるとしたら、どんなことですか。
(あてはまるものすべてを選んでください)

1. 一人住まいのご高齢の方の話相手
2. 買い物や食事づくり
3. 掃除、洗濯の手伝い
4. 通院や外出のときなどの送迎
5. 金銭の受取や支払の代行
6. 市役所などへの届出や連絡の代行
7. 急病になったときの看病
8. 急病になったときの家族の世話
9. 急用のときの子どもの世話
10. ごみや資源物の分別、ごみ出し
11. 公園や道路などの清掃活動
12. 子どもの育成活動
13. 日頃の防災活動
14. 災害のときの安否確認や避難誘導
15. その他(別途記載)



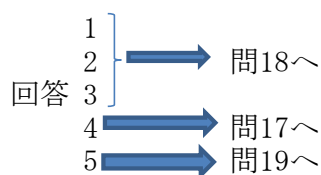
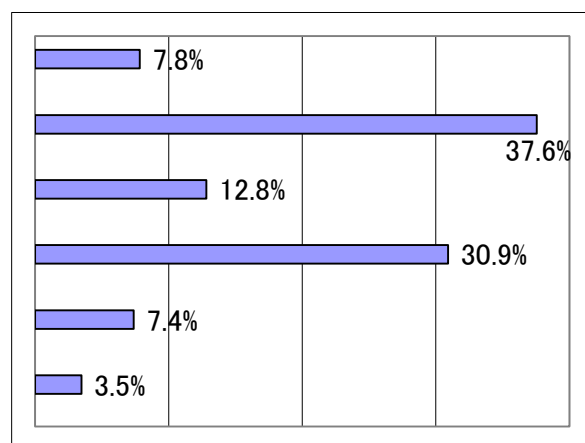
問15 あなたは、地域生活においてどんなことが大切だとお考えですか。

1. 人に頼らず、自分たちのことは自分たちでやるべきである
2. できる限り、もっとも身近な隣近所同士で助け合っていくべきであり、個人ではどうしようもない部分を行政に担ってもらうべきである
3. 地域のなかで組織的にボランティア活動などをすすめる、地域全体で協力し、支え合う仕組みを作るべきである
4. すべてのことに関し、行政で対応する体制を整えるべきである
5. その他（ 別途記載 ）
6. 無回答



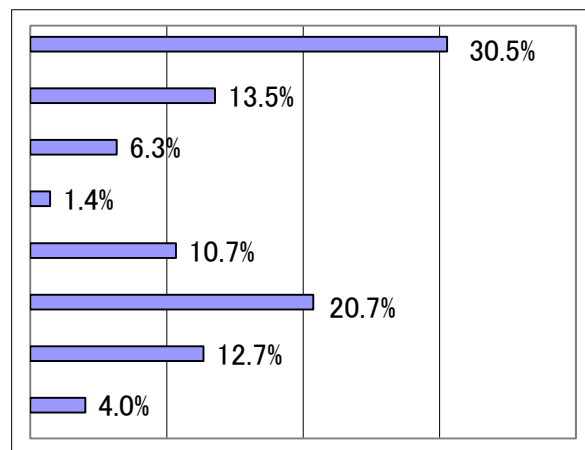
問16 あなたは今、地域活動に対し、どんな姿勢をお持ちですか。

1. 積極的に自らすすんで参加、協力する
2. 求められれば参加、協力する
3. 参加はするものの、あまり深入りはしたくない
4. 関心はあるが、なかなか参加できない
5. ほとんど関心がなく、参加するつもりもない
6. 無回答



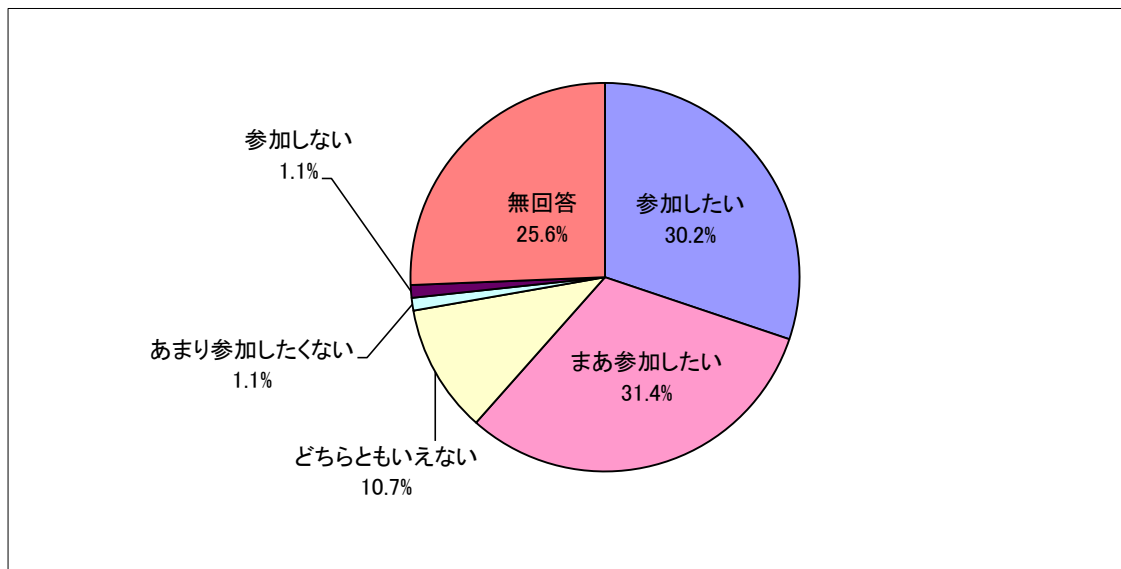
問17 あなたが地域活動に参加するうえで支障となっているのはどんなことですか。
(あてはまるものすべてを選んでください)

1. 仕事が忙しく自由な時間がとれない
2. 家事や子育てで忙しく時間がとれない
3. 家族の看病や介護で時間的にも体力的にも余裕がない
4. 家族の理解や協力が得られない
5. 人間関係がわずらわしい
6. 活動に関するくわしい情報がまったくわからない
7. 身体的なことなどで参加できる条件が整っていない
8. その他（ 別途記載 ）

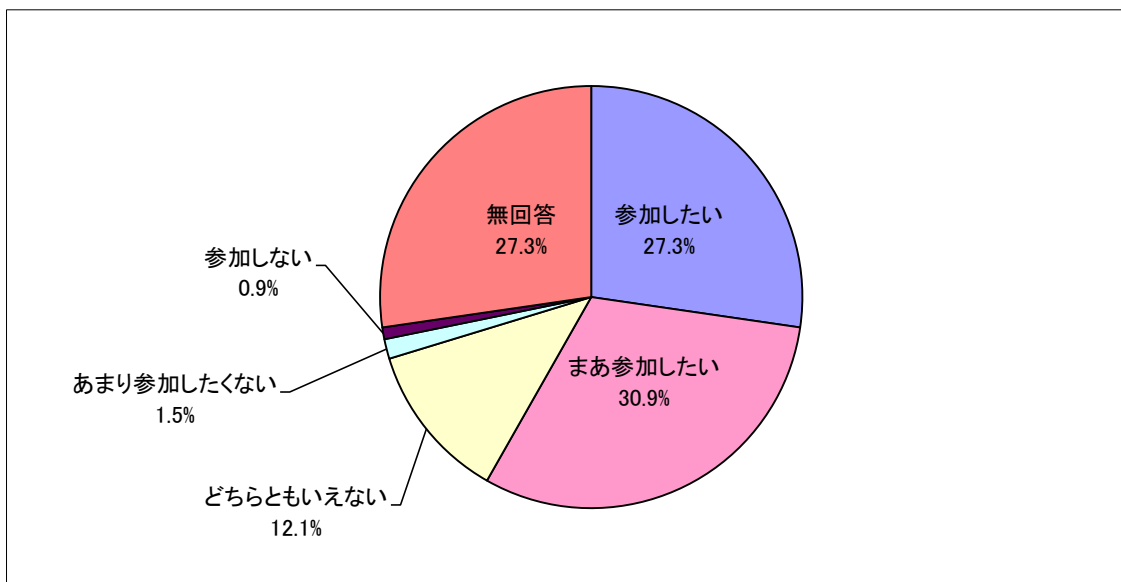


問18 あなたは、今後どのような地域活動に参加したいとお考えですか。

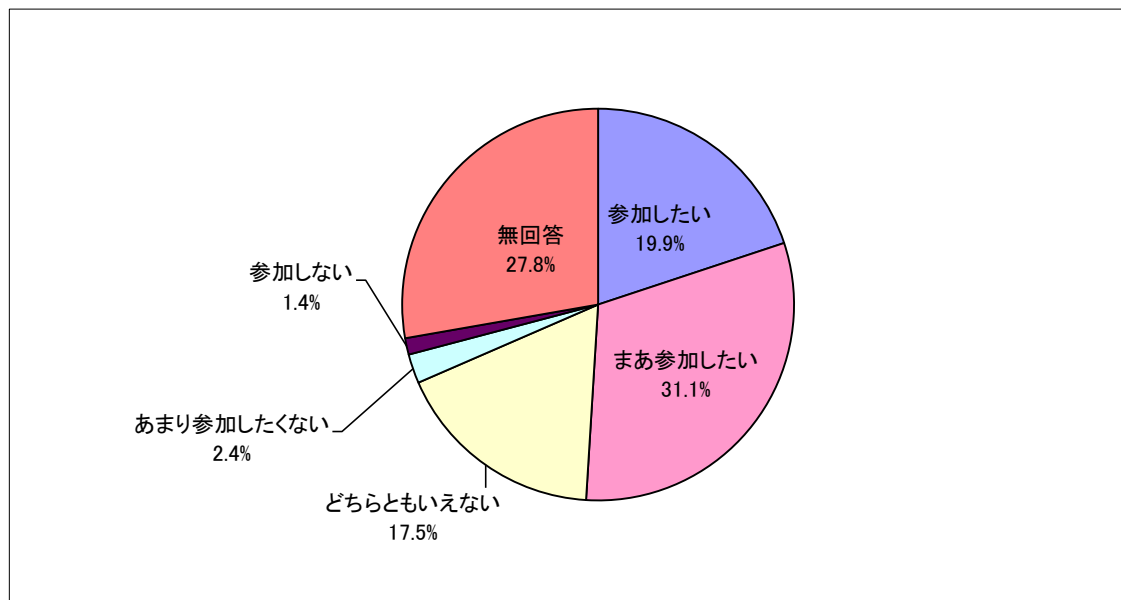
1 自分の楽しみが得られる活動



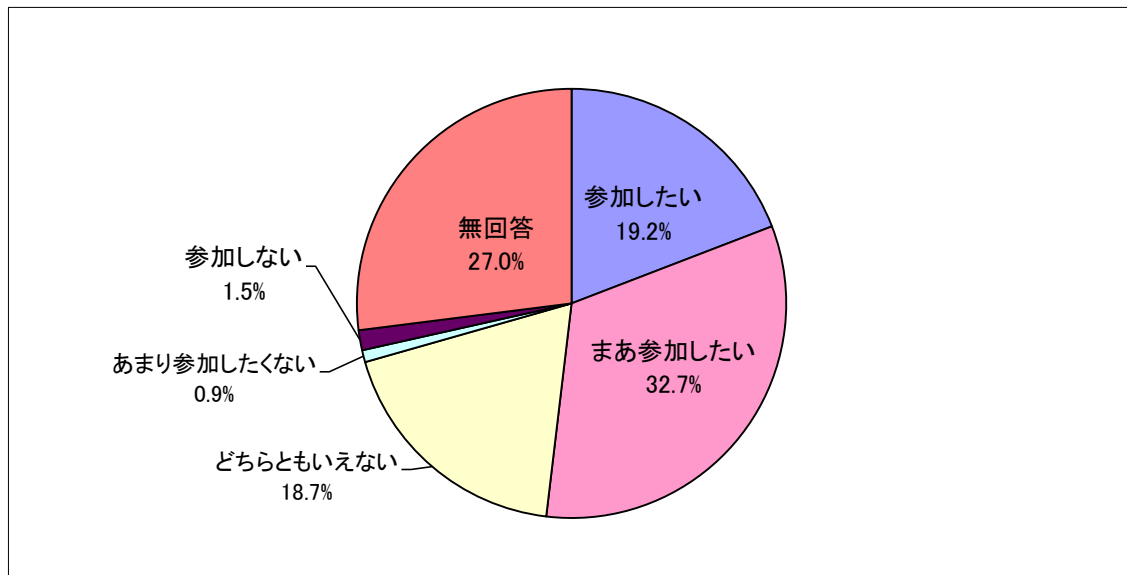
2 自分の興味ある知識や教養が得られる活動



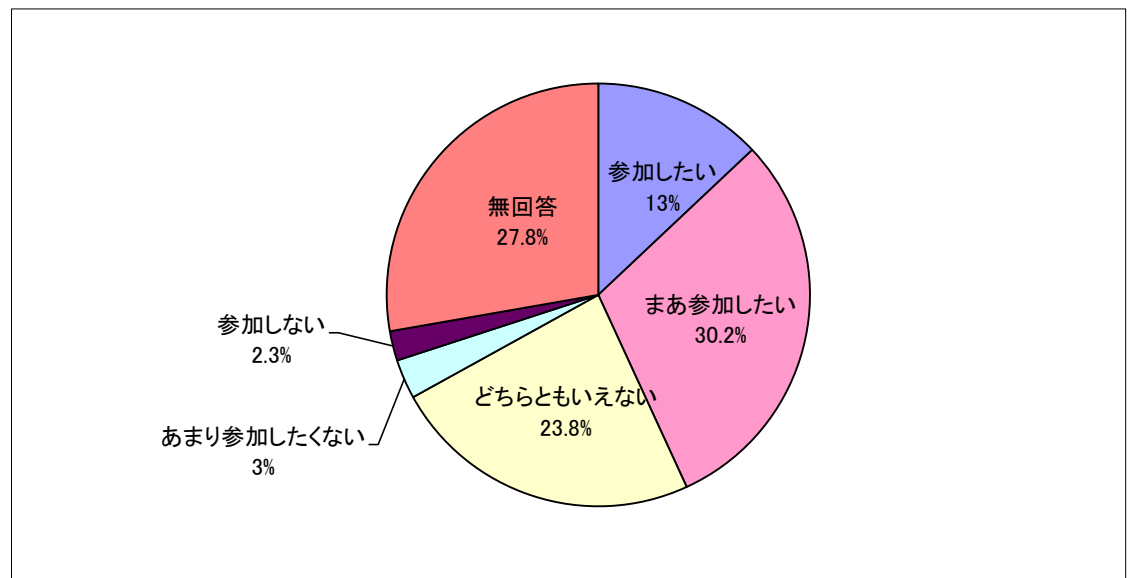
3 自分の知識や経験を活かせる活動



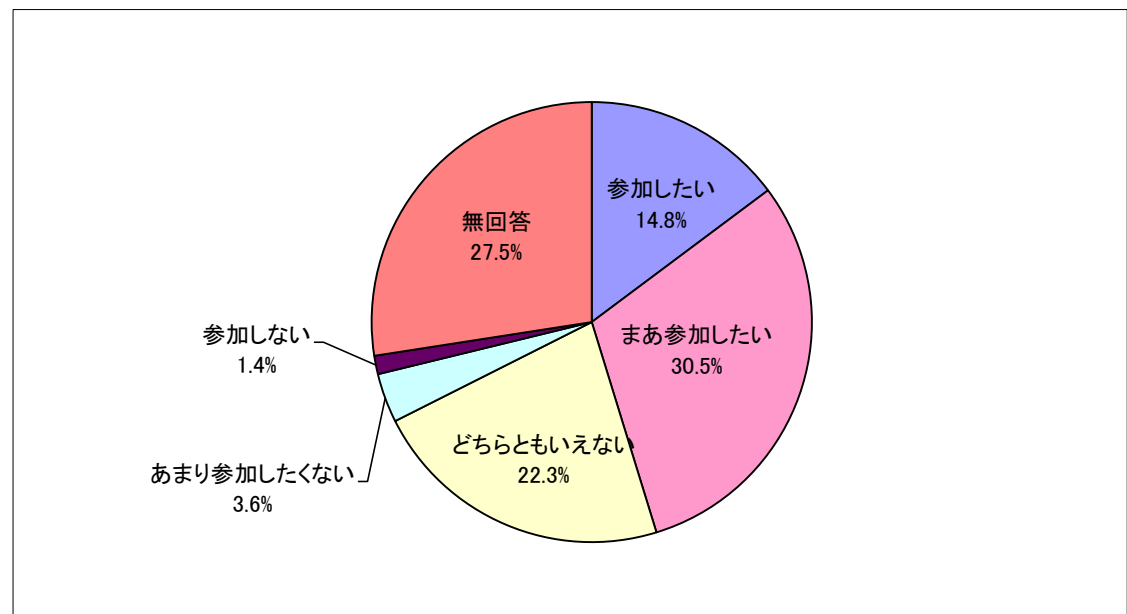
4 生きがいや健康づくりが満たされる活動



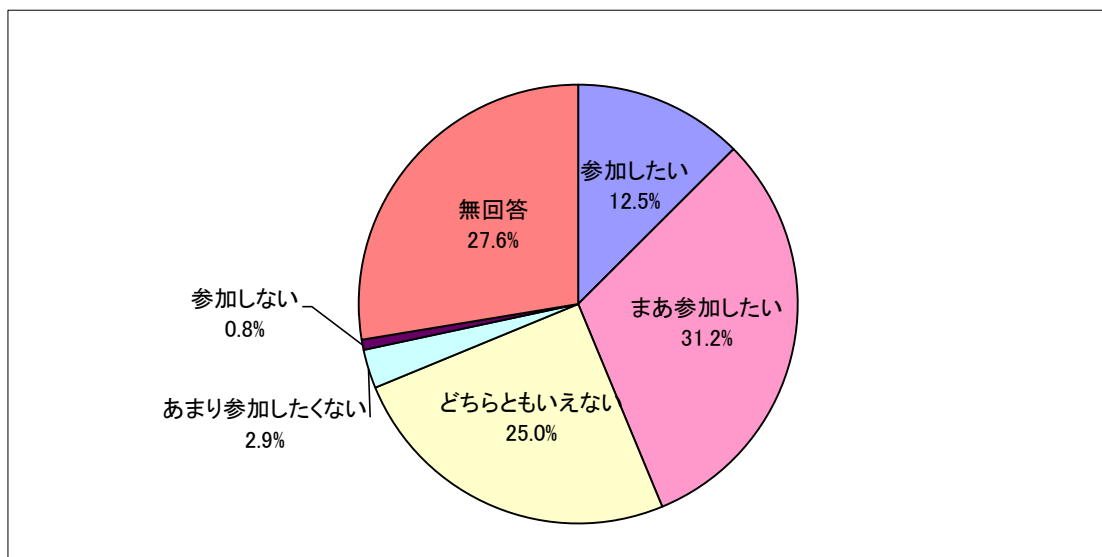
5 余暇時間を充実させる活動



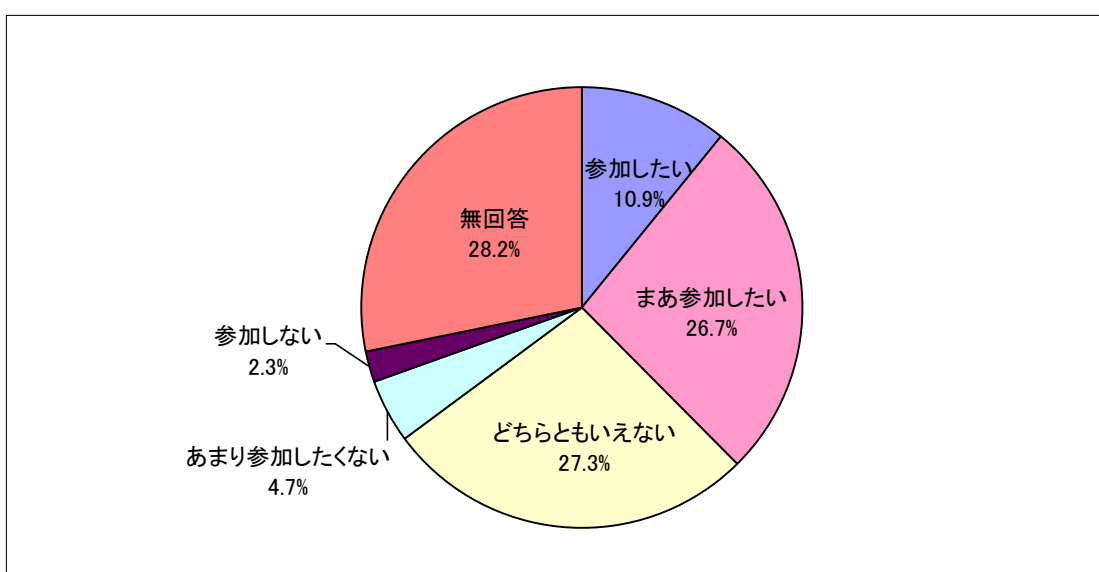
6 仲間づくりや親しい友達を作れる活動



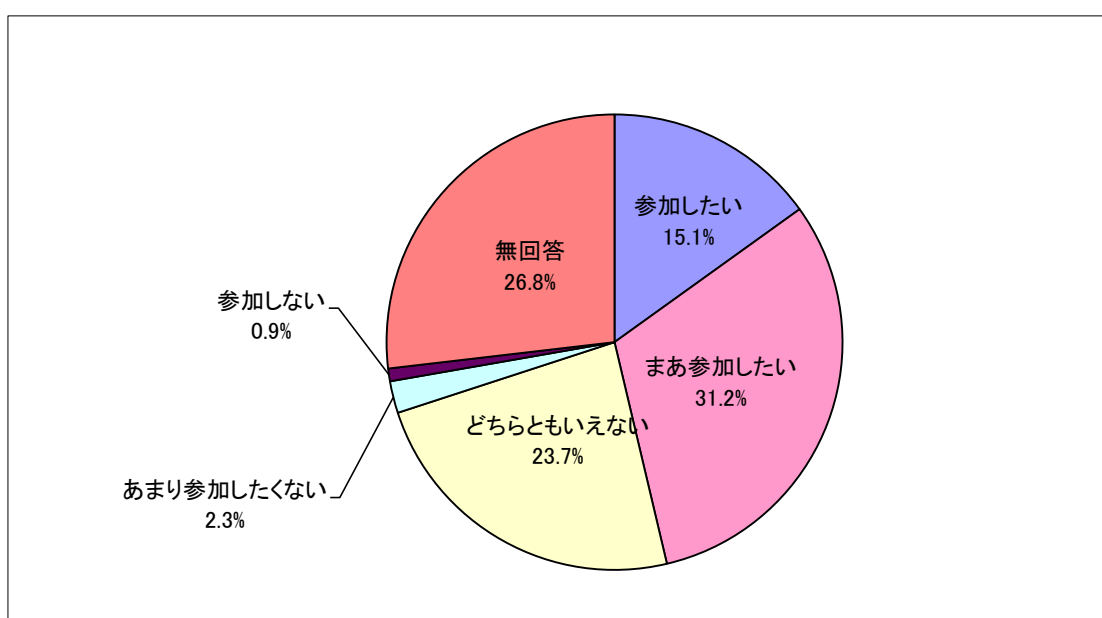
7 隣近所の人と協力し合える活動



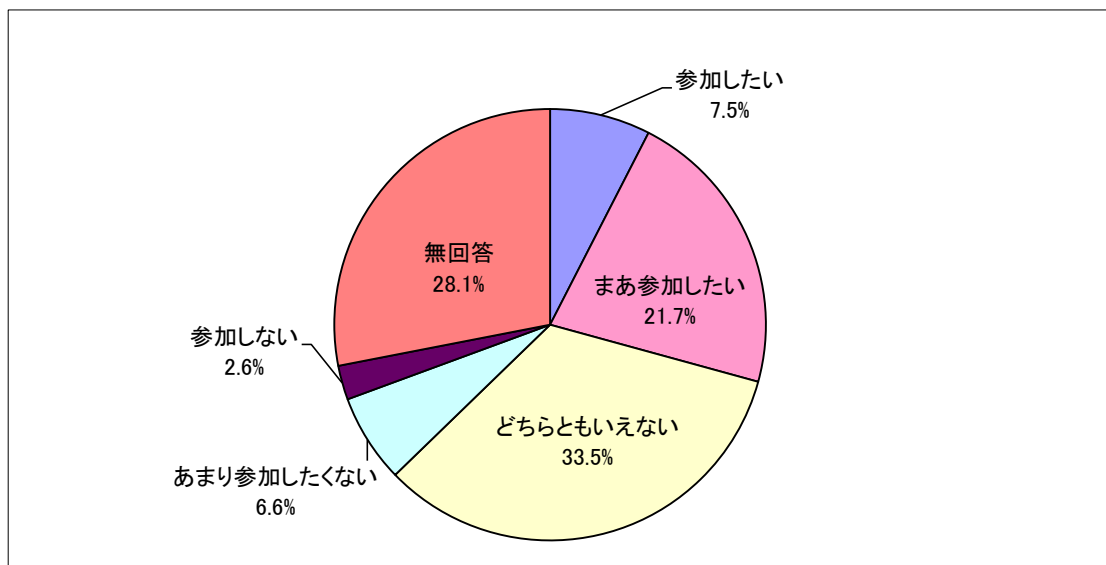
8 家庭生活を豊かにする家族ぐるみの活動



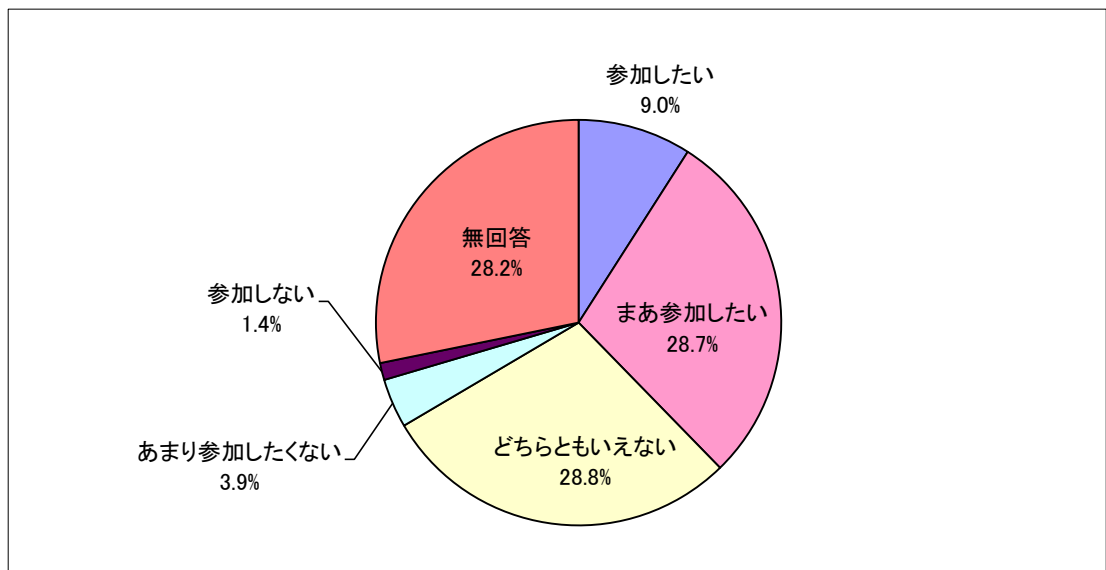
9 地域や社会に役立つ活動



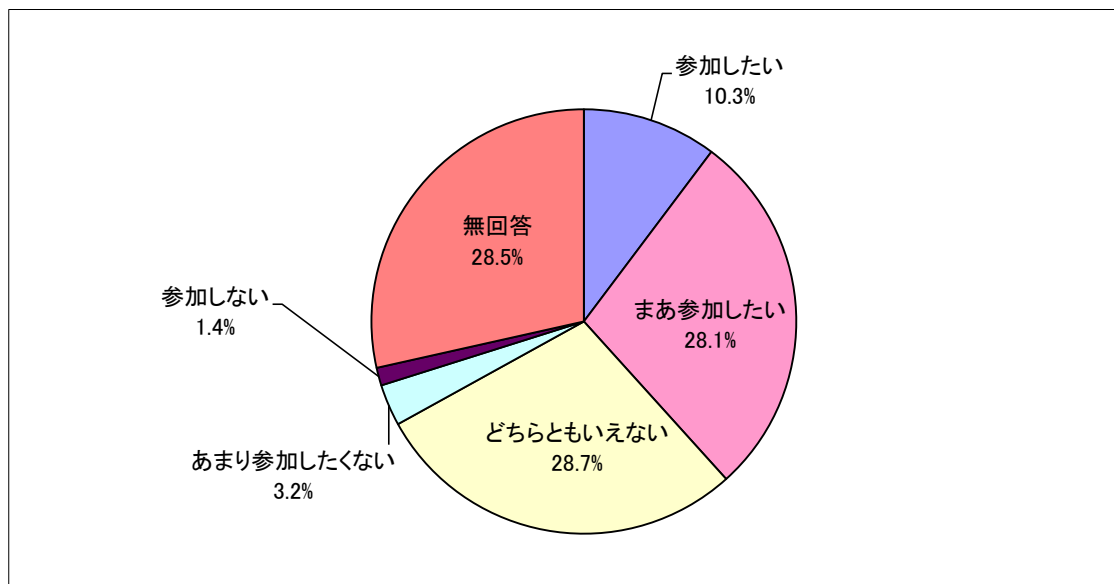
10 行政への協力や地域自治に関わる活動



11 隣近所の防犯に関する活動

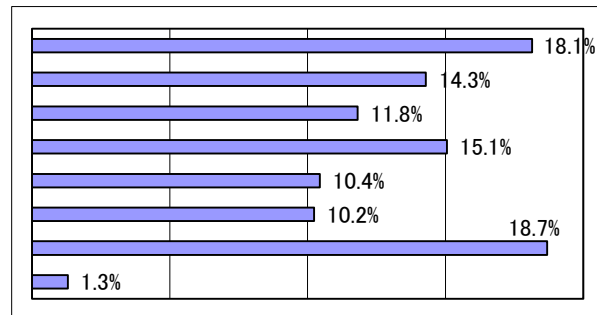


12 隣近所の防災に関する活動



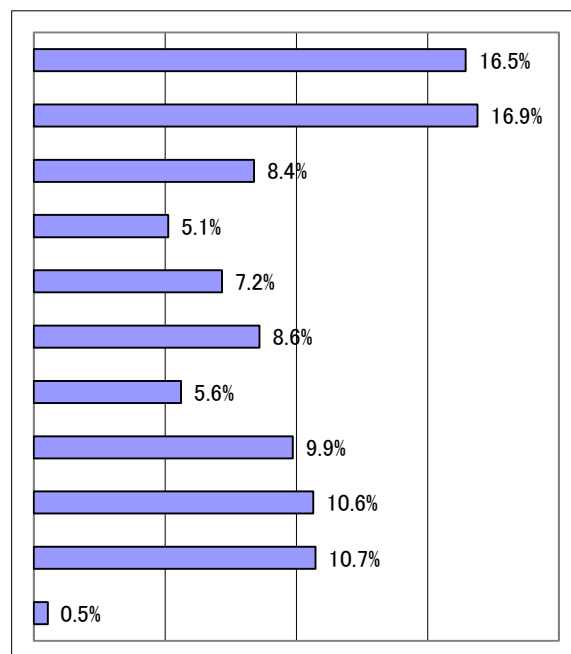
問19 あなたは、地域活動が活性化するには何が必要だと思いますか。
(あてはまるもの3つを選んでください)

1. 地域福祉活動の周知のための広報活動
2. 学校教育、生涯学習での地域福祉に関する教育
3. 地域でのリーダーの育成
4. ボランティアの活動機会の紹介
5. 地域での生活課題の掘り起こし
6. 地域福祉に関して考える機会づくり
7. 隣近所が気軽に顔を合わせられる機会づくり
8. その他 (別途記載)



問20 あなたは、これからの地域生活で何が大切だと思いますか。
(あてはまるものすべてを選んでください)

1. 日頃の生活のなかで、身近な住民同士で気軽に助け合える関係づくり
2. 災害時など、いざというときに身近な住民同士で助け合える関係づくり
3. 生涯学習や生涯スポーツなど、日頃の健康づくりや生きがいづくり
4. ボランティアや非営利組織（NPO）など、住民の自主的な活動の育成
5. 身近なところで子育てに関する相談ができる場づくり
6. 子どもの頃からの体験的な福祉教育
7. 子ども会活動などを主とした健全育成への取組み
8. 身近なところでご高齢の方が集まって過ごせる場づくり
9. 身近な住民によるご高齢者世帯への声掛け、見守り
10. 気軽に相談できる専門相談窓口の充実
11. その他 (別途記載)



※「その他」欄 記載内容（抜粋）

問 8 あなたが今とても気にかかっていることはなんですか。

- ・ 環境問題（2人）
- ・ 駅から国道までの街灯が切れているがどこに連絡していいのかわからない。
- ・ アーケード近辺の歩道に夜間、駐車が多い。車椅子の通行の邪魔になる。
- ・ 歩道をすごいスピードで走る高校生の自転車
- ・ 雇用に関すること（世界的不況による産業の低迷がすごく心配）
- ・ 子どもの病気のこと
- ・ 大村のインパクトの無さ
- ・ 若い世代の町内会未加入
- ・ 地域密着が希薄化している。

問 1 2 あなたは困ったときや不安を感じる時、まず誰に相談しますか

- ・ 物事によって違う。
- ・ 相談して状況が悪化した経験があるので誰にも相談しない。
- ・ 他人を信用していないので相談しない。
- ・ それぞれの専門分野の人

問 1 3 あなたが今気にかかっていることで、手助けを求めるとしたらどんなことですか。

- ・ 金銭問題（3人）
- ・ 自身及び妻子共々健康であり、今のところ手助けの必要性はなし。
- ・ 環境汚染
- ・ 市役所に頼んでも何もしてくれない。
- ・ 子どもの遊び場がない。
- ・ 町内会に加入していない世帯が多い。

問 1 4 あなたが隣近所や地域のなかで手助けできるとしたら、どんなことですか。

- ・ 自分が病人（通院中）なので人の手助けは無理（5人）
- ・ 働いているのでほとんどできないと思う。（5人）
- ・ 自分や家族のことで手いっぱい。（4人）
- ・ 手助けができる年齢でなくなった。（3人）
- ・ 他人の家に入りこみたくない。（2人）
- ・ その時できる事をする。（2人）
- ・ 知り合いがいらないからできない。
- ・ 助け合いも大事ですが、皆忙しく付き合いもあまりない。高齢者の方も自分でできることは自分でやるべき。ボランティア組織も難しいと思います。

問 1 5 あなたは、地域生活においてどんなことが大切だとお考えですか。

- ・ 地域での助け合いはもちろん必要だが、行政とも一体となって一緒に仕組みをつくっていくことが必要。
- ・ どちらかが極端に負担が大きいのではなく、ちょうどいいバランスが取れればいいかなあと思う。
- ・ ご近所同士のふれあい（どんな人かをお互いに知ることが大事）
- ・ 自分自身が病気なので、隣近所に迷惑をかけないように気をつけている。

問 1 7 あなたが地域活動に参加するうえで支障となっているのはどんなことですか。

- ・ 部活や勉強など個人の用事（5人）
- ・ 本人の健康問題
- ・ 地域、学校などに不満を持っており、自治会も脱会しました。
- ・ 自由な時間があれば他にしたいことがある。
- ・ 自分の生活の事が気がかり。心の余裕が無い（2人）
- ・ すでにグループができていて、なかなか地域に溶け込めない。

問 1 9 あなたは、地域活動が活性化するにはなにが必要だと思われますか。

- ・ 町内会に誰でも入会する。（2人）
- ・ 活性化に関心がない。（2人）
- ・ 個人個人の精神的余裕
- ・ 好ましくないことであるが、地域の連携が必要だと感じる出来事が起こること
- ・ 清掃（イベントとしてアーケードの煤払いをしたらどうか。）
- ・ 交通の便をよくすること
- ・ 全員参加（全てにおいて）
- ・ 景気の回復
- ・ 自治会活動に重要性を持たせてほしい。うまく活かせていない。（特に子ども会）
- ・ わかりません。活性化してる気もします。

問 2 0 あなたは、これからの地域生活でなにが大切だと思われますか。

- ・ 地域生活に興味がない。（2人）
- ・ 見ざる言わざる聞かざる。
- ・ 行政の方々の積極的な態度
- ・ 障がい者の日常生活の支援
- ・ 高齢者も助けてもらうだけではなく自分から行動すべき。
- ・ 心のゆとり
- ・ 大村市全体として文化施設は必要と思う。（博物館、図書館など）

小学校区住民懇談会

実施概要

(1) 三浦小学校区住民懇談会		P112
(2) 鈴田小学校区住民懇談会		P113
(3) 大村小学校区住民懇談会		P114
(4) 旭が丘小学校区住民懇談会		P115
(5) 東大村小学校区住民懇談会		P116
(6) 三城小学校区住民懇談会		P117
(7) 中央小学校区住民懇談会		P118
(8) 放虎原小学校区住民懇談会		P119
(9) 西大村小学校区住民懇談会		P120
(10) 萱瀬小学校区住民懇談会		P121
(11) 黒木小学校区住民懇談会		P122
(12) 竹松小学校区住民懇談会		P123
(13) 富の原小学校区住民懇談会		P124
(14) 福重小学校区住民懇談会		P125
(15) 松原小学校区住民懇談会		P126
(16) 住民懇談会の様子		P127

(記載事項についての留意事項)

1. 小学校区の概要(1)人口の推移

国勢調査時の人口に基づいた各年度4月1日現在の「推計人口」です。
ただし、福祉施設、自衛隊基地、寄宿舍等への住所登録者を除きます。

2. 小学校区の概要(2)世帯数、町内会加入率

平成22年4月現在の数値です。世帯数は各町内会から提出された数値の合計であり、住民基本台帳や国勢調査の数値とは一致しません。

三浦小学校区住民懇談会 実施概要

1. 小学校区の概要

(1)人口の推移

	校区内人口(各町内集計)				高齢化率
	計	0～19歳	20～64歳	65歳以上	
平成13年	2,554	604	1,469	481	19%
平成22年	2,811	551	1,661	599	21%

(2)世帯数、町内会加入率

校区内 世帯数	町内会加 入率	町内数
894	76%	7

2. 住民懇談会の実施結果

(1)開催日・場所・参加人数

(日時) 第1回平成21年6月27日 (場所) 三浦住民センター (参加人数) 24名
(日時) 第2回平成21年7月25日 (場所) 三浦住民センター (参加人数) 19名

(2)わたしのまちの「いいところ」(抜粋)

- ・地域の交流が活発
- ・自然が豊か、景観が良い。
- ・みかんなど果物が採れる。

(3)わたしのまちの「気になるところ」(抜粋)

- ・交流の機会が減ってきている。
- ・高齢者の交通手段
- ・交通量の増加
- ・大村市の健診指定病院が遠い。

(4)わたしのまちの「キャッチフレーズ」(懇談会で一番人気のあったキャッチフレーズ)

人情味溢れる夕陽の里 三浦

(5)「気になるところ」を解決するおもしろアイデア(抜粋)

1	気になるところ	(子ども・高齢者などの) 遊び場が少ない。
	タイトル	みんなの広場を作ろう
	解決アイデア	近くの休耕田や荒地を整備し子どもたちのボール遊びやミニグランドゴルフ、または町内の花見や他の催し物に使える広場を作る。花があり、ベンチがあり、人が自然に集まるところ。
2	気になるところ	公共交通機関(路線バス)のあり方
	タイトル	地域(高齢者)の公共交通機関のニーズ調査
	解決アイデア	町内会で高齢者に対しバス利用に関するアンケート調査を実施。結果を踏まえ、乗り合いタクシー又はマイクロバスを週何回か運用する方法を採用してはどうか。

鈴田小学校校区住民懇談会 実施概要

1. 小学校区の概要

(1)人口の推移

	校区内人口(各町内集計)				高齢化率
	計	0～19歳	20～64歳	65歳以上	
平成13年	2,989	749	1,675	565	19%
平成22年	3,133	621	1,850	662	21%

(2)世帯数、町内会加入率

校区内 世帯数	町内会加 入率	町内数
892	98%	9

2. 住民懇談会の実施結果

(1)開催日・場所・参加人数

(日時) 第1回平成21年1月25日 (場所) 鈴田住民センター (参加人数) 24名
(日時) 第2回平成21年3月 1日 (場所) 鈴田住民センター (参加人数) 36名

(2)わたしのまちの「いいところ」(抜粋)

・みんな仲が良い、親切	・子どもがあいさつする。	・団結力がある。
・スポーツ(社会体育)が盛ん。	・自然が豊か	・果物がおいしい。

(3)わたしのまちの「気になるところ」(抜粋)

・近所付き合いが少なくなった。	・本音がいいにくい。
・交通量増加で事故の心配	・行事が多過ぎる。

(4)わたしのまちの「キャッチフレーズ」(懇談会で一番人気のあったキャッチフレーズ)

自然と人情あふれるふれあいの町SUZUTA

(5)「気になるところ」を解決するおもしろアイデア(抜粋)

1	気になるところ	消防団、女性部、婦人会など、地域の組織の弱体化
	タイトル	各世代のグループリーダーを育成
	解決アイデア	各町内単位であらゆるグループ(子ども会、老人会、趣味、スポーツの団体まで)の班長が世代を越えて、地域の防災、福祉、交通についての話し合いをする。
2	気になるところ	独居高齢者が増加
	タイトル	地域オリジナルマップ作成
	解決アイデア	地区のオリジナルマップを作り、その中に独居高齢者の情報やボランティア情報を盛り込み、住民センターや公民館へ掲示する。

大村小学校区住民懇談会 実施概要

1. 小学校区の概要

(1)人口の推移

	校区内人口(各町内集計)				高齢化率
	計	0～19歳	20～64歳	65歳以上	
平成13年	9,650	2,192	5,528	1,930	20%
平成22年	9,948	1,945	5,670	2,333	23%

(2)世帯数、町内会加入率

校区内 世帯数	町内会加 入率	町内数
4,102	85%	26

2. 住民懇談会の実施結果

(1)開催日・場所・参加人数

(日時) 平成21年10月24日 (場所) 大村市役所 (参加人数) 27名

(2)わたしのまちの「いいところ」(抜粋)

- ・昔からの顔なじみが多い。
- ・歴史・文化が残されている。
- ・市役所、公園、スーパー等に近く便利

(3)わたしのまちの「気になるところ」(抜粋)

- ・高齢者の一人暮らしが増えた。
- ・市内の交流が少ない。
- ・(高校生の)自転車マナーが悪い。
- ・道路に犬のフンやゴミが落ちている。
- ・雨の日の大村小付近は、小学生の送り車で混雑する。

(4)わたしのまちの「キャッチフレーズ」(懇談会で一番人気のあったキャッチフレーズ)

歴史と教育と人情にあふれた美しいまち

(5)「気になるところ」を解決するおもしろアイデア(抜粋)

1	気になるところ	避難所を知らない人が多い。自主防災組織がない。
	タイトル	防災レクリエーション
	解決アイデア	町内又は同一の避難所を使う対象町内全てで自主防災組織を作り、避難所で自主防災に関するレクリエーションをする。消火器・放水によるゲーム等。
2	気になるところ	雨天時の送り車の渋滞(小学校付近)
	タイトル	徒歩貯金
	解決アイデア	学校で子どもたちに歩き(徒歩通学)を勧めるために、「歩いた距離 貯金帳」を作ってもらって記録していく。雨の日は特に利息が多いとか。子どもが親に「歩いていくからいいよ」と言わせたい。親が弱い子を育てている。

旭が丘小学校区住民懇談会 実施概要

1. 小学校区の概要

(1)人口の推移

	校区内人口(各町内集計)				高齢化率
	計	0～19歳	20～64歳	65歳以上	
平成13年	7,507	2,214	4,445	848	11%
平成22年	7,959	1,997	4,739	1,223	15%

(2)世帯数、町内会加入率

校区内 世帯数	町内会加 入率	町内数
2,781	79%	9

2. 住民懇談会の実施結果

(1)開催日・場所・参加人数

(日時) 平成21年12月5日 (場所) 木場公民館 (参加人数) 36名

(2)わたしのまちの「いいところ」(抜粋)

- ・あいさつを良くする。
- ・町内活動が盛ん。
- ・住民同士仲が良い。
- ・自然が多い。
- ・長崎医療センターが近い。

(3)わたしのまちの「気になるところ」(抜粋)

- ・狭い道路(通学路)でスピードを出している車がいる。
- ・少子高齢化
- ・商店が遠い。

(4)わたしのまちの「キャッチフレーズ」(懇談会で一番人気のあったキャッチフレーズ)

自然に包まれた 心豊かな愛あふれるわが町 旭が丘

(5)「気になるところ」を解決するおもしろアイデア(抜粋)

1	気になるところ	若者が減り高齢者世帯ばかりになりつつある。
	タイトル	隣組活動の推進
	解決アイデア	近隣居住者による高齢者(特に独居者)宅への定期的声かけ(ひと声運動)を、町内会活動を通して推進する。
2	気になるところ	町内に店がなく高齢者の買い物が大変不便
	タイトル	走るスーパーの運行
	解決アイデア	業者委託(週2～3回地域を巡回する)

東大村小学校区住民懇談会 実施概要

1. 小学校区の概要

(1)人口の推移

	校区内人口(各町内集計)				高齢化率
	計	0～19歳	20～64歳	65歳以上	
平成13年	810	197	457	156	19%
平成22年	797	130	477	190	24%

(2)世帯数、町内会加入率

校区内 世帯数	町内会加 入率	町内数
241	89%	5

2. 住民懇談会の実施結果

(1)開催日・場所・参加人数

(日時) 平成21年11月15日 (場所) 椎池公民館 (参加人数) 11名

(2)わたしのまちの「いいところ」(抜粋)

・良くあいさつする。 ・自然が豊か ・子どもが素直
・空気がきれい。 ・静か

(3)わたしのまちの「気になるところ」(抜粋)

・子どもの数(小学生)が減っている。 ・道が狭い。
・助け合いの気持ちが薄い。
・親が東大村に居るのに子ども(成人)は、親の家を出て下の町で独居。

(4)わたしのまちの「キャッチフレーズ」(懇談会で一番人気のあったキャッチフレーズ)

人良し 住み良し 自然良し 花の咲くまち 東大村

(5)「気になるところ」を解決するおもしろアイデア(抜粋)

1	気になるところ	小学校の生徒が減っている。
	タイトル	校区なし特例
	解決アイデア	東大村小のみ特例で校区なしにする。マンモス校からの子どもを受け入れる。バスの通学補助。
2	気になるところ	小学校の生徒が減っている。
	タイトル	学校PR事業
	解決アイデア	地区内の企業・事業所とのタイアップ、行政との協力でPR事業を行う。

三城小学校区住民懇談会 実施概要

1. 小学校区の概要

(1)人口の推移

	校区内人口(各町内集計)				高齢化率
	計	0～19歳	20～64歳	65歳以上	
平成13年	7,949	1,711	4,660	1,578	20%
平成22年	8,165	1,587	4,659	1,919	24%

(2)世帯数、町内会加入率

校区内 世帯数	町内会加 入率	町内数
3,336	84%	20

2. 住民懇談会の実施結果

(1)開催日・場所・参加人数

(日時) 第1回平成21年2月15日 (場所) 大村市総合福祉センター (参加人数) 48名
 (日時) 第2回平成21年3月22日 (場所) 大村市総合福祉センター (参加人数) 26名

(2)わたしのまちの「いいところ」(抜粋)

- ・近所付き合いが良い。
- ・生活環境が良い。
- ・伝統文化、歴史がある。

(3)わたしのまちの「気になるところ」(抜粋)

- ・町内会、子ども会加入率の減少
- ・空家が増えた。
- ・マンション、アパートが増え、近所付き合いが少なくなった。

(4)わたしのまちの「キャッチフレーズ」(懇談会で一番人気のあったキャッチフレーズ)

豊かな自然とふれあいのまち 三城

(5)「気になるところ」を解決するおもしろアイデア(抜粋)

1	気になるところ	環境の変化
	タイトル	三城再発見ウォーク
	解決アイデア	三城地区のいいところ、気になるところを含め、「おもしろ発見」ウォークを計画する。大人も子どもも参加
2	気になるところ	高齢者の一人暮らし、二人暮らし増加
	タイトル	茶飲み友達の輪
	解決アイデア	近所の人、高齢者、子どもが、高齢者宅になるべく頻繁に伺い、何気ない会話をしに行く。

中央小学校区住民懇談会 実施概要

1. 小学校区の概要

(1)人口の推移

	校区内人口(各町内集計)				高齢化率
	計	0～19歳	20～64歳	65歳以上	
平成13年	7,342	1,706	4,380	1,256	17%
平成22年	7,156	1,396	4,124	1,636	23%

(2)世帯数、町内会加入率

校区内 世帯数	町内会加 入率	町内数
2,996	82%	16

2. 住民懇談会の実施結果

(1)開催日・場所・参加人数

(日時) 平成21年10月3日 (場所) 松並1丁目公民館 (参加人数) 22名

(2)わたしのまちの「いいところ」(抜粋)

- ・住民が良くあいさつをする（特に子ども）。 ・町内の交流が活発
- ・スーパー、病院、学校が近くて便利

(3)わたしのまちの「気になるところ」(抜粋)

- ・アパートが増え、町内会未加入者が多くなった。
- ・24時間営業スーパーに駐車する車の開閉音がうるさい。
- ・子ども会が少なくなった。 ・空き家が多く火事が心配

(4)わたしのまちの「キャッチフレーズ」(懇談会で一番人気のあったキャッチフレーズ)

穏やかで住み易く老人にやさしい、子どもが元気な明るい町 中央

(5)「気になるところ」を解決するおもしろアイデア(抜粋)

1	気になるところ	子ども会（子ども）が少なくなっている。
	タイトル	こんにちは赤ちゃん運動（子育て支援）
	解決アイデア	初節句の家を訪問して、お祝いを届けたり、子ども会で行事をして招待する。
2	気になるところ	高齢者世帯が多い。
	タイトル	若者世帯優遇
	解決アイデア	高齢化世帯が多い地区に家を建てて住む若者に対する税優遇をする。

放虎原小学校区住民懇談会 実施概要

1. 小学校区の概要

(1)人口の推移

	校区内人口(各町内集計)				高齢化率
	計	0～19歳	20～64歳	65歳以上	
平成13年	8,663	2,567	5,315	781	9%
平成22年	9,693	2,617	5,875	1,201	12%

(2)世帯数、町内会加入率

校区内 世帯数	町内会加 入率	町内数
3,658	84%	9

2. 住民懇談会の実施結果

(1)開催日・場所・参加人数

(日時) 第1回平成21年5月23日 (場所) 大村消防署 (参加人数) 33名
(日時) 第2回平成21年6月13日 (場所) 大村消防署 (参加人数) 36名

(2)わたしのまちの「いいところ」(抜粋)

・住民同士仲が良い。 ・子どものあいさつが良い。
・生活環境が良い。

(3)わたしのまちの「気になるところ」(抜粋)

・アパートが増えて交流が減った。 ・交通マナーが悪い。
・子どもの遊び場が少ない。 ・松山地区の海岸に海草が堆積して腐敗臭がする。

(4)わたしのまちの「キャッチフレーズ」(懇談会で一番人気のあったキャッチフレーズ)

ゆたかな歴史と畑がのこり、子どもが元気な街

(5)「気になるところ」を解決するおもしろアイデア(抜粋)

1	気になるところ	町内会加入者が少ない。
	タイトル	町内会加入者を増やすため
	解決アイデア	町内会員が2、3人で1組になって未加入世帯を訪問し、入会を勧めていきたい。町内会に入って良いところをアピールする。
2	気になるところ	環境への関心と自覚
	タイトル	一歩踏み出す心
	解決アイデア	各個人宅の玄関口横や、アパート等集合住宅の1階入口横に、ほうき、ちりとり、ゴミ袋を置き、自宅の前でゴミを見つけたら掃除する。また、通りがかりにゴミを見つけた人も、付近に置いている道具を使って掃除する。

西大村小学校区住民懇談会 実施概要

1. 小学校区の概要

(1)人口の推移

	校区内人口(各町内集計)				高齢化率
	計	0～19歳	20～64歳	65歳以上	
平成13年	10,789	2,558	6,307	1,924	18%
平成22年	11,459	2,464	6,473	2,522	22%

(2)世帯数、町内会加入率

校区内 世帯数	町内会加 入率	町内数
4,579	80%	17

2. 住民懇談会の実施結果

(1)開催日・場所・参加人数

(日時) 平成21年11月7日 (場所) 西大村地区コミュニティセンター (参加人数) 34名

(2)わたしのまちの「いいところ」(抜粋)

- ・町内会活動が活発
- ・良くあいさつをする。
- ・静か
- ・交通の便が良い(駅、高速IC)。
- ・スーパー、病院、学校が近くて便利

(3)わたしのまちの「気になるところ」(抜粋)

- ・町内会、子ども会加入率の減少
- ・車の交通量が多い割に道路が狭い。
- ・少子高齢化が進んでいる。

(4)わたしのまちの「キャッチフレーズ」(懇談会で一番人気のあったキャッチフレーズ)

人と自然に恵まれた明るく便利なおらがまち

(5)「気になるところ」を解決するおもしろアイデア(抜粋)

1	気になるところ	班の寄り合いがほとんど無い。
	タイトル	班パーティー助成事業
	解決アイデア	各班で実施するパーティー(飲み会、イベント)へ町内会から助成を行う(参加者数×500円)。
2	気になるところ	子ども会の未加入者が多い。
	タイトル	「子育て支援の会」を各町内に
	解決アイデア	子育てをひと通り終えた経験豊富な方々による、子育て世代の悩み相談に応じる会を立ち上げる(町内会の人的・財政的支援が不可欠)。活動の延長上で子ども会への加入を促す。

萱瀬小学校区住民懇談会 実施概要

1. 小学校区の概要

(1)人口の推移

	校区内人口(各町内集計)				高齢化率
	計	0～19歳	20～64歳	65歳以上	
平成13年	1,855	436	989	430	23%
平成22年	1,813	342	1,022	449	25%

(2)世帯数、町内会加入率

校区内 世帯数	町内会加 入率	町内数
609	83%	7

2. 住民懇談会の実施結果

(1)開催日・場所・参加人数

(日時) 第1回平成21年7月5日 (場所) 萱瀬住民センター (参加人数) 19名
(日時) 第2回平成21年8月2日 (場所) 萱瀬住民センター (参加人数) 11名

(2)わたしのまちの「いいところ」(抜粋)

・人情豊かである。	・自然が豊か、水がきれい。
・ホタルが飛ぶ。	

(3)わたしのまちの「気になるところ」(抜粋)

・交通量増加による事故、環境汚染	・少子高齢化
・高齢者の交通手段	

(4)わたしのまちの「キャッチフレーズ」(懇談会で一番人気のあったキャッチフレーズ)

向こう三軒両隣 ホタル飛ぶ自然豊かな萱瀬

(5)「気になるところ」を解決するおもしろアイデア(抜粋)

1	気になるところ	高齢者が多くなった。
	タイトル	高齢者BANK (バンク)
	解決アイデア	(地域の高齢者の)特技・専門性の把握→BANK登録→地域内の出前講座
2	気になるところ	町内会未加入
	タイトル	物量作戦
	解決アイデア	転入者の家を訪問し、地元で採れた野菜を贈り、歓迎の姿勢を示すことで、町内会に加入してもらう。

黒木小学校区住民懇談会 実施概要

1. 小学校区の概要

(1)人口の推移

	校区内人口(各町内集計)				高齢化率
	計	0～19歳	20～64歳	65歳以上	
平成13年	276	63	134	79	29%
平成22年	231	31	120	80	35%

(2)世帯数、町内会加入率

校区内 世帯数	町内会加 入率	町内数
74	99%	2

2. 住民懇談会の実施結果

(1)開催日・場所・参加人数

(日時) 第1回平成20年 9月21日 (場所) 萱瀬ダム記念会館 (参加人数) 55名
 (日時) 第2回平成20年11月30日 (場所) 萱瀬ダム記念会館 (参加人数) 29名

(2)わたしのまちの「いいところ」(抜粋)

・みんな仲が良い、親切 ・子どもがあいさつする。 ・団結力がある。
 ・自然が豊か。 ・水、お米がおいしい。

(3)わたしのまちの「気になるところ」(抜粋)

・災害時(大雨など)が心配。 ・イノシシの被害が多い。
 ・少子高齢化、過疎化 ・黒木小学校は存続できるのか。
 ・交通の便が悪い。

(4)わたしのまちの「キャッチフレーズ」(懇談会で一番人気のあったキャッチフレーズ)

自然も豊か人情も豊かな黒木の郷(さと)

(5)「気になるところ」を解決するおもしろアイデア(抜粋)

1	気になるところ	イノシシの増加
	タイトル	黒木のイノシシのブランド化
	解決アイデア	地域住民と行政が一致協力して「イノシシの処理場・販売所」を設置。イノシシで黒木を守り生活を豊かにする。
2	気になるところ	高齢者の一人暮らし、二人暮らし
	タイトル	みんな仲良し、声かけ合って防ごう事故
	解決アイデア	高齢者宅に、定期的に電話による安否確認や、小学校、町内行事などへのお誘い活動を行う。

竹松小学校区住民懇談会 実施概要

1. 小学校区の概要

(1)人口の推移

	校区内人口(各町内集計)				高齢化率
	計	0～19歳	20～64歳	65歳以上	
平成13年	10,072	2,504	6,028	1,540	15%
平成22年	11,324	2,731	6,479	2,114	19%

(2)世帯数、町内会加入率

校区内 世帯数	町内会加 入率	町内数
4,328	78%	13

2. 住民懇談会の実施結果

(1)開催日・場所・参加人数

(日時) 平成21年11月28日 (場所) 竹松住民センター (参加人数) 21名

(2)わたしのまちの「いいところ」(抜粋)

- ・あいさつを良くする。
- ・店が近い。
- ・町内活動が盛ん。
- ・まだ自然が残っている。
- ・大人がよく子どもたちの見守りをする。

(3)わたしのまちの「気になるところ」(抜粋)

- ・転入者が多く、従来からの住民との交流が少ない。
- ・町内会、子ども会へ未加入の世帯がある。
- ・道幅が狭く危険

(4)わたしのまちの「キャッチフレーズ」(懇談会で一番人気のあったキャッチフレーズ)

豊かな歴史と人情あふれるふれあいの町 竹松

(5)「気になるところ」を解決するおもしろアイデア(抜粋)

1	気になるところ	住民に行事等への理解が無く、参加不足
	タイトル	町内会の広報紙を活用
	解決アイデア	町内だよりを度々活用して参加を呼び掛ける。世代間の垣根を取り払うことができるような行事を考える。
2	気になるところ	防災マップ作成
	タイトル	防災時におけるマップ作成(既存の取組み)
	解決アイデア	現在マップを作成し、消防団、派出所、民生委員、町内役員に配布している。今後は町内を区分して担当者を決め、対応していきたい。

富の原小学校区住民懇談会 実施概要

1. 小学校区の概要

(1)人口の推移

	校区内人口(各町内集計)				高齢化率
	計	0～19歳	20～64歳	65歳以上	
平成13年	7,212	2,103	4,321	788	11%
平成22年	9,277	2,560	5,498	1,219	13%

(2)世帯数、町内会加入率

校区内 世帯数	町内会加 入率	町内数
3,521	73%	7

2. 住民懇談会の実施結果

(1)開催日・場所・参加人数

(日時) 第1回平成21年2月 8日 (場所) 郡地区コミュニティセンター (参加人数) 54名
(日時) 第2回平成21年3月15日 (場所) 郡地区コミュニティセンター (参加人数) 36名

(2)わたしのまちの「いいところ」(抜粋)

- ・子どもが元気
- ・小学校の保護者による活動が盛ん。
- ・生活環境が良い。

(3)わたしのまちの「気になるところ」(抜粋)

- ・町内会、子ども会加入率の減少
- ・交通量増加で事故の心配
- ・近所づきあいが少なくなった。
- ・ペットのフン、ごみのポイ捨て

(4)わたしのまちの「キャッチフレーズ」(懇談会で一番人気のあったキャッチフレーズ)

明るく元気でくらしやすい町富の原

(5)「気になるところ」を解決するおもしろアイデア(抜粋)

1	気になるところ	高齢者の一人暮らしの増加
	タイトル	高齢者の家パトロール
	解決アイデア	通学道路沿いやその近くで一人暮らしの高齢者宅を子どもたちに割り当て、登下校時に声かけ挨拶させる。
2	気になるところ	犬猫のフンを持ち帰らない。
	タイトル	フン取り大会の開催
	解決アイデア	1週間に1回20分間拾いに行き、一番多く拾った人に賞品を渡す。

福重小学校区住民懇談会 実施概要

1. 小学校区の概要

(1)人口の推移

	校区内人口(各町内集計)				高齢化率
	計	0～19歳	20～64歳	65歳以上	
平成13年	3,829	1,013	2,126	690	18%
平成22年	4,031	901	2,287	843	21%

(2)世帯数、町内会加入率

校区内 世帯数	町内会加 入率	町内数
1,191	83%	11

2. 住民懇談会の実施結果

(1)開催日・場所・参加人数

(日時) 平成22年1月21日 (場所) 福重住民センター (参加人数) 28名

(2)わたしのまちの「いいところ」(抜粋)

- ・住民が親切、暖かい、優しい。 ・高齢者が元気 ・子どもが元気にあいさつする。
- ・自然が豊か。 ・フルーツの里として有名、果物が多い。

(3)わたしのまちの「気になるところ」(抜粋)

- ・少子高齢化 ・公共のバス、駅がない。 ・通学路が狭く危険
- ・町内会、子ども会加入率の減少 ・子どもの遊び場が少ない。
- ・外灯が少なく、夜暗い。 ・犬のフンが落ちている。
- ・新しい住宅が増えて人と人とのつながり薄れている。

(4)わたしのまちの「キャッチフレーズ」(懇談会で一番人気のあったキャッチフレーズ)

福重は福が重なる しあわせな町

(5)「気になるところ」を解決するおもしろアイデア(抜粋)

1	気になるところ	子どもたちが外で遊ばなくなった。
	タイトル	ノー・メディアデー
	解決アイデア	ノー・メディアデー(テレビを見ない、ゲームをしない日)を設ける。→現在PTAで検討中
2	気になるところ	史跡の場所がわかりづらい。
	タイトル	福重ぶらり史跡巡り
	解決アイデア	住民センターの活用。マップのPRを町内会長が行う。さるく博のようなボランティアガイドによる史跡巡りを行う(これを行事の中に入れる)。

松原小学校区住民懇談会 実施概要

1. 小学校区の概要

(1)人口の推移

	校区内人口(各町内集計)				高齢化率
	計	0～19歳	20～64歳	65歳以上	
平成13年	2,513	563	1,370	580	23%
平成22年	2,377	427	1,256	694	29%

(2)世帯数、町内会加入率

校区内 世帯数	町内会加 入率	町内数
706	96%	19

2. 住民懇談会の実施結果

(1)開催日・場所・参加人数

(日時) 平成21年12月13日 (場所) 松原住民センター (参加人数) 44名

(2)わたしのまちの「いいところ」(抜粋)

- ・あいさつを良くする。
- ・近所付き合いが良い。
- ・地域の行事が盛ん(運動会、祭りなど)。
- ・人情が厚い。

(3)わたしのまちの「気になるところ」(抜粋)

- ・少子高齢化
- ・病院、商店がない。
- ・空き家が多い。
- ・「農業振興地域」のため、家を建てる土地が少なく人口が減っている。

(4)わたしのまちの「キャッチフレーズ」(懇談会で一番人気のあったキャッチフレーズ)

海と山にかこまれた自然豊かな宿場町 松原

(5)「気になるところ」を解決するおもしろアイデア(抜粋)

1	気になるところ	松原地区に病院、薬局がほしい。
	タイトル	どこでも病院
	解決アイデア	出張所に(市民)病院の窓口を作り、週1回出張所で診療してもらう。
2	気になるところ	空き家が多い。
	タイトル	楽しくお茶会を
	解決アイデア	空き家を利用してサークル活動・茶飲み会の場にする。



「私たちのまちのいいところ」

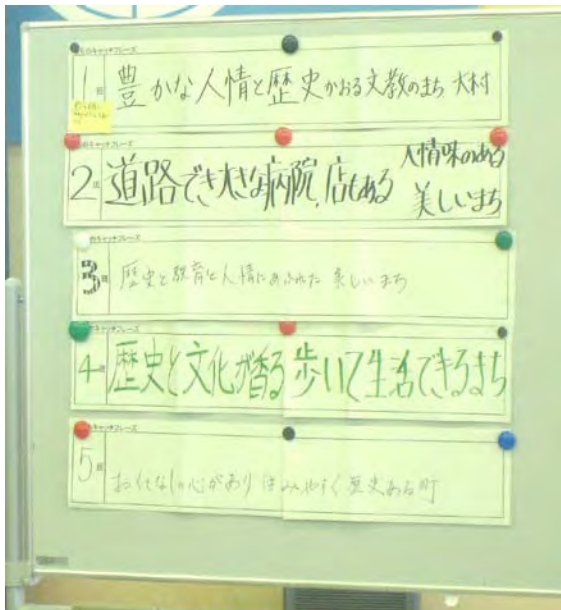
を話し合う様子

(平成21年2月8日第1回富の原
小学校区住民懇談会より)



付せん紙に書いた「わたしのまち
の気になるところ」を模造紙にグ
ループ分けしたところ

(平成21年2月15日第1回三城小学校
区住民懇談会より)



各班で考えた

「まちのキャッチフレーズ」

(平成21年10月24日大村小学校区

住民懇談会より)



課題を解決する

「おもしろアイディア」

を作業シートに記入する様子

(平成21年12月13日松原小学校区

住民懇談会より)

ワーキンググループの活動の流れ

毎回、分科会ごとに6～8名で1つの班をつくり、ワークショップ形式の話し合いを行いました。

第1回全体会 概要説明

平成22年4月22日

(地域福祉計画の目的、ワーキンググループの活動について事務局から説明しました。)



第2回全体会 課題の整理

平成22年5月20日・27日

(各分科会で課題を抽出し、その中から優先して取り組むべき5つを選び、分科会の話し合いテーマを決定しました。)

～各分科会テーマ～

【高齢者福祉分科会】

- ①独居高齢者等の見守り ②認知症への地域支援のあり方 ③交流、生きがいづくり
- ④災害対応（避難支援、対象者把握など） ⑤交通手段

【障がい者(児)福祉分科会】

- ①障がい者への地域の理解（障がい児保育、教育）
- ②障がい者への地域の理解（交流） ③障がい者への地域の理解（働く機会）
- ④災害対応（避難支援、対象者把握など）
- ⑤障がい者の生活環境（公衆トイレ、住宅、交通等）

【児童福祉・子育て支援分科会】

- ①多世代交流、障がい者との交流 ②子ども会（未加入、行事内容、担い手不足など）
- ③子どもの遊び方、遊び場
- ④地域、行政による子育て支援（育児放棄・不登校への対応含む）
- ⑤子どもの安全（防犯、防災）

【向こう三軒両どなり分科会】

- ①ごみに関する問題（ごみ出しルール、ポイ捨てなど）
- ②町内会（未加入、行事内容、担い手不足など）
- ③困りごとを解決するための地域、行政との相談・連絡体制
- ④災害対応（要援護者の把握、自主防災組織など） ⑤防犯、交通安全



第1～5回分科会 活動案作成

平成22年6月～8月

(分科会単位で、毎回テーマに沿って具体的な活動案を作成しました。)

～分科会の流れ～

I 本日のテーマについて事務局説明

(課題の現状、市の関連事業、他自治体での取組み事例を紹介)

II 各自、資料を参考にしながら、課題を解決するための解決アイデアを作成



各自作成した解決アイデアシートを模造紙に貼る様子

(平成22年6月23日
第2回児童福祉・子育て
支援分科会より)

III 班で1つか2つずつ、いちおしの解決アイデアを選び、これを活動案としてまとめていく。



班で活動案を作成している様子

(平成22年6月10日第
1回向こう三軒両どなり
分科会より)



第3回全体会 活動案の再検討

平成22年9月9日

(分科会での活動案を取りまとめて作成した事務局案に対し、異なる分科会メンバーを組み合わせる班をつくり、意見を出し合いました。)



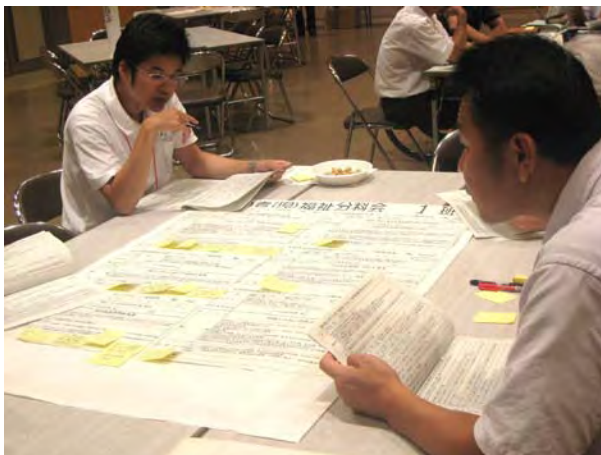
事務局案について話し合う様子



第4回全体会 まとめ

平成22年9月22日

(第3回全体会で出た意見などをもとに、各分科会で事務局案を再検討しました。)



事務局案に対するコメント(付せん紙)を作成する様子



提言書完成 (P132 参照)

(大村市地域福祉計画の基本的な考え方と取組みについての提案)

提 言 書

(大村市地域福祉計画の基本的な考え方と取組みについての提案)

～ 目 次 ～

序 文	…………	P133
組織について・活動の経過	…………	P134
基本的な方向性について	…………	P135
事業案について	…………	P139
【資料１】メンバーリスト	…………	P146
【資料２】活動の記録	…………	P150

平成２２年１０月
大村市地域福祉計画ワーキンググループ

序 文

私たち大村市地域福祉計画ワーキンググループメンバー及びサポートメンバー74名は、平成22年4月から9月までの約半年間、「誰もが安心して暮らせる支え合いのまち おおむら」をつくるため、真剣かつ活発な話し合いを重ねてきました。

「私たちの住む地域には、今どのような課題があるだろう？」

「その課題を解決するためにはどうすれば良いだろう？」

「では、自分たちでも取り組めることはないだろうか？」

このような視点で、課題を解決するための具体的な取り組みと、その中で行政・地域住民・その他の組織や団体がそれぞれ担うべき役割を考えました。

本提言書には、私たちが話し合いを重ねた末に結論に至った、大村市地域福祉計画に反映させてほしい基本的な方向性と、それを実現させるための17の事業案を記載しています。

組 織 に つ い て

ワーキンググループには、福祉事業者やボランティア等の民間団体、社会福祉協議会、市の関連部署からの推薦メンバーのほか、一般公募の市民の方々も多数参加されました。

また、高齢者福祉分科会、障がい者（児）福祉分科会、児童福祉・子育て支援分科会、向こう三軒両どなり分科会の4分科会を設け、基本的には分科会ごとにワークショップ形式での話し合いを行いました。

☞ 『資料1 大村市地域福祉計画ワーキンググループメンバーリスト』参照

活 動 の 経 過

まず初めに、各分科会において優先して取り組むべき課題を5つずつ選び、この5つの課題を解決するための様々なアイデアを考えました。

そして、分科会同士の意見交換などによる検討を重ね、最終的に17の事業案として取りまとめました。

☞ 『資料2 大村市地域福祉計画ワーキンググループ活動記録』参照

計画の基本的な方向性について

本計画のあるべき方向性について、以下7項目に分けて記載しています。総合的に言えるのは、地域福祉の充実のためには、市民一人一人が「向こう三軒両どなり」の心で地域づくりを進めることが何より重要であるということです。

(1) 市民一人一人に福祉意識を広げる環境づくり

性別や年齢、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して地域で暮らしていくため最も必要なものは、住民同士の支え合いです。

支え合いの関係をつくるためには、日頃からのふれあいを通し、お互いを理解することが大切です。

ワーキンググループでは、「障がい者は、地域住民と交流する機会が少なく、その為に地域住民の障がい者に対する理解が進んでいない」という意見が多く挙がりました。

そこで、障がい者(児)と地域住民との理解を深めるきっかけづくりとして次の取組みを提案します。

事業案① 「障がい者ふれあい週間」実施事業

（２）地域福祉を担う人材の育成

近年、地域社会における人と人とのつながりの希薄化が叫ばれる一方で、ボランティアサークルや NPO による福祉活動が盛んになりつつあります。市民一人一人が潜在的に持っているボランティア意識は、決して低くありません。意識を高め、地域福祉の担い手を増やしていくこと、そして、地域で活動の核となるリーダーを育成していくことが大切であると思われます。

そこで、地域福祉を担う人材を育成するため、次の取組みを提案します。

事業案② 地域の人財育成事業

（３）コミュニティ活動の充実

少子高齢化、都市化、住民の価値観の変化などにより、町内会、子ども会など地縁組織において、加入率の低下、担い手不足などの問題が大きくなってきています。その一方で、これらの組織が、地域福祉の担い手として果たす役割は今後ますます重要になっていくものと思われます。

私たちが考える組織活性化の「カギ」は、異なる組織同士（例えば子ども会と老人会）の交流・連携です。あらゆる組織で連携し、地域福祉の向上を図る以下の取組みを提案します。

事業案③ 地域ふれあい活動活性化事業

事業案④ ふれあいクリーンアップおおむら活動事業

事業案⑤ 「いっぱい遊んですくすく育とう」—子どもの遊び応援事業

事業案⑥ 子どもの遊び場確保 支援事業

(4) 地域による防犯、防災体制づくり

地域福祉において最も大切な事、それは、万が一の時、支援を必要とする人の命を守ることであると私たちは考えます。

防犯防災の取り組みにおいて行政（公助）が担う役割は、当然大きいものですが、それだけでは限界があります。地域において、「自分の身は自分で守る(自助)意識」を高め、「地域で助け合う(共助)仕組み」をつくることが、「安全安心のまちづくり」には必要不可欠です。

そこで、地域の防犯防災力を高める以下の取組みを提案します。

事業案⑦ 地域でつくる子どもの安全 事業

事業案⑧ 災害時要援護者情報の共有

事業案⑨ 自主防災組織活性化事業

(5) 見守りネットワークの構築

近年、地域社会において特に深刻化しているのが、育児放棄、幼児や高齢者に対する虐待、単身者の孤立死、認知症、そして、ごく最近焦点となっている所在不明高齢者などの新たな問題です。

これらの問題については、行政を含め地域全体で見守りのネットワークを構築し、課題を抱えた人や家庭をしっかりと把握し、孤立させないこと、これが解決の第一歩だと考えます。そこで、独居高齢者・認知症高齢者・子育て世帯に対する見守りネットワークの構築を図る以下の取組みを提案します。

事業案⑩ 高齢者地域見守り支援事業

事業案⑪ どこでも安心ネットワーク事業

事業案⑫ 親子と地域のつながりづくり促進事業

（６）社会参加と生きがいつくりの推進

私たちは、大村市が、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが社会と繋がりを持って、いきいきと生活できるまちになることを心から願っています。個人の社会参加と生きがいつくりは、地域福祉や地域おこしの担い手を増やし、個人だけではなく地域社会全体に活力を与えることにつながる、重要な取り組みであると考えます。

そこで、高齢者や障がい者の社会参加と生きがいつくりを推進するため、以下の取り組みを提案します。

事業案⑬ 人生ノート作成・活用事業

事業案⑭ 高齢者の総合活動クラブ設置事業

事業案⑮ 就労座談会開催事業

事業案⑯ 障がい者ふれあいの場創出事業

（７）福祉サービスの情報提供・相談体制の充実

地域社会において、様々な課題を抱える人に対し、住民同士が助け合っていくことはもちろん大切ですが、解決が難しい問題については、これをスムーズに公的な福祉サービスにつなげていくことも重要です。

そのためには、市民が普段から福祉サービスに関する適切な情報を得ることができること、困り事を気軽に相談できる窓口（若しくは人）が身近に存在することが大切です。

そこで、地域の困り事をスムーズに解決できるよう、以下の取り組みを提案します。

事業案⑰ 身近な相談体制 整備事業

事業案について

(1) 市民一人一人に福祉意識を広げる環境づくり

① 「障がい者ふれあい週間」実施事業

概 要	国の定める「障害者週間」（12月3日～9日）にあわせて、市全体で地域社会の障がい者に対する理解を深めるための各種イベントを開催する。あわせて、わが国の障がい者福祉発展に寄与した郷土出身の偉人、石井筆子を当事業のシンボルとし、市民への宣伝効果を高める。 ①メインイベントとして、土曜若しくは日曜にシーハットなどで関連する映画の上映や講演会、障がい児と健常児の交流会（例えば、大きな絵画や工作を一緒に制作するワークショップなど）を実施。会場内には、福祉作業所の販売ブースを設置。 ②市内の各障がい者福祉施設を、一般市民（特に地元）に開放し、自由に見学してもらう。施設側はそれに合わせ交流イベントを企画。 ③特別支援学校と普通小中学校との交流会を相互訪問という形で実施（いくつかの学校で平日に授業の一環として。）また、交流会にあわせて保護者参観を実施する。
役 割 分 担	市・社会福祉協議会……①企画運営②福祉施設、学校への協力呼びかけ。石井筆子の一生やその理念を題材とした子ども向け冊子を作成 社会福祉協議会……③外出困難な障がい児へ外出サポートをおこなう。 福祉施設・作業所……①イベントへの出店 ②市民への施設開放 小中学校（モデル校）……③石井筆子及び障がい者理解をテーマにした授業を実施し、交流会を実施

(2) 地域福祉を担う人材の育成

② 地域の人財育成事業

概 要	地域活動を行う人材を養成し、長期的な視点で地域福祉の促進を図る。 *タイトルは、地域の人材を貴重な財産という意味で「人財」と表現
役 割 分 担	社会福祉協議会……養成講座を開く。入門編、実践編など対象者のニーズに合わせて複数のコースを設定。修了生に対しても、継続的に実践活動をフォローしていく。 市……社会福祉協議会と連携し講座を企画。関係職員を講師として派遣する。

(3) コミュニティ活動の充実

③ 地域ふれあい活動活性化事業

概 要	地域おこしや地域の支え合いを担う、町内会、子ども会、老人会、ボランティア団体の活動を活性化させるため以下の事業をおこなう。 ①優良団体の表彰 多世代及び障がい者との交流、地域おこし、見守り、防災活動などで実績のあった団体を年1回表彰。健康福祉まつりにあわせて実施 ②PR活動 広報紙へ掲載、ケーブルテレビに取材依頼、転入者向け町内会・子ども会用チラシの作成 ③各団体による意見交換会等の開催 人手不足の解消や多世代交流のきっかけづくりとして、子ども会育成連合会、老人クラブ連合会、町内会長会連合会、ボランティア団体等による意見交換会を実施（各々の抱える課題を協働で乗り越えることを目的に） ④【町内会に対し】市の施策目的と合致する地域活動を促進するため「ゴミ減量」「高齢者見守り」「地域防災」などの活動をメニュー化し助成制度を設ける。
役 割 分 担	市……①表彰式の実施 ②広報紙への掲載、各メディアへの取材依頼 ③会を主催 ④大村市ふるさとづくり寄附（福祉目的指定分）を原資とした助成制度創設 社会福祉協議会……①関係団体へ呼びかけ、優秀団体の選考 ③開催に協力 ④共同募金等の資金活用を検討

④ ふれあいクリーンアップおおむら活動事業

概 要	大村市の環境美化、ゴミ減量化を、人と人との交流を通して進める。 ①恒例の空き缶回収キャンペーンや市民大清掃に競技性を加えたり賞品を出すことなどで、参加者の増加を図る。 ②地域において日常的に住民同士の交流を図りながら、ゴミの分別徹底、減量化をすすめる。
役 割 分 担	市……①のイベント主催 ②を促すため、住民に対し、ゴミ分別・減量化に関する講座の開催、コンポスト貸与等を行う。また、年1回*優良団体・個人に対して表彰し、広報紙、ケーブルテレビ等を通じて市民に周知する。 *優良団体・個人への表彰については、現在、保健環境連合会（町内会長等で構成）が年1回、市民大清掃の開会式前に実施しているが、これを活動案「地域ふれあい活動活性化事業」における優良団体表彰の中で、「環境保全活動」部門として表彰する。 社会福祉協議会……①の運営スタッフとしてボランティア確保。 町内会……キャンペーンに参加するとともに、日常的に住民同士の交流を図りながら、ゴミの分別徹底、減量化に努める。 企業……①のイベントでの賞品を提供（キャンペーンチラシに広告掲載）。

⑤ 「いっぱい遊んですくすく育とう」—子どもの遊び応援事業

概 要	・保護者等に対して、自然の中での遊びや伝統遊具の遊び方などを教える「遊ばせ方講座」を開催する。 ・地域で立ち上げる子育てサロンに対し、運営方法のアドバイスなど支援をおこなう。
役 割 分 担	市……「遊ばせ方講座」開講 社会福祉協議会……子育てサロンに対する支援

⑥ 子どもの遊び場確保 支援事業

概 要	・地域住民が子どもの遊び場として提供している、空き地や休耕田にかかる固定資産税を免除、若しくは固定資産税相当額を助成。その土地には、市が認証マークの付いた立て看板を設置。 ・学校、保育所等を地域の子どもの遊び場として定期的に開放する。開放日は、事前に広報紙等で告知、近隣の住民にはその時間にあわせて散歩をしてもらうなど、さりげなく見守ってもらう。
役 割 分 担	市……遊び場として土地を提供した住民への税免除若しくは助成、看板設置。学校、保育所等への開放働きかけ。 学校、保育所等……敷地を遊び場として提供することを検討 町内会、住民……遊び場としての土地の提供、草刈り等による管理、子どもの見守り

(4) 地域による防犯、防災体制づくり

⑦ 地域でつくる子どもの安全事業

概 要	子どもの防犯や交通安全に対する意識や、地域の「見守り力」を高めるため、「地域安全マップづくり」「こども見守りデー実施」の各事業をおこなう。
役 割 分 担	【親子でつくる地域安全マップコンクール】 市……「小学4年生」など、特定の学年を対象に年1回実施。マップづくりのノウハウをまとめた冊子を作成し、PTA・子ども会などに配布し、作品を募集する。優秀作品を表彰する。 警察、防犯協会等……マップづくりやコンクールの審査に対してアドバイス *マップづくりについては、コミセンが実施する夏休み子ども向けの講座の中に取り入れることも検討 【こども見守りデー実施】 市……月1回、例えば「毎月第1火曜日」を「こども見守りデー」に設定し、町内会連合会、老人会等各団体に、朝の登校時間と、夕方の下校時間にあわせて見守りを呼び掛ける。 住民……「ワンワンパトロール」「ついでパトロール」など無理なく自然な形での見守りをおこなう。

⑧ 災害時要援護者情報の共有

概 要	現在の災害時要援護者情報の共有方法である「同意方式」（対象者から同意を得た個人情報に関係機関で共有）をさらに普及させるとともに、「関係機関共有方式」（市が保有する行政基本情報を関係機関で共有）の導入を検討する。
役 割 分 担	市…… ①既存の災害時要援護者情報登録制度の普及を進めるため、民生委員児童委員、社会福祉協議会と連携し、戸別訪問による情報把握をおこなう。また、身体障害者団体連合会をはじめ、要援護者関連団体に対し説明会や災害対応訓練を実施し、制度の周知と登録者の拡大を図る。 ②大村市個人情報保護審議会に諮り、市の保有する行政基本情報を関係機関で共有する「関係機関共有方式」の導入を目指す。

⑨ 自主防災組織 活性化事業

概 要	災害時要援護者支援の中心的役割を担う自主防災組織の活動を、より充実したものとするため、未結成町内での結成促進や、防災訓練の実施などによる活性化を図る。
役 割 分 担	市……市内の自主防災組織で連絡協議会を結成し、年1回、活動報告会や研修会を実施する。未結成の町内にも参加を呼び掛け、結成のきっかけとする。また、自主防災組織の活動に対しノウハウ提供等の支援を行う。 消防署・消防団……自主防災組織の活動に対するアドバイスや訓練への協力を行う。 自主防災組織……高齢者・障がい者・子どもなどが参加する防災訓練、町内防災マップづくり、防災マニュアルの作成などを通し、災害時要援護者支援を柱にした活動を実践する。最終的には、要援護者一人一人の個別支援計画をつくる。 企業……自主防災組織が実施する防災訓練で配布する参加賞（広告付き）を提供する。

(5) 見守りネットワークの構築

⑩ 高齢者地域見守り支援事業

概 要	地域が主体となった高齢者見守り活動を実施したい町内会を募集し、いくつかを「サポート地域」として認定する。「サポート地域」に対しては、セミナーの開催、先進的な活動団体への視察などを通じ、1年程度のプログラムの中で地域に合った見守り体制づくりを支援していく。見守り体制づくりにおいては、市が取り組んでいる「災害時要援護者支援制度」との連携を図る。 「サポート地域」での取り組み成果については、広報などを通じ市民に周知し、他の町内への拡大を図る。 ＊優秀団体への表彰、大村市ふるさとづくり寄附（福祉目的指定分）、共同募金等の資金活用を検討
役 割 分 担	市・社会福祉協議会……見守り支援プログラムの企画・運営、市民への広報

⑪ どこでも安心ネットワーク事業

概 要	認知症高齢者が徘徊した際、情報伝達から保護までを迅速におこなえるよう、地域包括支援センターを窓口とした市内各事業所や認知症サポーターによるネットワークを構築する。
役 割 分 担	市（地域包括支援センター）…… ①市内のコンビニエンスストア、郵便局、宅配業者、認知症高齢者グループホームなどと、徘徊が起きた場合の市からの情報提供、徘徊者を目撃した際の市への通報協力などを定めた協定を結ぶ。 ②認知症サポーターのうち同意を得た市民にネットワークの一員として協力してもらう。 ③介護保険サービス利用者（認知症）若しくはその家族から、徘徊が起きた場合に個人情報ネットワークへ提供することに対する同意を得て登録。 ④認知症に対する地域の理解・協力を進めるため、認知症サポーター養成講座を引き続き実施 ⑤本事業について、広報紙等を利用し市民への周知を図る。

⑫ 親子と地域のつながりづくり促進事業

概 要	新生児のいる世帯や、市外から転入した子育て世帯に対し、各種子育て関連サービスや活動の紹介をおこなうとともに、地域交流のきっかけをつくり、孤立化を防ぐ。
役 割 分 担	市……転入手続きや子ども手当の申請時に、子育て支援についての情報をまとめたパンフレットを渡すとともに、地域の民生委員を紹介する。また、保護者にアンケート（知合いの有無、子育てに対する意識）を書いてもらい、これにより支援の必要な家庭を把握し、後日、母子保健相談員が訪問する。 社会福祉協議会……地域の公民館などに、子育て中の親子を招く交流サロンの立ち上げを支援する。また、地域で子育てを支援するボランティアの育成をおこなう。母子保健相談員との連携を図り、サロンやボランティアの情報を支援の必要な親子に提供する。 町内……本人の希望があれば、母子保健相談員に近隣住民（班長など）も同行し、近所の子育て家庭や散歩コースなどの情報を提供する。

(6) 社会参加と生きがいのづくりの推進

⑬ 人生ノート作成・活用事業

概 要	「人生ノート」とは、高齢期に差しかった市民が、自分のこれまでの歩みを振り返り、今後どのように暮らしていきたいかを記入する冊子のこと。第1の目的は、老後の「生き方・生きがい探し」のきっかけづくり。第2の目的は、認知症など要介護状態になった際、利用者の個性を尊重したサービスを受けるための情報伝達手段。この「人生ノート」を、高齢者の生きがいのづくりや、より良い介護保険サービスの提供のため、作成及び活用を検討する。
役 割 分 担	市・社会福祉協議会……ノートの作成、配布、活用について検討会を発足

⑭ 高齢者の総合活動クラブ設置事業

概 要	①老人福祉センターの趣味講座の拡大を行い、引きこもりがちな方々（特に男性）も参加しやすいよう、どんなメニューなら参加したいか事前調査をしたうえで多種多様なメニューを創る。生きがいのづくり、ふれあいの場、さらには地域貢献につながるメニューも検討する。実費制・自由参加とし、自分の持つ知識や技能を教えたい高齢者も講師として募集する。会場については、福祉センターだけでなく公民館等での出張講座も検討する。②高齢者に対するクラブの紹介をおこなうため年1回オリエンテーションを開催、各プログラムの他、ボランティアセンターによる登録の呼び掛けも行う。
役 割 分 担	市……老人クラブ会員・熟年大学受講者などを勧誘。広報紙・ケーブルテレビ・FMおおむら等で講座を紹介してもらいPRを図る。 社会福祉協議会……講座の総合企画・運営（事前のニーズ調査含む）。講師になる人材の発掘、利用可能な助成金等の検討。オリエンテーションの開催。 民生委員……担当する独居高齢者に案内チラシ配布

⑮ 就労座談会開催事業

概 要	就労したいと思っている障がい者を対象にした基礎からの長期的な就労支援を行う。まず、就労座談会を開催し当事者同士、就労している障がい者との交流の中で徐々に意識を高める。そして、ボランティア活動を通じてコミュニケーションスキルを高め、さらに市内企業の協力を得て職場体験実習を実施、最終的には就労支援機関につなげていく。
役 割 分 担	市・社会福祉協議会……広報・啓発、座談会運営のコーディネート 社会福祉協議会（ラフラム・ボランティアセンター）……各施設と協力し参加者を募る。参加者とボランティア活動とのマッチング。 〈座談会の流れ〉 「働くこと」についての講義→当事者の体験談を聞く→質疑応答→自己分析→ボランティア活動 → 職場体験実習→就労機関へ

⑯ 障がい者ふれあいの場創出事業

概 要	市の公共施設の空きスペースを、障がい者団体及び施設に週・月単位で開放する。各団体・施設は、製造した商品の販売所や交流カフェを設置する。障がい者が市民とふれあう機会を増やし、相互理解を深めてもらうとともに、障がい者の生きがいのづくりの場とする。 *候補地……市庁舎本館1階ロビーなど
役 割 分 担	市……スペースを開放するとともに、広報紙、ケーブルテレビ、ラジオなどを通じて市民にPRする。

(7) 福祉サービスの情報提供・相談体制の充実

⑰ 身近な相談体制 整備事業

概 要	地域の困りごとが、当事者から地域の民生委員や行政などの専門機関につながり、解決に結びつくよう、複数の手段での相談体制を構築する。 ①民生委員（その他地域活動の担い手）活動PR事業……ケーブルテレビや広報紙で、活動を紹介し市民にPR。 ②困りごと相談ガイドブックを作成……生活上のあらゆる困りごとに対する相談窓口を簡単に記載したガイドブックを作成し、市内各所（スーパー、病院など）に配布 ③行政相談ボランティアの配置……市役所OBなどを小学校区単位で配置、週1～2回程度、決められた時間に公民館等で相談を受け付ける。相談ボランティアには定期的に市政の勉強会を行う。 ④*市職員の地域担当制導入について検討 *市職員が担当地区の町内会の会議に参加したり住民の話を聞いたりする。市の広報活動とともに、地域のまちづくりの一端を担う。
役 割 分 担	市……①広報誌に掲載 ②ガイドブックの作成 ③行政相談ボランティアの配置、勉強会主催 ④庁内での検討チーム立ち上げ 社会福祉協議会……①広報紙などに掲載 ②ガイドブック作成へ協力

【資料1】大村市地域福祉計画ワーキンググループメンバーリスト

高齢者福祉分科会

ワーキンググループメンバー

No.	氏 名	所 属 等
1	川添 喜世子	大村市民生委員児童委員協議会連合会/松原地区社会福祉協議会 /松原宿活性化協議会
2	竹尾 俊子	町内会/若返り会
3	舘川 恒徳	町内会/老人会
4	坂本 欽也	長崎県(大村市)レクリエーション協会
5	原 ハルエ	老人会
6	片岡 敏子	施設職員/大村市ボランティア連絡協議会
7	尾崎 修二	大村市町内会長会連合会
8	黒江 直樹	大村市介護支援専門員連絡協議会
9	野田 富夫	大村市認知症グループホーム連絡協議会
10	柿田 京子	医療法人檜山会 介護老人保健施設 うぐいすの丘
11	松尾 みき	大村市通所リハビリテーション事業所連絡協議会
12	青山 美智子	大村市訪問介護事業者連絡協議会
13	竹本 正秀	大村市通所介護事業者連絡協議会
14	田中 美喜子	長崎純心福祉文化研究会

サポートメンバー

No.	氏 名	所 属 等
1	中村 浩樹	大村市長寿介護課
2	藤井 直美	大村市地域包括支援センター
3	川嶋 富久	大村市国保けんこう課
4	山本 芙美	大村市社会福祉協議会

障がい者(児)福祉分科会

ワーキンググループメンバー

No.	氏 名	所 属 等
1	堀 裕貴	会社員/ボランティアグループ寒椿/認知症家族会わらべ会/精神疾患当事者会/麦の会/精神疾患家族会あやめ会
2	猪股 禮徳	松原宿活性化協議会
3	西永 勇三	町内会
4	柏木 政樹	自営業
5	中村 勝紀	大村市町内会長会連合会
6	西村 寿代	特定非営利活動法人 ふれあいショップ るぽ
7	桑原 茂子	(福)大村市手をつなぐ育成会
8	坪田 汐遥	障害者支援施設 三彩の里
9	南 和博	(福)共生会
10	田中 幸一郎	おおむら麦の会
11	上野 左千子	大村市民生委員児童委員協議会連合会
12	山田 恵美	(株)司コーポレーションスマイルケア
13	福田 剛武	(福)ことの海会 さつき園
14	赤城 順子	療育支援センター ステップ(大村市社会福祉協議会)
15	平岡 真理子	大村市社会福祉協議会
16	古本 美紀子	アトリエぽれぽれ

サポートメンバー

No.	氏 名	所 属 等
1	楠本 靖人	大村市障害福祉課
2	松下 昌也	大村市保護課
3	吉田 勝博	大村市社会福祉協議会

児童福祉・子育て支援分科会

ワーキンググループメンバー

No.	氏 名	所 属 等
1	伊川 京子	市議会議員/大村地区更生保護女性会/JA女性部
2	久保 芳子	松原地区社会福祉協議会/大村市母子寡婦福祉連合会
3	青木 久美子	主婦
4	伊藤 佐智子	おひさま文庫
5	内海 珠美	大村養護学校
6	松尾 正昭	三浦地区社会福祉協議会
7	阿比留 秀敏	大村市町内会長会連合会
8	有川 大輔	大村市PTA連合会
9	久松 喜美子	大村市民生委員児童委員協議会連合会(主任児童委員)
10	園田 裕史	大村市青少年健全育成連絡協議会
11	今道 孝志	大村市校長会

サポートメンバー

No.	氏 名	所 属 等
1	田尻 由美	大村市こども政策課
2	松原 佳代	大村市国保けんこう課
3	岡野 利男	大村市学校教育課
4	上野 秀徳	大村市社会教育課
5	福田 由美子	大村市社会福祉協議会

向こう三軒両どなり分科会

ワーキンググループメンバー

No.	氏 名	所 属 等
1	坂木 正春	大村市民生委員児童委員協議会連合会
2	井上 まや子	(有)夢サロンしーちゃんの家/ヘルパーステーションまあま
3	成瀬 真佐子	主婦
4	河内 一郎	大村市町内会長会連合会
5	中柳 美恵子	活水女子大学看護学部看護学科
6	松添 朝子	町内会
7	魏 秀芬	会社員
8	後藤 誉志	大村市役所/大村市青年団連絡協議会
9	加固 治男	まちかど研究室/スナメリの森
10	田中 芳幸	大村市消防団
11	江口 武夫	福重地区社会福祉協議会

サポートメンバー

No.	氏 名	所 属 等
1	富浦 保敏	大村市地域げんき課
2	尾曲 芳行	大村市安全対策課
3	山田 操	大村市企画政策課
4	五道 常守	大村市男女共同参画推進課
5	吉井 実	大村市交通政策課
6	坂口 恵蔵	大村市環境保全課
7	渡海 栄輔	大村市商工振興課
8	田中 秀紀	大村市道路課
9	森 健二	大村市河川公園課
10	島田 直也	大村市社会福祉協議会

【資料2】大村市地域福祉計画ワーキンググループ活動記録

【時間】 19:00～21:00

【場所】 大村市コミュニティセンター

開催日		名称	概要	備考
4月22日	木	第1回全体会	概要説明	・「地域福祉」について説明 ・今後の進め方について説明 ・メンバー自己紹介、課題の抽出
5月20日	木	第2回全体会 *高齢者福祉分科会のみ 5月27日開催	課題の整理	・地域福祉の視点について説明 ・課題の優先順位の決定
6月9日	水	第1回分科会（障がい）	活動案作成	【テーマ】障がい者への地域の理解（障がい児保育、教育）
		第1回分科会（子ども）	活動案作成	【テーマ】多世代交流、障がい者との交流
6月10日	木	第1回分科会（高齢）	活動案作成	【テーマ】独居高齢者等の見守り
		第1回分科会（向こう）	活動案作成	【テーマ】ごみに関する問題（ごみ出しルール、ポイ捨てなど）
6月23日	水	第2回分科会（子ども）	活動案作成	【テーマ】子ども会（未加入、行事内容、担い手不足など）
		第2回分科会（向こう）	活動案作成	【テーマ】町内会（未加入、行事内容、担い手不足など）
6月24日	木	第2回分科会（高齢）	活動案作成	【テーマ】認知症への地域支援のあり方
		第2回分科会（障がい）	活動案作成	【テーマ】障がい者への地域の理解（交流）
7月7日	水	第3回分科会（障がい）	活動案作成	【テーマ】障がい者への地域の理解（働く機会）
		第3回分科会（向こう）	活動案作成	【テーマ】困りごとを解決するための地域、行政との相談・連絡体制
7月8日	木	第3回分科会（子ども）	活動案作成	【テーマ】子どもの遊び方、遊び場
		第3回分科会（高齢）	活動案作成	【テーマ】交流、生きがいづくり
7月21日	水	第4回分科会（障がい）	活動案作成	【テーマ】災害対応（避難支援、対象者把握など）
		第4回分科会（子ども）	活動案作成	【テーマ】地域、行政による子育て支援（育児放棄・不登校への対応含む）
7月22日	木	第4回分科会（高齢）	活動案作成	【テーマ】災害対応（避難支援、対象者把握など）
		第4回分科会（向こう）	活動案作成	【テーマ】災害対応（要援護者の把握、自主防災組織など）
8月11日	水	第5回分科会（子ども）	活動案作成	【テーマ】子どもの安全（防犯、防災）
		第5回分科会（向こう）	活動案作成	【テーマ】防犯、交通安全
8月12日	木	第5回分科会（高齢）	活動案作成	【テーマ】交通手段
		第5回分科会（障がい）	活動案作成	【テーマ】障がい者の生活環境（公衆トイレ、住宅、交通等）
9月9日	木	第3回全体会	活動案の再検討	・事務局案に対する補足修正 ・他分科会との意見交換
9月22日	水	第4回全体会	まとめ	・事務局案に対する補足修正

本提言は、足かけ３年の策定作業を経て提示された計画案に対し、策定委員会が意見を取りまとめて市長に答申したものです。

大村市地域福祉計画策定に関する提言書

(平成２３年１月１７日 答申)

大村市地域福祉計画策定委員会

はじめに

私たち大村市地域福祉計画策定委員会は、平成20年8月1日開催の第1回委員会において市長より委嘱を受けて発足しました。

これまで計9回の委員会を開催し、計画策定のために必要な事項の調査、審議を行ってきました。この度、足かけ3年に渡る策定作業を経て提示された計画案に対し意見を求められたので、本提言書を提出します。

本提言を大村市地域福祉計画の策定に活かしていただくようお願いいたします。

平成23年1月17日

大村市地域福祉計画策定委員会

委員長	伊藤 隆二
副委員長	今村 典男
委員	山本 主税
同	清水 まり子
同	橋口 智明
同	前田 秀樹
同	下田 珠枝
同	坂本 均
同	長谷川 麻衣子
同	朝長 正義
同	坂井 則雄

提言 1 地域福祉推進のため市民に求める「自助」についての事項は、
表現を修正のうえ記載すべきである。

第4章では、地域福祉を推進するために、市と大村市社会福祉協議会が取り組むべき「公助」「共助」について記載している。さらに、本計画は全市民が一緒になって地域福祉に関わっていくことを目指しているため、市民に求める「自助」についての記載も必要と思われる。

ただ、高年齢や障がいなどにより「自助」の難しい方々がいる。決して行政が市民に自己責任を押し付けるかのような、冷たい印象を与えるべきではなく、もっと暖か味のある表現に改めるべきである。

提言 2 地域における身近な相談相手として、地域に新たな福祉の担い手を配置するよう、本計画に盛り込むべきである。

第4章の重点事業「身近な相談体制整備事業」においては、民生委員児童委員が身近な相談相手と明記されている。しかし、民生委員児童委員は現在、活動内容が質・量ともに増大しており、新たな活動を行う余地は少ない。そのため、今後地域福祉を推進していくにあたっては、新たな福祉の担い手を育成し、積極的に地域に配置していくべきである。

提言 3 各事業の取り組み目標年次を設定すべきである。

第4章の市と大村市社会福祉協議会が取り組むべきことについては、10年間の計画期間だけが設定され、各事業をどのように展開していくのかが明記されていない。本計画の実効性と継続性を担保するためにも、取り組み目標年次を記載するべきである。

提言 4 計画策定後、市の推進体制を確実に整えていくべきである。

本計画は、多くの市民が市や大村市社会福祉協議会とともに、3年という長い年月をかけて作り上げたものであり、従来の行政計画以上に「おおむらを良くしたい」という市民の思いが詰まっている。

よって、策定に関わった多くの市民の思いに応え、今後計画を確実に継続、実行していくため、市の推進体制の整備には万全を期してほしい。

用語解説

【あ】

NPO	Non-Profit-Organizationの略語。「民間非営利組織」のこと。利益拡大のためではなく、社会貢献を目的として活動する組織。狭義の意味では特定非営利活動法人(NPO法人)として設立された組織を指すが、一般的にはボランティア団体や市民活動団体も含まれる。
-----	---

【か】

介護保険制度	介護が必要な高齢者及びその家族を社会全体で支えるため、平成12年4月から始まった制度であり、市町村が保険者となって運営する。 40歳以上が被保険者となって保険料を負担し、65歳以上で要介護(要支援)の認定を受けた者、40歳以上65歳未満で政令で定める特定疾病に該当し要介護(要支援)の認定を受けた者がサービスを受けられる。
核家族	夫婦のみの世帯、夫婦またはひとり親と未婚の子どもからなる家族。
ガイドヘルパー	外出介護員と呼ばれ、障がい者の外出の際の付き添いや介護を専門的に行うホームヘルパー。
基本構想・基本計画	基本構想は、市町村が目指す将来の都市像を描き、その実現のための基本目標、施策の大綱を明らかにするもの。基本計画は、基本構想に掲げる将来の都市像と基本目標に従い、分野別の計画体系を示して、取り組まなければならない施策を位置づけるとともに、達成すべき具体的目標を明らかにするもの。
共助	自分だけでは解決が困難なことについて、周囲や地域、その他民間組織が協力して取り組むこと。
健康おおむら21計画	国民一人一人の主体的な健康づくりを、社会全体で支援していくことを定めた、「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」に基づき、本市で策定した住民の健康づくりに関する行動計画
健康づくり推進員	市町村が開催する健康づくり推進員養成講座で運動の知識・実践を学習し、地域で健康・運動の普及・実践・アドバイスなどのボランティア活動を行う者。
権利擁護	自己の権利を表明したり行使することが困難な認知症高齢者や障がい者等に代わって、援助者がその権利の表明や行使を行うこと。
公助	個人や周囲、地域あるいは民間の力で解決できないことについて、公的機関が行うこと。
公民協働	行政と住民が、それぞれ単独では解決できない地域の課題に、互いの不足を補い合いつつ協力して取り組んでいくこと。

用語解説

【か】

高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合
高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	高齢者保健福祉計画は、市町村の高齢者施策を総合的に位置付けるもので、介護保険事業計画とその他の高齢者施策を一体的に含む計画。 介護保険事業計画は、市町村の介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握してサービス提供体制を整えることなどを定める計画。
コーディネーター	関係者や関係機関との調整を行い、物事をまとめ上げる役割の人。
孤独死	一人暮らしの人が、突然の疾病等により誰にも看取られず本人の住居内で死亡すること。
コミュニティ	地域社会、共同体

【さ】

災害時要援護者	災害時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握したり、自らを守るために安全な場所に避難するなど、一連の行動をとるのに支援を要する人々のこと。高齢者(特に迅速な行動に支障のある方)、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人(日本語で情報を得ることができない方)等を指す。
サロン	地域の公民館等を拠点に、住民やボランティア等が企画、運営する仲間づくりや情報交換の場。
資源	生活課題の解決のために活用できる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。
自主防災組織	住民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方に立って、自主的に防災活動を行う組織のこと。一般的に町内会、青年団、婦人会などの地域活動の組織を生かして結成される。
自助	自分の責任で、自分自身が問題解決に取り組むこと。
次世代育成支援行動計画	市町村が「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境づくりなどの次世代育成支援対策を定めた計画。
障がい者基本計画 ・障がい福祉計画	障がい者基本計画は、「障害者基本法」に基づき、市町村が障がい者施策全般の方向性を示す計画。障がい福祉計画は、「障害者自立支援法」に基づき、障がい福祉施策展開のため、具体的な数値目標を盛り込み、障がい者基本計画の生活支援に係る施策の実施計画的なもの。 □

用語解説

【さ】

障害者週間	国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する意欲を高めることを趣旨として、国が平成7年に定めたもの。
小地域	町内会や小学校区など住民にとって身近な日常生活圏域を指す。
食育推進計画	「食育基本法」に基づき、市町村が、子どもたちに様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践できる人間に育てていく、「食育」を推進するための行動計画
食生活改善推進員	市町村が開催する食生活改善推進員養成講座を修了した者で、健康づくりのための食生活を通してボランティア活動を行う者。
自立支援協議会	「障害者自立支援法」に基づき、障がいのある人が障がいのない人と共に暮らせる地域をつくるため、障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行う場。障がい者が抱える様々なニーズに対応していくために、保健・医療・福祉・教育・就労等のあらゆる分野での支援を継続的に行えるよう、関係行政機関や民間団体で構成する。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人を保護するための制度。そのような人が契約を結ぶ必要がある場合などに、本人に代わってこれらの行為を行う後見的役割を務める成年後見人等を家庭裁判所が選任し、その判断を補う。

【た】

(福祉サービス) 第三者評価	社会福祉法人等の提供するサービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価のこと。
地域包括支援センター	平成17年の介護保険法の改正にともない、新たに地域の介護支援を担うために設置された機関。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが中心となり、高齢者の生活を総合的に支えていくため様々な支援を包括的に行う。
地域防災・水防計画	「災害対策基本法」に基づき、市町村の防災会議が、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等に関する事項を定めるもの。市や、その他関係機関の行う防災活動を 総合的かつ計画的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
地方分権一括法	平成12年4月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の通称名。地方自治体の業務に関わる権限と責任を、中央政府から地方自治体に委譲することを目的とする。
中央集権	政治行政の権限や財源が、一元的に国家(中央政府)に統合・集中していること。

用語解説

【な】

ニーズ	個人や家族が社会生活を送る中で生じる様々な問題に対して、解決・軽減を求める要求、欲求、需要のこと。
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な知的障がい・精神障がいがある人や高齢者等に対し、社会福祉協議会が、契約により、各種サービスの利用援助、日常生活の各種手続きや金銭管理等を行う事業。
認知症サポーター	多くの市民に認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらうために、市町村が開催する「認知症サポーター養成講座」を受講した人を指す。
ノーマライゼーション	障がいの有無や年齢に関わらず、すべての人が社会の中で互いに尊重し支え合いながら、ともに地域で生活することが本来の社会のあり方である、という考え方。

【は】

パブリックコメント	行政機関が各種計画の策定などを行う際、事前にその内容を公表して、市民から意見や提案を募集し、その結果を考慮して決定する一連の手続き。「意見公募手続」という。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。段差などの物理的な障壁の他、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障がいの除去という意味で用いられる。
プロジェクトチーム	特定の事業や計画を遂行するために特別に編成される組織のこと。
母子保健推進員	市町村の母子保健事業に協力し、家庭と行政とのパイプ役として地域で活動する。 大村市では保健師・助産師が第1子、母子保健推進員が第2子以降の乳児家庭を訪問して全誕生児に面接を行い、適切な保健指導や子育ての情報を提供する。また、訪問の結果、支援を必要とする家庭には、子どもの成長等に応じて、継続的な訪問指導や各種子育て支援サービスを提供する。

【ま】

民生委員児童委員	地域の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域住民の福祉向上のために活動する。身分は非常勤の特別職の地方公務員とされ、任期は3年で、社会奉仕の精神で住民の立場に立って地域住民の相談に応じ、必要な援助を行う。
向こう三軒両どなり	普段親しく付き合う近所の意味で、自分の家の向かい側の3軒と左右の2軒の家を指す。地域のきずなが希薄になった現在、近所でのつながり、支えあいの大切さを表す言葉として用いられている。

【や、ら、わ】

要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている児童等、要保護児童の早期発見・早期対応を図るため市町村が設置する。関係機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務に従事する者等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。
ワークショップ	司会者の進行によって、参加者が自由に発言・作業し、グループの相互作用の中で学習したりアイデアを創り出したりする手法のこと。住民が主体になって地域の課題を考える際に、よく用いられている。

おおむら支え合いプラン

【大村市地域福祉計画・大村市地域福祉活動計画】

大村市役所 福祉保健部 福祉総務課

〒856-8686 長崎県大村市玖島一丁目25番地

TEL (0957) 53-4111 FAX (0957) 52-6930

E-mail: fukushi @ city.omura.lg.jp

ホームページ <http://www.city.omura.nagasaki.jp/>

サイト内 「地域福祉計画」で検索

社会福祉法人 大村市社会福祉協議会

〒856-0825 長崎県大村市西三城町8番地

TEL (0957) 53-1351 FAX (0957) 54-1365

E-mail: sukoyaka@omura-shakyo.net

ホームページ <http://www.omura-shakyo.net/>